

第百一回国会 文教委員会 議 録 第 五 号

昭和五十九年四月四日(水曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 愛野興一郎君

理事 石橋 一弥君

理事 白川 勝彦君

理事 佐藤 誼君

理事 有馬 重武君

理事 青木 正久君

理事 榎本 和平君

理事 河野 洋平君

理事 二階 俊博君

理事 町村 信孝君

理事 渡辺 秀央君

理事 佐藤 徳雄君

理事 中西 績介君

理事 滝沢 幸助君

理事 山原 健二郎君

出席國務大臣

文部大臣 森 喜朗君

出席政府委員

環境庁長官 加藤 陸美君

文部政務次官 中村 靖君

文部大臣官房長 西崎 清久君

文部大臣官房審議官 齊藤 尚夫君

文部省初等中等教育局長 高石 邦男君

文部省大学局長 宮地 貫一君

文部省学術国際局長 大崎 仁君

文部省社会教育局長 宮野 禮一君

文部省管理局長 阿部 充夫君

委員外の出席者

文部省管理局長 阿部 充夫君

委員外の出席者

委員外の出席者

委員外の出席者

委員外の出席者

委員外の出席者

委員外の出席者

委員外の出席者

国土庁大都市圏整備局計画官 柳沢 勝君

厚生省医務局医事課長 横尾 和子君

労働省職業訓練局訓練政策課長 金平 隆弘君

参事(大学入試センター副所長) 肥田野 直君

文教委員会調査室長 中嶋 米夫君

委員の異動

四月四日

辞任 稲葉 修君

補欠選任 渡辺 秀央君

同日 辞任 渡辺 秀央君

補欠選任 稲葉 修君

四月三日

著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出第六二号)

同月四日

学校教育法の一部を改正する法律案(佐藤誼君外二名提出、衆法第六号)

公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(中西績介君外二名提出、衆法第七号)

公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案(馬場昇君外二名提出、衆法第八号)

学校教育法等の一部を改正する法律案(中西績介君外二名提出、衆法第九号)

同月二日

高校新增設費国庫補助増額等に関する請願(藤原哲太郎君紹介(第一八三三号))

同(伊藤昌弘君紹介(第一九一四号))

同(石川要三君紹介(第一九一五号))

同(上田哲君紹介(第一九一六号))

同(小澤潔君紹介(第一九一七号))

同(小坂徳三郎君紹介(第一九一八号))

同(小坂徳三郎君紹介(第一九一九号))

同(山花貞夫君紹介(第一九二〇号))

同(山花貞夫君紹介(第一九二二号))

同(与謝野馨君紹介(第一九二三号))

同月四日

私学助成等に関する請願(伏屋修治君紹介(第二〇七一七号))

私学助成増額等に関する請願外三十九件(伏屋修治君紹介(第二〇七二七号))

私学助成の大幅増額等に関する請願(二見伸明君紹介(第二〇七三三号))

育英奨学金制度改悪反対等に関する請願(伏屋修治君紹介(第二〇七四四号))

高校新增設費国庫補助増額等に関する請願(有島重武君紹介(第二〇七五五号))

同(長田武士君紹介(第二〇七六六号))

同(外一件(工藤晃君紹介(第二〇七七七号))

同(齊藤節君紹介(第二〇七八八号))

同(外一件(高沢寅男君紹介(第二〇七九七号))

同(中川嘉美君紹介(第二〇八〇八号))

同(浜野剛君紹介(第二〇八一八号))

同(不破哲三君紹介(第二〇八二二号))

同(松本善明君紹介(第二〇八三三号))

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

国立学校設置法の一部を改正する法律案内閣提出(第一二二号)

○愛野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、参考人出席要求に関する件についてお諮りいたします。

本法律案審査のため、本日、参考人として大学入試センター副所長肥田野直君の御出席を願ひ、御意見を聴取することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○愛野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○愛野委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。馬場昇君。

○馬場委員 国立学校設置法の一部を改正する法律案の中で、熊本大学の体質医学研究所が廃止されまして医学部の附属研究施設に変わる、こういう内容があるわけでございますが、この体質医学研究所というのは昭和十四年に設置されまして、熊本大学でただ一つの附置の研究施設であるわけでございまして、これが廃止になるということにつきましましては問題がないわけではございませんけれども、今後の研究の拡充強化、そういうことを見守るということにしておきまして、きょう私は、別の角度から高等教育機関の拡充の問題について大臣に御質問を申し上げたいと思います。

まず第一の問題については、六十一年度以降の

高等教育のあり方についてでございます。

いわゆる第二次ベビーブームの十八歳人口が急増するに当たりまして、大学設置審議会の中の高等教育計画専門委員会が五十八年十月二十一日に中間報告をしておるわけでございます。この内容は、十八歳人口の推移と地域的に調和のとれた配置を視点にいたしまして、昭和七十五年、いわゆる二〇〇〇年までの十五年間を展望しながら、当面、六十年度の十八歳人口が百五十六万人ですけれども、六十一年度は二十九万人ふえまして百八十五万人になるわけでございますが、この六十一年からピークの六十七年、これは二百五十万人ぐらになるわけでございますが、それまでの七年間のいわゆる新高等教育七カ年計画という中間報告をなさっておるわけでございます。

これは中間報告でございますが、この本答申といひますか、最終報告というのはいつ出されるのですか、まずそれを聞いておきたいと思ひます。

○宮地政府委員 先生御指摘の「六十一年度以降の高等教育の計画の整備について」の報告のまとめでございますけれども、御指摘のように昨年十月、中間報告ということで公表いたしましたので、それぞれ関係方面からの御意見を伺つておるわけでございます。

その中では、具体的に各大学団体あるいは地方団体の代表者その他関係者から直接ヒアリングをするというようなこともいたしまして、それぞれ御意見を承つたところでございます。それらのいただきました御意見を踏まえまして、ただいま計画分科会で検討をいたしておるところでございます。

いつまでにまとめるのかというお尋ねでございますが、私どももいたしましては、少なくとも本年の六月中には取りまとめをいたしたい、かように考えているところでございます。

○馬場委員 ただいまちょっと答弁もあつたわけでございまして、中間報告について各方面の意見を聞いておるといふことでございますが、この中間報告によりまして、その内容が、ピーク時の六

十七年度においても現在程度の進学率、五十八年度は大学、短大の志願率が四五％で進学率が三五・一％ですが、これを維持するというところに中間報告はなつていますが、これはそのまま維持するのか。

それから急増の、結局進学率をそのまま有しますと、入り切らない人たちが大体八万六千人ぐらになるわけでございしますが、これにつきまして、恒常的に定員増を四万二千人ぐらにする。臨時的にちよつとすし詰めをするのに四万四千ぐらに配置する。それで合計八万六千人を消化する、こういうことになつておるわけでございまして、この恒常的な四万二千人について、三大都市圏で二万六千五百人、大体六三％、地方圏に一万五千五百人、三七％、こういうぐあいに割り当てをするんだ、この急増のすし詰めについては三大都市圏だけにするんだ、こういうことがこの中間報告に書いてあるわけでございすけれども、これにつきまして、例えば国土庁なんかからは、急増の臨時的な定員増も地方に持つていってはどうか、それから恒常的に定員増をするのにも、三大都市圏に六三％、地方で三七％は、これは比率がおかしい、地方と三大都市圏五〇％、五〇％にしなさい、こういうような意見が国土庁なんかからも出ております。私も、やはりそういう方がいいんじゃないかと思ふのですが、こういう点については今どういふことになつておりますか。

○宮地政府委員 高等教育機関の地域配置のあり方についての考え方でございますけれども、従来から地域配置の適正化を図るという考え方で、大都市における新増設は抑制を原則とし、地方に重点を置いた整備を図つてきておるわけでございします。中間報告においてもこのような地域配置の適正化を図つていくという方針で、今後ともその方針を維持していくという考え方でございす。

地域ごとの整備の用途でございますが、こういう方針に沿ひまして、進学率が低いところ、あるいは地元の大学等に進学する者の少ない地方に重点を置いた整備を図るという考えに立つて設定を

いたしておるわけでございます。したがつて、地方における整備には十分意を尽くしておるものと私どもは承知をしておるわけでございます。

先ほども申し上げましたように、この点につきましては、特に地域ごとの整備の用途については、地方公共団体等からも意見が寄せられておるわけでございまして、それらを踏まえながら最終報告までには調整を図りたい、かように考えております。

○馬場委員 恒常的に定員をふやすのに四万二千人、それを、現在でさえも三大都市圏に集中しておる高等教育機関を、六三％を三大都市圏に、三七％を地方にというのは、これは今局長が答弁した筋からいってもおかしいし、最終答申まではぜひそういう点——中間報告によりまして、私、九州ですが、北九州には二千五百人、南九州にはたつた千五百人、こういう計算になつておるわけでございまして、やはりこういう点については地方に重点的に、恒常的な定員の増というのをぜひ考えていただきたいと思ふのです。

そこで、大臣に御質問いたしたいわけでございますが、この中間報告を読みますと、整備の基本的なあり方として、「開かれた高等教育機関」にするんだ、それから「高等教育機関の国際化」を図つていくんだ、そして「特色ある高等教育機関」にするんだ、こういうような基本的なあり方が書かれております。さらに、財政の都合もあるのでしょうけれども、ここに少し問題がありますけれども、高等教育機関の整備の協力の方式として、公私の協力方式がある、国公私協力の方式がある、一部事務組合の協力方式がある、こういうところも検討されておるようでございしますが、これについて、六十一年から六十七年までのこの急増計画の中で、単に急増するための応急措置ではなくして、二十一世紀に向けてどうやって日本の高等教育を振興していくか、こういう急増の入れ物を緊急につくるのではなくして、この機会に日本の高等教育というのを、二十一世紀を展望するとなつていふのですから、振興策、拡充強化するといふ

ような視点で取り組んでいただきたいと思ふ。特に、従来文部省は、この大学の設置の問題とか学部、学科の増設の問題等につきまして、臨調の抑制方針というのに従ひまして縮こまつておつたわけでございすけれども、これだけ急増対策、しかも二十一世紀に向けてこういう答申も出るわけでございすので、この機会にぜひ、大学の施設とか学部、学科の増設、こういうものも含めて高等教育の振興策というのを十分考えていかなければいけないんじゃないか、こういうぐあいに思ふのですけれども、大臣の御見解を聞いておきたいと思ひます。

○森岡務大臣 馬場さんからいろいろ多岐にわたります御質問やお考えをいただいたわけでありまして。私も党におりまして文教部会の仕事をしておりまして、ときからの私の特論でもございすけれども、やはりできる限り地方にウェイトを置いた高等教育機関の新設、あるいは学科、あるいは定員増という方向でやる方がいい、こういう考え方でありまして、今もまたそういう気持ちであります。

ただ、この高等教育機関というのは、ただ入れ物をつくれればいいというものではないか、あるわけでありまして、地方に大学をつくり、あるいは受け入れるだけの定員の枠も広げておきましても、受けるのは高等学校の生徒さんであつて、やはり専門的なものでない限りはどうしても東京を中心とした三大都市圏、そうしたところに偏りがちでございます。これをどういふ形で巧みに誘導をしていくかというのは、これから高等教育機関を新設したりあるいは学科をふやしたりする上において大事なポイントだといふふうに考えております。

一方では、地方におきましては工場進出などがなかなかあはばかしくないか、これはいささか問題はありますけれども、地方都市におきましては、大学誘致というのは非常に多いと思ひます。したがひまして、そうした地方の要求というものもやはりあ

る程度考えていかなければなりません、ただ大学をつくり、ただふやせばいいというものでもない、このことも慎重にしていかなければなりません、確かに六十七年の十八歳人口ピーク時という、そのことだけに焦点を合わすことではなくて、そのことがずっと恒常的に、大学が維持発展していけるような、そういうことを十分考えてやはり大学の方策を見出し、いかなければならぬ、こう思っているわけでございます。

そういう意味で、でき得る限り地方の大学というのは——学問というのは、財政が硬直化しているあるいは臨調等の答申があるから大学をふやしてはいけません、学部、学科をふやしてはいけませんというふうに割り切れるものではない。新しい学問というのは、人類のために、また日本や世界のためにも、これからどんどん広がっていくければならぬということであり、それから、そういう意味では、大学というのはすべて今のままでおさめてしまふというものでもない。あるいは受験というものに関する児童生徒、十八歳人口に合わせて大学をつくるということも一つの政策の誘導ではありますけれども、そのことが絶対であつてはならぬと私は思っております。したがって、新しい学問の追求というのは人類の未来の問題にもかかわりがあるわけでございまして、文部省としてもそのことについては積極的な対応をしていかなければならぬ、こう考えます。

したがって、そういう財政や臨調等の行政改革ということから考えれば、今馬場さんからも少しお触れになりましたけれども、これは宮地局長などもよく申し上げております第三セクター方式といひましようか、そうした大学と県と市とが一体になって新しい方式で出てきていくという物理的な問題であらう、こう思いますが、同時にやはり、新しい学問をどのような方向で将来見出していくのか、こういうことの考え方も必要であります。これだけの交通機関の発達もございまして、日本列島全体が狭くもなつてきておることもあります。

すし、できるだけ地方に特色ある大学というのはやはり今後の大事な課題である、そんなふうには、今難感も含めながら、馬場さんの御質問や御意見を承りながら、私はそういう考え方を持っておるわけでございます。

○馬場委員 今、最終報告を六月に受ける、その前に各方面から意見を聞いておるということですから、私が今ここで質問しておる、また私の意図というのでもぜひ酌み入れていただきたいと思ふのです。今大臣が言われましたように、つくつて、生徒が来なくなつたらどうするかということですが、そういうときにこそ、やはり開かれた教育機関としてとか、あるいは国際化をどうするか、あるいは特色をどうするかというふうなことで、そして魅力ある高等教育機関をつくり出すと来るわけでございまして、そういう大学とか、そういう意味におきまして十分考えて、特に地方にぜひつくつていただくということをお願いしておきたいと思ひます。

次に、余り時間がないので簡単に終わりますけれども、留学生対策の問題につきまして。昨年五月に中曽根総理が東南アジアから帰国されました、その意向を受けて、文部省に二十一世紀への留学生政策懇談会というのが設けられまして、これが昨年の八月三十一日に答申をしております。

今日の留学生の状況というのは、日本は留学生砂漠だと言われるぐらい本当に貧弱なものでございまして、例えば一九八二年度、日本は八千人余りで全学生の〇・四％。米国は三十一万人で三・一％、フランスが十一万九千人で一〇・八％、西ドイツが五万七千人で六・二％、イギリスが五万二千で一〇・八％。それに比べますと、本当に留学生砂漠が日本の状況でございまして、こういう状況の中で、結局この二十一世紀への留学生政策懇談会の提言は、二十一世紀に向けて我が国国策の最重要な課題の一つとして留学生問題を認識すべきだということを出しております。当面、一九九〇年までには現在のイギリスや西ドイツ程度の

五万人にする。そうしますと、この六カ年間で今までの六倍ぐらいにしなければならぬわけでございまして。そして、二十一世紀初頭にはフランス並みの十万人にする、こういうような提言をしておるわけでございまして。これは、総理のじきじきの意向を受けて文部省にそういう懇談会を設置されて、それがそういう提言をしておるわけでございまして。

これは九〇年にイギリス、西ドイツ並みの五万人、二十一世紀初頭にはフランス並みの十万人、これだけ受け入れをするという提言ですが、どうやってこれを実現していくのか、その道筋とか手順とかは文部省で考えておられるのですか。

○大崎政府委員 お答え申し上げます。

ただいま御指摘のとおり、昨年八月三十一日に御提言をちょうだいいたしましたわけでございまして。御提言は、非常に長期的な視野に立ちましての大筋の方向についてのものでもございまして、それを踏まえまして、文部省といたしまして、どういう形で今後施策を展開していくかということにつきまして、現在、留学生のための調査研究の協力者の会がございまして、そこにお諮りをして検討を進めておるところでございまして。私もといたしましては、六月ぐらいの段階で、提言を踏まえた今後の進め方についての一応の成案を得たいと考えておるわけでございまして。

○馬場委員 これまた今検討中で、六月に成案を出すということでございます。

文部大臣、まさにこの提言は、国際化の社会でこれだけ進んだ日本でこんな貧弱な留学生の受け入れ状態というのは国際的にも問題だと思ひますし、そういう中で総理のお声がかかりで提言ができているわけでございまして。教育臨調も総理のお声がかかりで一生懸命やっておられるのですけれども、こういう問題こそ、六月に成案をつくらんとおっしゃっているのですが、ここで文部大臣、とにかく留学生受け入れを専門にするような大学の一つや二つくらなければ九〇年までに五万人はだめですよ。二十一世紀初頭には十万人というの

ですから、今八千人くらいしかないのですから、これはよほど発想の転換をして大きくやらなければ不可能だと思います。そういう意味で、留学生の受け入れについての大臣の考え方とか、一つや二つ留学生の受け入れを専門にするような、重点にするような国際的な大学だつてつくつていいんじゃないかと思ふのですが、いかがですか。

○森国務大臣 総理の提言がございまして、そして二十一世紀までに目標としては十万人でありまして、その直前までは当面五万という形で有識者が中心になつた御提言をいただいて、これから政府全体として取り組んでいかなければならぬ、今そういう時点でございまして。

しかし、留学生というのは、ただ来てくださいうものでもないのだらうと私は思ふのです。とにかく日本に来ていただいて学んでほしいということになれば、これは国費留学生ということになつてまいります。これは予算面でかなり大きな前進がなければなりませんし、現状の予算の仕組みからいって文部省だけでは非常に難しい問題がございまして。政府全体として取り組むということになれば、また角度を少し変えていかなければならぬと思ひます。逆に、私費留学生ということでは、ほとんど受け入れることが一つの基本になるのではないかと考えます。

そうなりますと、私費留学生として日本に来て学ぶのだというメリットを外国の皆さんが感じてくれないと、日本に行つて学びたいと考えてくださるなければ、私費留学生の人々がふえることは期待できないわけでございまして、そういう意味では、高等教育のみに限定するわけでもございせんけれども、高等学校にいたしまして、世界の国に対して日本に学ぶことに大変大きなメリットがある、あるいは日本に行つて学びたいという意欲を持ってもらうことから取り組んでいかなければならぬのではないかと私は思ふわけでござい

ます。当面、さはさりながら、二十一世紀まであと十六年しかないわけでございまして、それにつき

ましては国公私立あわせて、各外国からの留学生を受け入れることができる限りの協力体制を文部省としてもぜひお願いしていかなければならぬことであると思いますが、私学に対しても、そういう受け入れる構えをぜひ検討していただきたいと、文部省といたしましてまた働きかけていきたいと思っております。

私、この場で私見を申し上げていかどうかかわかりませんが、先ほど申し上げましたように、地方からの大学の誘致、設置の希望が非常に多いという今日の中で、物理的条件というのはいろいろな意味で、これは第三セクターとかどういう方式を生み出すか、何らかの方法で県と市が一体となつて努力していかなければならぬことでございますけれども、これからの地方の都市は、昔の旧制高等学校がよかつたか悪かつたかということではなくて、そういう議論ではなくて、例えば一高は東京でございましたが、四高は私の金沢でございましたし、三高は京都、熊本は八高でございました。(馬場委員「五高です」と呼ぶ)五高でした。そういうふうには、あのころ熊本に行つて学んだのだとか、青春の血をたぎらせたときには私は金沢でやつたのだという人が、今、日本のいろいろな指導者階級に随分いらつしやるわけです。そういう地域に学んだことは本人にとつても非常にプラスでありますし、その地域にとつても、それからまた東京や大阪に出て全国に広がって各界で活躍されておるのを見ると、そういう地方に行つて学ばれることは非常にいいことだと私は思います。そういう意味で、これからの世界全体を考えてみても、日本に行つて熊本で学んだ、日本に行つて仙台で学んだという人が、これから東南アジア、世界全体からあつてしかるべきだし、またそういう方向を見出していくことが、日本の国の教育にとつても、それぞれの問題を抱えておる地方にとつても大変メリットがあるのではないかと。そういう意味で、県や市あるいは地方に現在ある既存の大学がそうした世界の国々から多くの人々を招いて、その地域との結びつきを深めていくという

意味からいっても、留学生をできるだけ地方の大学の方に誘導していけるように、そのためには、さつきちよつと申し上げましたように地方の大学に学ぶというメリットがある、そういう大学にそういう機能や学問をどうしようも備えていくという構えをしていくように願いたいと思つておりますし、文部省としてもそういう方向をぜひ指導していきたいと思つておるわけでございます。

○馬場委員 もちろんこの答申にもあるわけですが、けれども、外国から来てもらつて、これはおかしい、だめだつたといつて帰つてもらつても何にもならぬわけですから、そういう意味で本心に魅力のある、世界に開かれた大学ということで、まずみずからをよくすることが必要でしようし、それから、大臣が今言われましたように、何といつても国費だけで十万とか五万とかできないわけですから、まず国費で留学生を呼ぶ、それが牽引力になつて後は私費でどんどん来てもらつたようにする。だから、随より始めよ、まず国費でたくさん呼んで、それを牽引力にするという姿勢が文部省に必要なだろうというぐあいに思つておるわけでございます。

今、答弁もあつて、少し物足りなかつたのですけれども、やはりそういう意味で立派な大学を開かれた大学を、そして国費を中心にする、牽引力にするという意味におきまして、一つや二つそういうものを重点にする大学というのも考えていいんじゃないか、こう思ふのです。そういう点でこの辺について、大臣若いのですから、馬力もあるのですから、また大臣は二十一世紀にも生きる政治家でしょうから、どうですか、決意は。

○森岡大臣 先ほど申し上げましたように、大学全体として留学生を全部引き受けていく、新しいそういう大学というのは今のところは考えておりません。一つの考え方としてやはり検討すべき事柄であろうと思ひますが、現在も進めております留学生をできるだけ受け入れていく、そういう特別コースというのは既設の大学にあるわけでございますので、これができるだけ拡大をさせていく。

く。あるいはまた、全国の多くの国公私立の大学にそうした留学生をある意味では多く受け入れていくような、そういう特別の学部、学科、コースみたいなものはさらに増強していく、そういうふうな文部省としても取り組んで当面はいきたい、こう思つております。

先ほど馬場さん、ちよつとお触れになりましたけれども、将来ともに新しい教育改革を見直していくというこの審議機関においては、これはもちろんこれから審議機関の皆さんでお考えをいただくことでございますが、その中で一つの大きな柱として、私は、国際化への時代ということもやはり大きな検討の課題だろうというふうな考えをしております。そういう中で、そうした世界のために開かれた日本の大学はどうあるべきなのか、あるいはまた世界の人々のために日本は教育の上でどういう役割を果たしていくのか、こういうようなこともやはり御議論をいただければ大変ありがたいな、こう思つて期待をいたしておるところであります。そういう中から氣宇壮大ないろいろな計画が出てきて、その中におのずと、今馬場さんがおつしやつたようないろいろな御提言が生かされてくるのではないかと、そういうことを私は期待をいたしたい、こう思つておるところであります。

○馬場委員 次は、国土庁の方来ておられますね。ちよつと質問をしたいのですが、国土庁でも地方定住圏高等教育問題研究委員会というのをつくられました、これは昨年の六月十四日に答申を受けおられるわけでございます。現状の地方の人たちの気持としては、地方圏に若者が定着をしてもいい、あるいは地方産業の振興に高等教育機関が寄与してもらいたい、地方の文化水準の向上などに高等教育機関が貢献をしていただきたい、こういう点の期待が非常に大きい。そういうような観点からして、各地域に高等教育検討委員会を設置して、その地域の高等教育がどうあるべきかというのを検討すべきだという提案になつておるのですけれども、こういうことについて、国土庁はこの答申を受けられまして、私が聞くとこ

によりまして、この提言が生かされるように自治体とも話をしつゝ実現に向かつて努力していきたい、こういうことを言つておられるようでございます。

現在、この高等教育問題研究委員会の提言、これを国土庁では具体的にどう推進しておられるのですか。余り時間がございませんで、簡単に説明していただきます。

○柳沢説明員 お答え申し上げます。馬場先生御指摘の調査は、地方圏における高等教育の振興のあり方につきまして検討するため実施したものでございます。その中におきまして、先生御指摘のような、地域におきまして高等教育検討委員会の設置など具体的な提言が盛り込まれております。

この調査結果を受けまして、国土庁といたしましては、文部省を初め関係行政機関あるいは地方公共団体等に送付をいたしまして、また説明会等も行ひまして、その情報提供に努めておるところでございます。今後ともこの調査を参考にしながら地方公共団体に対しまして助言に努めてまいりたいと考えております。

いづれにいたしましても、この調査結果の中に盛り込まれておりますように、こういった具体的な提言が実現されるためには、まず地域みずからが考え、地域みずからが行動するということが不可欠であると考えられますので、国土庁といたしましては、地方公共団体の主体的な役割が今後大きくなるということを期待しているところでございます。

○馬場委員 具体的に私の地元の熊本の水俣で、水俣に国際的な環境大学をつくらうというところで市議会が決議をいたしました、今は全市、これは保守、革新を問わず全市民一丸となりまして、議会の超党派で、あるいは商工団体、農業団体あるいはその他の団体、こういうことで運動が起つておるのですよ。こういうことについて国土庁は御存じか。そして、どう考えておられますか。どう指導されますか。

○柳沢説明員 答えいたします。

先生御指摘の水俣の国際環境大学構想につきましては、まだ私も詳細を承知いたしておりません。国立の国際環境大学を設置するかどうかということは直接的には文部省の所管事項でございますので、国土庁が意見を申し上げられる立場にはないかと存じますけれども、地域振興を所管する国土庁といたしましては、地元である熊本県と地方公共団体の当大学構想につきましての意向を踏まえながら、関係省庁と今後とも相談を重ねてまいりたいと考えております。

○馬場委員 環境庁、来ておられますね。私は、昭和五十五年、四年前に、こういう意味で、我が日本は公害や環境問題に関する貴重な体験を持つ先進国として、その知見の蓄積を生かして国際協力のもとに環境に関する総合的な学術振興及び国際協力に指導的な役割を果たすために国際環境大学を設置してはどうかということを提案いたしました。これにつきまして五十五年に鯨岡環境庁長官は、環境問題は人類のための学問として定着していかねばならぬ問題であり、それを専門とする学校が国の手によってできることは時代の趨勢として当然起り得る問題であり、その構想を承った以上前向きに文部省などと考えてみたい、設立するとすれば公害の原水水俣・芦北地域が有力だと思ふ、こういう答弁をなさいました。その明くる年の昭和五十六年にまた私が、我が国の経済進出に對して公害の輸出だとか環境破壊など苦々しく思っている国が多い、国際環境大学は国際協力の一環として特に開発途上国から数多くの留学生を受け入れる特色ある大学にしたい、そのために水俣病関係関係会議に諮って関係各府県集まって検討委員会をつくって検討してくれ、こういう質問をいたしましたところ、鯨岡長官は、馬場先生御指摘の開発途上国の志ある青年を招いて十分勉強してもらい、帰国して自分の国で活躍していただくという構想は非常によいことであり、関係関係会議で取り上げよということにつきまして心掛けてやっていきたいと思ふと、こういう答弁をなさ

さっておるのです。

その後、この鯨岡さんの答弁に従いまして環境庁は国際環境大学の設立に向かつてどのように検討なさっておられるのか、現在どうなっておるか、将来どうしようとしておられるのか、御答弁願いたい。

○加藤(陸)政府委員 答え申し上げます。

馬場先生がかねてから、公害問題を初めとする環境問題に非常に御熱意を持っておられまして、特に水俣病の問題を中心といたしまして私ども環境行政につきまして大変御関心を持っていただき、かつ、環境委員会でございますが、種々御指導をいただいておりますこと、大変ありがたく思っております。

ただいま先生からお話ございました大学、特に環境問題についての学校の問題でございますが、私もよく伺って承知いたしております。ただ、学校の設置云々の問題につきましては環境庁といたしまして云々すべき立場にはないと存じますので、その点はちよつと避けさせていただきますけれども、まず、環境問題というのは非常に幅の広い問題でございますし、また、私ども環境行政を直接担当いたしております立場で見ましても、行政として見ましても、非常に横の幅の広い、関係各府県と連絡調整を常にしていかなければならぬという、いわば横糸の役割という仕事の分野でございます。これもよく承知いたしております。したがって、いままで、学問の話は専門ではございませんのであははでございますけれども、いわゆる学問領域としての位置づけというものはいろいろ考えなければならぬ問題があるのではないかと推察はいたしております。先生おっしゃっております公害問題の原点とさ言われております水俣病の問題を中心といたしまして、私も、その重要性は非常に深く認識しておりますし、また水俣市に、これは環境庁として国立施設を設置しておるわけでございますが、水俣病研究センターを設置しておることは先生つとに御承知のところだと思ひます。

それで、鯨岡長官時代に先生から熱心な御質疑

それから御答弁があったことも承知しております

ので、その後、私も専門ではございませんが、文部省当局とも御相談をした経緯がございます。他方、国際的な関係につきましては同時に鯨岡長官が答弁されておりますが、この面につきましては、途中は長くなりますので結論だけ申し上げますが、昨年の暮れに国連総会におきまして環境特別委員会というものを設けて、二十一世紀に向かつての環境問題の地球規模での取り組みを勉強しようではないかという特別委員会の設置が決まっております。この春にもスタートしようとしておるわけでございます。これも先刻御承知のことかと存じます。これも先刻御承知のことかと存じます。この問題についてどういふふうに対処していくか、さらにはどんな場所である問題になりますと、私ここで云々は差し控えてさせていただきますけれども、いろいろ考えていくべき問題ではあるのではないかとこのように考えておる次第でございます。

なお、環境庁といたしましては、当面環境庁で直接できる範囲の水俣病研究センター、これは御承知と存じますが、医学を中心といたしまして、特に臨床医学、水俣病の治療研究から入りまして臨床医学を中心とした研究をしておるわけでございますが、この充実、少しずつではございますけれども、定員増等も図ってまいっております。

○馬場委員 結論から言うと、余りやっておらぬというふうなことに聞こえんのでございます。いやしくも国会の委員会でもやましようという約束をして、各府県とも話し合つてやると言っているのですが、今のような答弁では納得できない。しかし、これはまた後でおたくには当たって、また一生懸命やります。

文部大臣、もう水俣病は御存じと思ひますけれども、本当に人類が経験した最も悲惨な公害でして、その広さとか深さとか悲惨さというのは、も

う口には尽くせない問題があるわけで、公害の原点と言われているわけでございます。あの不知火

海沿岸で二十万人くらいの方が水銀の汚染に暴露されているのですよ。実は私は地元ですが、劇症型といいましたら、漁民ですから私みたいな大きい人が、一日に八十回ぐらい、けいれんを起こして布団から落ちるわけです。けいれんを起こす、そういう劇症型から、あるいは胎児性というのは生まれながらにして目も見えない、耳も聞こえない、口もきけない。お父さん、お母さんと名前も呼べないし、植物人間みたいにして、例えば吸引力がないから、おもむき一杯入れるのに一時間ぐらしかかるのです。そういう胎児性の患者から、そして現在までまた遅発性、遅くなつて現在もまだほとんど発症しておる人もおるわけでございます。また、奇病と言われて、金泥棒なんて言われながら、社会的に水俣病という差別があるし、大変悲惨な地獄みたいな状況があるわけであります。

三木さんが環境庁長官のとき水俣に私と一緒に行きまして、そういう悲惨な状況を見て、もう絶句をされて言葉もない。こういう状況をつくつたのは行政に本当に責任があるんだということから、今答弁がありまして水俣病総合センター、こういう過ちを二度と繰り返しませんということを、世界に冠たる総合センターをつくつて、研究から治療からハビリから就職の世話から、今後こういうことのないようにいろいろなことで約束されて、今その一部分の研究センターができています。また、石原さんが環境庁長官のときに水俣に行かれまして、本当に水俣病の完全な対策を立てなければ人間は次の文明を語ることはできないというふうなことで言われて、いろいろ対策を立てられたわけでございます。鯨岡さんになつては、この問題を解決しなければ、もう単に現在生きている者の問題だけではなしに人類の将来につながる問題だ、そして環境問題は、地球が人間を殺すのではなしに地球が死ぬから人間も死ぬのだ、そういう意味で今後さらに真剣に取り組まなければならぬ、こういうことで全力を挙げて取り

組んできておられました。その中の一環として国際環境大学というのを実は私は提案をしたわけでありました。

そういう点について、文部大臣の水俣病や公害、環境に関する認識、考え方も聞きたいのですが、余り時間がございませぬ。問題は今お聞きになったとおりでございませぬ。資料も差し上げておるんですけれども、何としても、人類は二度と過ちを繰り返しませんと、二十一世紀の人類の幸せに向かつて——それだけもう国際的な公害、環境の知見があるわけですから、そういうものを研究しながら、また世界からそういう人々を集めて研究する、教育する。そういう意味で、現在日本にこの環境問題を専門にする大学はない、学部も一つもないのです。国立では、そういう状況の中で、何としてもこういう国際環境大学は二十一世紀に向けて必要じゃないかと私は思うのです。環境庁は、国立と言っておりまますものですか。管掌は文部省だということ、文部省とは内々打ち合わせをしておるようですけれども、特にこういうところで、国立環境大学とすれば後でまたつくり方も、それができないければいろいろ申し上げますけれども、やはり文部省が所管ですから、その担当の森文部大臣の国際環境大学設立の構想についての御見解を承っておきたいし、ぜひやってもいいと思ひます。

○宮地政府委員 初めに私からお答えいたします。(馬場委員「短くしてください、もう時間が余りないからね」と呼ぶ)

先生、かねて資料もいたしておりましたし、拝見させていただいております。また環境庁からも事務的な御照会等もいただいております。ところでございます。環境に関する科学というのは大変広範な専門分野にかかわっております。大学でも理学部、農学部、医学部など多数の学部、学科にまたがる教育研究が行われておるわけでございます。問題は、環境学という独立した学問が形成されるかどうかという点も、今後の学術研究の動向にも留意して見きわめる必要があるかと思ひます。

わけでございます。もちろん、御存じのとおり財政的にも大変厳しい現状もございませぬ。現在新しい学部をつくるならば、考え方としてはやはり改組・転換等やれということも言われているわけでございます。私ども、そういう環境問題についての重要性は先生御指摘のとおり大変大事なことだということとは十分認識をしております。けれども、現時点では基礎的な研究分野の組織を充実するということが第一ではないかと思ひます。おりまして、例えば具体的には科学研究費の活用とか、あるいはそういうさまざまな研究者が共同研究できるような条件を整えるとか、そういうような観点で対応をいたしてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

もちろん、地元の大学として熊本大学があるわけでもございますが、熊本大学自体の整備という点についても、御存じのとおり薬学についての博士課程の問題でございませぬ。あるいは総合大学院をどう設置するかとか、いろいろな問題で、熊本大学自体でも抱えているわけでございまして、それらの中で私も慎重に検討させていただきたい、かように考えております。

○森岡大臣 今、馬場さんのお話をいろいろ伺いまして、水俣のみならず、最近、こうした科学時代といましようか、あるいは文明の進達の度合いによつていろいろな弊害が出てきておる。衆議院、参議院を含めまして、予算委員会におきましてカネミを初めとして悲惨な事件の問題が提起をされておるわけでございまして、私の持論であります。文明が進めば進むほど文化は逆に廃退をしていく。大変怖いことだと思ひます。当然、そのことを事前に予測をしてそうした学問が確立しておればすべしと思ひますが、こうした問題はいかにしろと、例えは体外受精の問題とかいろいろ考えてみますと、科学が進めば進むほど我々が想像し得ないような問題が出てくるような気がして、ある意味

では今のままでとまっておつてほしいなと思ひます。文化というものを考え、文化を高く維持していくためには、何かそのような恐ろしささえも感ずるといふのが私の正直なところでございませぬ。

そういう意味で、今大学局長からも御答弁申し上げましたが、学問といたしましてはいろいろなやり方があるだろうと思ひますし、あるいはまた環境に関する科学といつても理学、農学、医学、いろいろな形で分かれるものでございませぬから、これからのノーハウについてはまた検討してみよう。大事な課題であらうと思ひます。

馬場先生の御質問があるということでございませぬ。きのう早速この馬場構想を讀ませていただきました。やはり御専門の先生だけに、いろいろとスケジュール等も実に細やかにメモしてございまして、大変勉強になりました。学問として、こうして取り上げていくかどうかということ、これは私も政治家として判断できるかどうかというのには非常に微妙なところではございますが、今後専門の人たちによつて、こうした学問を学問として取り上げていくのか、大学として別個にやつていくのか、あるいは研究所あるいはまた現在ある高等教育機関の中に組み入れていくのか、こうしたことをこれから検討してみよう。私には価値のあるものではないかと、私は拝見しながら感じたわけでございませぬ。もちろん、その結果大学をつくるべきだ、独立の高等教育機関としてやるべきだという考え方があれば、確かに文明病と言われるようなこうした公害の日本の歴史の中でいろいろな意味で最も大きなテーマを投げかけたという意味では、水俣のところにやるといふことは、日本の国の上においても、世界全体の国から見て有意義のあることだろうなというふうに感じます。

いろいろな意味で、この先生の御指摘は極めて示唆に富む研究課題であるというふうに考えております。文部省としても十分検討をさせていただきます。こう思ひます。

○馬場委員 今お話しあったように、科学技術がずつと進歩していくという公害が出、環境が破壊されていくわけですから、それに対応して私たちは公害をどうしてなくするかとか、あるいは自然環境をどうやって保全していくとか、快適な環境づくりをして美しい豊かな自然を二十一世紀に引き継いでいく、これが本当の財産を残すことになるわけですね。そういう意味で今聞きましたら、ちよつとはつきりしなかったわけではございませぬけれども、私は機は熟していると思ひます。というのは、先ほど御質問いたしましたように、二十一世紀、七十五年まで展望した高等教育機関の七カ年計画があるわけですから、さつき言った国際的規模での長期的な視野で留学生の受け入れ問題も考えるわけだし、国土庁の過疎過密の問題からいって地方に大学をつくるということもあるわけではございまして、やろうと思へば機は熟しております。こういう条件の中で、本当に環境を専門とする国際環境大学を二十一世紀に向けて森さんが実現する大学の第一号ということ、これにぜひ手をかけていただきたい、つくっていただきたい、こう思ひます。

そして、具体的には水俣病関係協議会というのがあるわけですね。御存じのとおりでございまして、これには文部大臣も入っているわけですね。これは八つの省庁、官房長官、環境庁長官、大蔵、自治、文部、国土、厚生、通産で形成されております。この水俣病関係協議会では水俣・芦北地域の振興は特別にするのだ、水俣病があつて高度経済成長からも取り残されて悲惨な状態に今苦しんでおる、それを振興しようということも実は閣議決定になっているわけですね。そういう中で、環境庁長官からもその関係協議会にこの問題を持ち出しなさいと言つておるわけですね。文部大臣の方からもぜひ関係協議会に持ち出して、例えば、今こういう財政再建のときで金があつてもないというならば、今言われました水俣病研究センターというものが環境庁であります。しかし、これはほとんどだれも行かないのですよ。宝の持ちぐされに

○森國務大臣　先ほども申し上げましたけれども、そうした新しい分野におきます学問というのは、財政がどういう形であれ、臨調のどういふ答申があれば、そのことと学問をこれからさらに掘り下げていく、深めていくということとは別問題だと思つております。したがひまして、当面は財政状況あるいは臨調の答申というものは当然踏まえていかなければなりませんけれども、人類の幸せ、日本の将来の発展あるいは国際社会に役割を果たす、そういう意味からいひましても、日本のこれからの高等教育機関がどのような分野の学問をさらに広めていくのか、深めていくのか、これは單に環境問題だけではなくて、これから招来し得るまた予測し得ない多くの分野があるわけでござい

無理と言えば、さつき言ったように今の国立でやるとしても、環境教育センターを発展させていく、利用するという点。そのほかに、例えば熊本県にどう協力させるか、水俣市にどう協力させるか、あるいは企業なら企業から何か寄附させるとか、そういうこともあると思いますが、設立の協力関係というものを含めまして、文部大臣はまだ若いから二十一世紀に政治家として生きられるわけでしょうから、そういう点について文部省の中でぜひ研究をして、そしてその研究の過程で、関係会議に環境庁も持ち出すでしょうから、文部大臣の方も持ち出していただきたいということをお願い申し上げますけれども、いかがですか。

○森国務大臣　先ほど馬場さんの御質問の中にも

○馬場委員 これは水俣に関してだけではないわけですから。二十一世紀の人類の問題ですが、しかし当面、具体化していくとすれば、そういうところで議論する必要があると思うのです。そういう点について、その関係閣僚会議に文部大臣も出るわけですから、環境庁長官も出すわけですから、ぜひ

らに、この結論はどういう結論を持って帰ったのか、この点をひとつ明らかにしてください。

○阿都政府委員 国士館問題についてのお尋ねでございしますが、国士館につきましては、若干経緯を申し上げますと、かねてから種々問題がございまして、文部省としても長年にわたっていろいろ

指導してまいったわけでございますが、昨年の七月に現職の理事が学園内で刺殺されるという言語を絶するような事件がございまして、それを契機に、昨年の九月十六日に「運営体制の刷新等」を中心とする六項目について指導を行ったわけでございます。

その後、学園側から、同年、昨年の十一月十日に回答があったわけでございますけれども、文部省が一番重要だと考えております運営体制の刷新という基本的な事柄についての回答が極めて不十分であるというふうに考えまして、その点についての再考を促したわけでございます。

私どもの気持ちとしては、できるだけ年度内には何らかの形の解決を得たいということで、その後も事実上の接触等も若干行っておったわけでございますが、この二度目の指導に対する正規の回答が出てこないというようなことから、去る三月十五日に、年度末を控えまして、柴田総長に對しまして直接その後の状況を聞くと同時に、特に中心的な課題であります運営体制の刷新の問題について、従来の文部省の指導を繰り返し、早急な解決を要請したということでございます。

これに對しまして、総長からは、この問題について理事会、評議員会に報告をして検討しているけれどもいまだに結論を得ていないというのがいわば総長の回答でございますが、私どももいたしましては、早急に検討の上、文部省の意向に沿った解決をぜひ図ってまいりたいということを重ねて強く指導したというような状況でございます。

○中西(續)委員 そうなりますと、私が先ほど申し上げた、学校法人国士館規程整備委員会規程なるものを文部省に示したけれども、これは全く回答にはなっていないことを指摘し、そしてなおかつ、今言われましたように、運営の刷新について回答せよというのを追ったわけでありますね。そのことはそういうふうに理解してよろしいですか。

○阿部政府委員 ただいまお話に出てまいりました国士館規程整備委員会規程云々というのは、学

内規程等について整備をすべきだという指導項目に一項目入っておりますが、その項目に対する対応として、現在こんなことを学内で検討中であるという報告を受けたというだけのことでございまして、それはそれとして、理事体制の刷新等の基本問題の解決をぜひやうという指導をしているところでございます。

○中西(續)委員 国士館というところは、理事会は、絶えずこういうようにしてその都度その都度指導をいたしまして、何かこういう規程をつくってみたい委員会をつくってみたい、いろいろなことをすることによってその都度過ごしていきというやり方を、今まで何回となく繰り返してきたわけであります。ですから、この一環としてこれが出てきた、こう私も理解するわけです。

そこで、今言われましたように、一番問題は、結論が出ておらないので再度それに対する結論を出せということを追ったということですか。この点、どうでしょう。

○阿部政府委員 まだ結論が出ていないという回答でございますので、文部省の指導した趣旨に沿った結論を早急に出してほしいという指導をしておるところでございます。

○中西(續)委員 それでは大変遅いのではないかと、また従来のとおりのパターンを繰り返しておるにすぎない、私はこう言わざるを得ないわけですね。

なぜならば、一つずつこれから聞きますが、例えば財政問題一つを取り上げてみても、私は、国士館の財政は破綻をするのではないかと、私には一番恐れられております。その中で十四億六千万に上る金を海外へ持ち出してあるわけでありますけれども、特にブラジルに十億送金をしてあるわけでありまして、そのうち三億は貸し付け、あと残りの七億は寄附金だと言っておったものがこれも貸し付けだと言っておりますか、返済が果たしてなされておるかどうか、あるいはそういう返済計画というものがちゃんと立てられておるかどうか。そして二つ目に、実際に返済はされてお

るかどうか、どうでしょう。

○阿部政府委員 ブラジルに対する送金が十億円でございますけれども、これらにつきましては貸付金という説明を受けておるわけでございます。これにつきましても返済金は、ただいまちょっと手元に資料を持っておりませんけれども、一回だけ、金額的にも極めてわずかなものであったと思いますが、入っただけでございまして、その後利息あるいは元本に対する返済は行われておらないわけでございます。

なお、大学側からは、事情をいろいろ聞いてみますと、端的に申しまして、現地の実態からいって的確に返金がなされてくるということを確実に保証するような状況にはないというふうに判断せざるを得ないと思っております。

○中西(續)委員 私が聞き及ぶところによりますと、その一回の返金もいわゆるブラジルからの返金ではなくて、どうも学校法人国士館の中からこれが返済されたという中身ではないか、こういうふうに言われているのです。そこにはまた、極めてごまかしがあるわけですね。

これは当たっているかどうか知りませんが、私も、私たち全体的に聞き及ぶところでは、約五十億の借入金があると聞かれております。そして、海外にこうして持ち出した分については、全然返ってこない。だからこそ、会計の公開が要求されておるわけです。これが要求されてから極めて長い間たつていますけれども、依然としてやみ雲の中にあります。こうしたことについて、全く措置されてないというふうに考えていいかどうか、この点でございますか。

○阿部政府委員 ちょっと御質問の御趣旨が十分わからなかったもので、あるいは見当違いのお答えになるかもしれませんけれども、先ほど来申し上げましたように、貸付金につきましては返還の計画が極めて不明確でございますし、実態的に返還金としてもごくわずかしが入ってきていない、そのままストップしているというような状況でございますので、その関係の経理については、将来極

めて不安を感じますという状況にはあるわけでございます。

○中西(續)委員 私が言っておるのは一つの例であつて、こうした金だつて全部、学校法人所有の土地なんかを担保に入れて借入金によって措置をしておる。その借入金が、当たつていくかどうか知らないけれども、仄聞するところによると約五十一億あると言われております。こういうような状況なのに、今言うように、持ち出した分についての返済計画も何もない。しかも、これは恐らく取れないだろうというのを今言われておるわけですね。そうなりますと、会計の公開を要求する側、これは私、より正しい意見だと思うのです。いろいろなところから言われております。ところが、この公開要求に對しては一切触れない、今までそこには回答しないわけです。こうなつてまいりますと、私は財政的に破綻をするのじやないかと思うのですけれども、この点についてはどう把握をしておるか、文部省には正確なそうしたあれがちゃんと出されておるかどうか。どうでしょう。

○阿部政府委員 国士館大学につきましてはこれまで、五十八年度からは打ち切りになりましたけれども、それ以前は経常費の補助金が支給されておったわけでございまして、それにつきましても文部省に対する収支決算等の報告義務があるわけでございまして、この報告につきましても、すべて公認会計士が監査をした上で報告をするということになっておりますので、そういう意味では的確な会計報告が出ていくというふうに考えておるものでございます。

国士館の財政状況についての御質問がございましたので、私どもが把握している状況で申し上げますと、これは五十八年度の決算はまだでございますので、五十七年度末でもって借入金の残高が約四十一億というふうに把握をいたしております。なお、国士館大学の財政状況全般ということで見ますと、総資産に対する総負債の割合でございますが、これが四五・八%ということで、負債の方

がふえつつあるという傾向がございますし、また、実質的な帰属収入全体の中での人件費の割合がかなり高まってきたとこいつたようなことで、財政的にはかなり硬直化しつつある状況にあるかと思ひます。ただ、現状で直ちに経営が不安になるといふ程度のもとは考えておりませんけれども、かなり硬直化し、悪くなりつつあると申した方がいいかと思ひます。そんな感触を持つておるわけでございます。

○中西(續)委員　ですから、先ほど申し上げましたように、第一項目の結論が出てないからそれで返すということだけでなく、こうした財政的な問題についても私たちが——これはうわさですから当たっているかどうか知りませんが、二名の理事が今度またブラジルへ行つたのです。だから、何回となく金の催促をしてきているんだそうです。それにこたえたかなんか知らないけれども、行く必要もないと思はれるときにブラジルに二名行つてゐる。こういうことになると、また金を持ち出したのではないか、そういう危惧がまたあるわけですね。屋上屋を重ねるようなこうした状況というのが次々に出てくるわけです。ですから、財政的にもこうした問題についての徹底した指導をしておかないと、完全にお手上げになつてしまつた後からは追いつかないと思ひます。

それからもう一つは、大変な混乱がまた起こり始めています。例えば、今言う財政問題について監査をすべき人、三月十日に監事である野田という人が解職されております。この野田という人が解職されたのを見ますと、これまた驚くのですけれども、監事ですから当然の要求をしたわけですよ。いろいろずつとありますけれども、まず問題は、改善項目の中の「六、監事による監査の厳正」の内容はどのように実行されるつもりか。「学園の状況を報告して意思を聴く」とあるがそれ以後何の報告もありません。」ということ、まず第一にそれを指摘してあります。それから、理事、評議員の変更がなされたけれども監事の自分は何

も知らぬが、これはどうなつておるか。それから、「財産の状況、経理の内容について資格ある公認会計士の監査を受けられることはないのか。」というふうなことを文章にして出したところが、その返答は、この三月十日に解任の通知が来ておるわけですよ。ですから、今の財政問題について、学校の運営の状況、理事あるいは評議員の選出方法、いろいろなことについて見てみましても、監事として当然要求すべきことを要求すれば、こういうふうにして切つていく事象が一つ出てきてゐる。

それともう一つ、大変な問題がまた出ておるわけでありまして、三月三十一日付で教職員が十一名懲戒解雇されてゐます。これは不当解雇として、十名は東京地裁に地位保全仮処分申請をしたのでありますけれども、これは聞いてみますと、ほとんどの人が国士館のOBです。この人たちは出身者なんです。そしてこの中身をずっと見てまいりますと、特に殺人事件以降いろいろございまして、請願をしたりいろいろな措置をとつてきた人たちが全部、この中に今度含まれておるわけですね。

例えばこの中で言へることは、解雇された皆さんの場合にはどういう中身になっておるかといひますと、この中に国士館在職卒業生会会長の中島という人が入つてゐます。この人は二月に、国会に柴田梵天氏を証人として呼んでいただいて、こうした問題について本当に早急に解明してほしいといふことの陳情書を出した人です。それからもう一人、この中に国士館精神を護る会の戸水という人がいますけれども、この陳情の中身というのは、建学の精神を堅持せよとか経理を公開せよとか殺人事件に対する道義的責任を明らかにせよ、こういうふうなことをした人が今度の懲戒処分の中に入つてゐるわけですね。ということになつてまいりますと、このやり方は、邪魔者は全部消せというやり方ではないかと私は思ひます。

そして三つ目に、四月二日現在、学部教授会が

選出をした学部長、従来ならば三月末に発令しておつたのにこれをまだ発令しない状況が出てきています。さらに本年度採用した教員、これについて承認をせずに、今度学校が四月から始まつても開講できないという状況がまた始めています。ということになつてまいりますと、これを全体的に見ますと、三月十五日こうした措置をとつたけれども、逆に理事者側あるいは柴田梵天、この人は文部省の改善勧告、このことに対してまさに挑戦をしておるといふ言ひのような中身でもつて、次々にその事象といふものがあらわれてきておるといふことが言へるのではないかと私は思ひます。この点、私はそう認識しておるのですけれども、そのように認識してよろしいかどうか。これは大臣、どうでしょう。

○森岡務大臣　中西さんのお話を承つてもよろんでありますが、私も新聞等あるいはまた事務当局から国士館大学の問題につきまして報告を受けておりますが、正直申し上げて極めて遺憾でありまして、私どもが私立大学といふものを大事にしたい、こういう気持ちで私立学校振興助成法をつくつた、何かそんな気持ちを踏みにじられたような気持ちで、正直申し上げて、私がこういう答弁をするのがいいのかわかりませんが、率直な感情から言ひますと、やはり怒りを覚えるものでございまして。

ただ、これは私学振興財団法を制定いたしましたときもそうでありまして、私立学校振興助成法を制定いたしましたときもそうでありまして、文部省として、国がどこまで私学のそうした経営の内容あるいは大学の自治という問題、文部省がどこまで一体その権益を侵すことができるのか、あるいはどこまでが文部省としての監督の権限なのか、これはいつも非常に議論の分かれるところでございます。ノーサポート・ノーコントロールな人といふような言葉もよくこの時期になると出てくる言葉でございますが、おのずと文部省の行政の中にも限度といふものがあるわけでありまして、補助金の不

交付措置をいたしております。補助金の不交付をいたすということになりますれば、まずまず文部省としての監督が直接及ばないということにもなつてくるわけでございまして、あくまでも大学自身が気持ちを新たに改革をしていただくといふことを希望するしかないというのが私の感想でもあるわけでございます。

しかし、文部省としても、中西さんの御指摘をいただくまでもなく、随分いろいろな意味で指導をいたしてきておるわけでございまして、先般も、今御質問の中にございましてように柴田総長を文部省に呼びましたときも、担当官がかなり厳しく指導し、理事体制の刷新等については具体的に文部省としての考え方を示しているわけでございまして、現実としてはその文部省の考え方を無視しておるといふのが正直なところで、私自身としては極めて遺憾である、こう言わざるを得ないところでございまして。

まだるこしいようでございまして、中西先生のおっしゃるとおり、おしかりもいたさうでございますが、さらに文部省のでき得る範囲の中で指導をしていく、その道しかないわけでございまして、一日も早く私立大学あるいは社会全体、私学全体、そういう立場の中でも、伝統ある国士館大学の名誉にかけても大学みずから体制の刷新にぜひ意欲を持ってもらいたい、こう私は願つてゐるわけでございまして。

○中西(續)委員　例えば今申し上げた三月三十一日付の十一名の懲戒解雇についても、文部省が改善六項目を提起しておるわけでしょう。その中身について一つずつをまじめにやろうではないかといふことを提起した人全部を首切つてゐるわけですよ。ところが、これは今度だけにどまるとは私は思ひません。これはさらに百名近くの人に拡大されるのではないかといふ声が既に起こつてゐる。私が今まで言つてきたことは大抵当たつてゐるわけですね。刺殺をした中村の問題についても、三年前に指摘しておるものが、実際に手を下して殺したし……。ですから、このことはまさに文

部省、改善六項目に対しては、いまだに何ら手を打っていないし、むしろ逆の方向にこうした措置が、例えば財政的な問題についての監事の問題についても、あるいは学内における人事の問題についても、そしてこのような内容的に会計面から、あるいは運営面から全部を改善してほしいという要求をする人たちに對してこういう措置をとるということになってまいりますと、まさにこれは形を変えた文部省に對する挑発行為であるし、挑戦だとして私は受け取れぬわけですよ。だから、その中で今文部省は何をなすべきかということを考えないと……

と申しますのは、いよいよ四月、日時が過ぎていきますとまた学校が始まってまいりますよ。だから、少なくとも三月三十一日までに、生徒が休んでおる期間に何とかそれを片づけておきたいというのが我々の期待であつたわけですね。ところが、四月過ぎてさらにこれがエスカレートしていくということになってくれば、これは一番最悪の事態になる、こう指摘せざるを得ないわけですよ。ですから私は、私たちと文部省との認識の間に大きな開きがあるんじゃないかということを今まで何回となく指摘してきたわけです。私は、少なくともこれは文部省に對する挑戦だと受けてとめるべきだと思ひますけれども、この点はどうか受けとめま

すか。

○阿部政府委員 種々先生から御指摘がございましたような、このたびの監事の解任でございますとか教職員の解雇の問題等につきまして私どもも耳にいたしておるわけでございまして、大学当局から言われればそれぞれに、例えば職務命令に違反をしたとか、個別の条項を挙げまして就業規則違反であるとかいうような理由を述べるわけでございまして。また、これまでの経緯から申しまして、私ども、大学当局のそのままとしうわけではない、処分を受けた側にももちろんそれぞれの理由があるわけであらうと思ひわけでございまして、この状況については、これから裁判というよう

から見守っていくしかないと思ひつゝいるわけでございましてけれども、いずれにいたしましてもしもこういった一連の事柄につきましては、私どもがかねて指導している方向から見れば遺憾なことであるというように感ずるわけでございまして。

先生から先ほど、三月末までというお話がございました。私ももうそういう気持ちがあつたからこそ、三月十五日に総長に對しまして直接、早急に結論を出すようにということを追つたわけでございまして、結果としてそのことが実現していただけないことを大変残念に思ひつゝございましてけれども、引き続き粘り強く厳重な指導を重ねてまいりたい、かように考えておるところでござい

ます。

○中西(總)委員 私は、そういう答弁を求めたのではないのです。文部省に對する挑戦として受けとめるべきだと思ひつゝけれどもどうなんだ、こう聞いておるわけです。

○森岡務大臣 私立大学を問わず、大学の自治、学問の自由というのは大事にしなければならぬこととあります。国公立につきましてはそれぞれ責任ある設置主体者がそれぞれの責任を持つてまい

るわけでございまして、私立大学につきましては、まあ世間一般上常識的に考えて、私立大学を経営する人々がこんな不祥事を起こすだろうなどということはまさに想像がでないわけでありまして。文部省としては、あくまでも大学自身が大学の意義あるいは建学の精神、そうしたことを踏まえたがら大学の自治をみずから考えていただけるものだ、そういうお互いの良心的信頼の中で文部省と私立大学は存立している、私はそう信じております。

振興の助成費は欲しいが大学の中の会計、経理についてはとやかく外から言われたくないというのがやはり大学全体の気持ちなんです。したがつて、一大学がこうした不祥事を起こし、それに伴つて文部省が監督権限強化を仮に進めるということであれば、多くの私学はこれまた反対をなさるといふことになるのです。一大学の不祥事によって多くの大学が迷惑をこうむる、こういう意味から言つても当該大学はやはり責任を持つてみずから改革をしてもらいたい。文部省としては六項目についての改善要求をいたしているわけでござい

ます。その中の最も重要なところは、現在の経営陣の刷新であります。そのところがなかなか今日もつてお聞き入れをいただけないというところが、私にとつても隔靴搔痒の感じがするところでござい

ます。

こゝまでこうした不祥事が続いてまいりますと、確かに、私の感想から言へば、中西さんのおっしゃるとおり、私立大学と文部省との間の信頼関係を盾に、逆に言えばその法律の一番裏のところをついて、文部省がやるならどこまでやれるんだという意味で、ある意味では挑戦をしていると受けとめても私はいたし方ないなという感じが、今中西さんのお話を聞くまでもなく、最近のこうした不祥事の連続を考えると、そういう考え方方を言わざるを得ません。文部省といたしましては補助金の停止しかなかったわけでありまして、だからといってこうした状況を続けていくということであれば、中西さんのおっしゃったことが適当なかもしれませ

せん。

しかば、それからその上さらにどうするかということになれば、国士館に對してやり得る措置はあるのかどうか、そのことについてどういふ法律が一体裏づけをされていくのか。そうなれば私学全体に大きな問題になります。あるいは現在国士館大学に對して何らかの方策をいふことになれば、現在いるまじめな職員やあるいは現在学ぼうとしている学生に對して一体どういふ措置がとり得るのだろうか、かなり難しい問題であ

らうと思ひます。

こういう議論をあなたと私でやらなければならぬということが非常に不愉快なことで、悲しいことでもあります。こうしたやりとりをもし聞いてくださるならば、国士館自体がもつとみずから恥じ入つて、新しい改善の要求に對して大学みずからがそれに向かつて刷新をしていただきたいな、この神聖な衆議院の文教委員会の中で国士館大学関係者に對して私はこう叫ばすにはおれない、そういう心境でござい

ます。

○中西(總)委員 認識の統一をしておかないと議論にならぬから、この前からそれを私は盛んに言つておるわけです。基盤を共通にしておかないと、なかなか論議がかみ合わないわけですよ。ですから、あくまでも信頼を完全に裏切つてやるといふことになれば、挑戦だとしか言ひようがないと私は思ひつゝ

すね。

例えば六項目を考えてください。一「運営体制の刷新」、できたかといつたら、第一項目は全然せぬ。出てきているのを見ますと、逆じゃないですか。この新しい理事長、理事、評議員の体制というのはますます逆行しているし、中身を見たらすぐわかるじゃないですか。さらに「法人全体の円滑、適正な運営」、「海外事業の慎重な実施」、これらについても全然改善されてない。「学内規程の整備と運用の適正」についても、既にあるのにこれもや

つてない。「教職員の身分の慎重な取扱い」については、これはますますエスカレートしている。「監事による監査の厳正」どころか、まじめにやろうとすれば首を切る。こうなれば、これは全然信頼どころじゃないと言ひつゝ、私に言わせる

○森岡務大臣 先ほど私は、その中西先生の御趣旨に基づいて申し上げたと思っておりますが、あえてこういう議論をしなければならぬということに憤りを感じ、中西先生がそういう御指摘であるならそう受けとめざるを得ない、私もそういう感想を持ちます、こう申し上げておきます。

ただ、その挑戦という現時点の事象を踏まえて新しいどのような措置をするかということについて、私はいささか踏み出したことを申し上げたかもしれませんが、全大学に及ぼすことあるいは私立大学と文部省の信頼関係、このところには一歩踏み込まざるを得ないことは、私は非常に危険なことでもあり、悲しいことでもある。そのことを今深刻に文部省自身は考えて、何とか私たちがこういうやりとりをしていることに国士館の関係者みずから謙虚に耳を傾けて妥当な措置をとってくだらないものだろうか、私はそういう願いも踏まえて先ほど答弁もいたしたつもりでございます。

○中西(續)委員 そこで、大臣のあるいは文部省の統一の見解というのはいささかありましたけれども、昨年私が文教委員会で質問した際に、瀬戸山前文部大臣は、世間で通用しない体質を持っておるといふことを言っておるわけですね。だから、今大臣が言うように我々がまじめにここで討論をし、そしていかにあるべきかといふことを追求しても、そのことがわかるような体質ではないと彼はこの前の論議の中でも言ったのですよ。そのこととで私たちはこの前、この意思の統一ができたわけですね。そこで今度は、指導の限界に悩んでおるといふことを言ったわけですね。その中から制度として何かを考へなくちゃならぬ、ここまで言ったけれども、今あなたが言ったような私学といふ一つの枠があるのだからそこまですなにかいかにいふことをこの前言ったわけですね。森大臣も、この一月の参議院決算委員会の議事録をとって読んでみますと、言語道断だ、みずから反省して努力をすべきであるといふことを言っていますね。ところが、みずから反省して努力をするといふこと

の体質が少しでも、一かけらでもある人なら、この十年間こういうことになっておられないだろう、こう私は考えます。ですから私は、瀬戸山さんの言われた指導の限界に悩んでおるならば、また今のお答えをお聞きしておると、そう受けとめざるを得ないわけですね。

そうなりますと、私は、これは提案なんですけれども、勧告ができないものかどうか。例えば、私学助成法の十二条四号の中における勧告は、「当該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員は解職をすべき旨を勧告すること」とあります。ですから、少なくともこの問題は学校以前の問題ですよ。法令以前の問題です。そこを、法令に抵触をしないからといってこの勧告ができない、あるいは処分についても所轄庁から何かの、例えば会計法上誤りがあったとか何とかいって処分をされた、こうならなければいけないと言えども、これはできません。先ほど管理局長が言われましたように、公認会計士にそれが出ておるとするからそれについてとか言えませんが、こう言っているわけですから、実際には破産手続の状況にまでいこうとしておる状況といふのは、完全に私物化した状況の中でそれが生まれてきている。第一、この理事者などを見ていただきますとわかるように、新しい理事などといふのはほとんどが自分の身内で固めてしまっているでしょう。こうなつてまいりますと、これはどうすることもできないと言つてしまわなくちゃならぬことになるわけですね。

ですから、私は今から一つ一つ聞きますけれども、例えば、法令上何があれは抵触したということになるのですか。具体的にどういふことが法令上問題なのか、言つてください。

○阿部政府委員 お尋ねの点は、学校法人の役員の解職勧告についての私学振興助成法十二条の適用の問題についてのお尋ねであらうと思つたが、この規定におきましては、法令の規定に違反した、あるいは法令の規定に基づく所轄庁の処分

に違反した場合、また寄附行為に違反した場合、こういう三つの場合を掲げておるわけでございます。例え、例えば補助金適正化法に違反をして不正な補助金の受給をしたといふようなことが本人の責任であることが明確である場合等につきましては法令違反であるといふことが言えるわけでございますが、今回の国士館大学の場合にそういう明確な法令違反といふような事実関係があるかどうかといふような点が種々問題があるわけでございます。

しかも、実は国士館大学につきましてはそれ以前の問題がございます。と申しますのは、私学振興助成法のこの規定は、補助金の支給を受けている学校法人の場合について適用がある規定でございます。その中で、補助金の交付を受けていない場合には適用がないという規定になるわけでございます。したがって、五十八年度から補助金の交付を打ち切つたといふこととの関係でこの条文が適用になるかどうかといふ基本問題もあるわけでございます。その意味で、法令上この規定の適用についてはなかなか難しい点があるといふふうにお答えをせざるを得ないわけでございます。

○中西(續)委員 だから、そうなりますとお検討しなくちゃならぬのは、補助金を打ち切る措置をペナルティーみたいにしてやつたこと自体が今度は逆に勧告ができぬことになっておるといふことになります。この補助金を打ち切る、ペナルティーを科することによって、私学に勧告なりあるいはいろいろ指導事項を並べ立ててやること、それを実施しないからペナルティー的に打ち切るというこの措置は、いい措置ではないということにつながるんですよ。先ほど私が申し上げるように、大学という学校以前の問題、社会的通念なら、当然この人は完全にみんなから排除されておる人なんです。法人という大学であるがゆえに、この人が総長でおられるわけですよ。だから、この矛盾をどう解決するかといふことになってくるわけですね。

そうなりますと、私はこの前、昨年論議をした際に、河野さんが質問をしてる中に出てますね。三十七年に紛争の調停等に関する法律として名城大学を時限立法でもつて措置をしていますね。こういうことだつてできるわけですね。だから、そういう方向に向けてもし勧告ができぬというならば、特に私細かく聞こうと思つたけれども、五十八年で打ち切つておれば、この私学振興助成法に基づく勧告ですからそれはできないと言ふならこれはできなくなつたわけですから、これはもう論議をする必要はなくなつたわけですが、そうであれば名城大学に対する昭和三十七年の時限立法、こうした時限立法的な、内容はまたいろいろ検討してそこで組み立てていただければいいのだけれども、そうしたことはできないのですか。

○阿部政府委員 振興助成法の十二条の関係について最初にちよつとつけ加えておきますと、補助金を打ち切ることに伴つて監督の効果が及ばなくなつてくるという点では確かにおっしゃるようなジレンマがあるわけでございますけれども、といつて監督の権限を及ぼすために補助金を出しておくといふのも国のやり方としては適切ではないといふことで補助金打ち切りという措置を講じておるわけでございます。

それともう一点は、この振興助成法十二条の規定も、あくまでも私学の自主性を尊重するといふ見地から各種の要件を厳密に定めますと同時に勧告をするといふだけの権限でございます。ですから、相手方がこれに従わないといふ場合には法律的效果が残念ながらないといふことに相なつてくる性格のものであるといふことをつけ加えておきたいと思つた。

なお、ただいまお話がございました時限立法の件でございますけれども、名城大学の問題につきましては、学内がたしか三つぐらいに割れてしまつて、例えば学生の教育等も相当激しく混乱をし、学生が授業料をだれに納めていいかわからないといふような大混乱状況になりまして、その中で相当の年月を経たといふことから、やむを得

ざるぎりぎりの措置としての特別措置を特別立法という形で講じたというようなものでございまして、今回の場合との対比においては、学内の教育研究がどうなっているかという点からいえばかなり差のあるケースであろうかと思ひます。

いづれにいたしましても、私学全体の自主性を尊重するという意味から、そういう特別立法等につきましても基本的には慎重である必要があると思ひわけでございしますし、現在国士館に對してはこういった形で厳しく指導を重ねてきておりまして、全く指導の効果がなにかどうかというあたりにつきましても、人間と人間との話し合いの問題でございしますので、私ども効果が全くないとは思つておられないわけでございしますけれども、そういう意味でさらに粘り強く指導を重ねていくということと当面は対応させていただきたいと思ひわけでございします。

○中西(續)委員 私には先ほどからも繰り返してありますが、こうした懲戒解雇の問題が、そして財政的にもむしろ逆の方向に歩いておる。今局長からの答弁でも、五十七年度は内容的に悪くなつてきている。そのことはちつともよくならぬわけですね。だから今度はどうするかといったら、財政の問題を一つ挙げてみますと、体育学部百五十人です。ところが入学させたのは何人おると思ひますか、七百名から八百名させているのです。このことは、二・五倍ですから私学助成金の受給対象にはならないのです。二・五倍になればゼロです。ところがその倍以上も入れているということになれば必然的にほかの学部——教養を入れたほかの五学部の場合は割合まじめに物を考へているからたくさん入れるという理事の要求があつても、教授会はそれを阻止しています。ところが体育学部だけは自由がきくわけですね。だから体育学部の場合だけ八百名も入れているのです。これが学校ですか、体をなしていない。だから私は学校以前の問題があるということを言つてゐるわけですね。その基本姿勢が挑戦と私が言うことの意味はこれにもあらわれている。文部省の助

成金などというものを当てにせずに、こちらの方がうんと楽だし、だからもう文句言われぬというのがここにあらわれているのです。こういうような特別の大学ですから、先ほどから申し上げるように、時限立法として考へたくないと言ひけれども、名城大の三つに割れて入学金あるいは校納金をどこに納めていいかわからぬというようなこととでなくとも、それより以上にこの場合には、大学としての組織運営上からいたしまして必ずして問題がある。であれば、大臣が一番恐れておる他の大学に波及するんではないか、文部省の権力が私学にどんどん介入できるような下地をつくるのではないかと、各私立学校関係の皆さんのこの危惧は、私は当たつておると思ひけれども、特定の学校の特定の年限でこれを措置していくということでもししない限り、これは解決できないと思ひます。これが続く限り、先ほど申し上げるように教職員の懲戒解雇等については、今やつておる、ぜひこうあつてほしいということを要求しておる人たちに大きく振りかかってくることは必至です。そうするとさらに混乱を助長していくということになるわけですから、ぜひこの点を考へていただきたいと思ひますが、大臣、どうですか。

○森國務大臣 現状の国士館大学と当時の名城大学との差異といひますと、そのことについては今局長から申し上げたとおりでございします。私自身も、先ほどから何度も申し上げますように、私立大学といふものは世間一般から見ても大学の自主性を少なくとも誇り得る立場に立つべき人たちがあつたという、お互いの信頼感の中に私立学校に對して文部省はいろいろな意味で今日まで指導もしてきたところでございします。今日こうした事態にまで立ち至つたことは極めて遺憾といひますが、むしろ文部省の立場から言へば悲しいきわみだ、私はこう言わざるを得ないと思ひます。したがひまして、当時の名城大学の時点の時限立法ということも、中西先生から御指摘を受けてこつたことをこの場で議論しなければなら

ぬということ、このこと自体を国士館大学の関係者が十二分に受けとめてほしいな、できればこの声がそのまゝ届いてほしいな、ロマンチックな言葉で恐縮であります。そういう気持ちでございします。しかし、ここまで文部省が信頼をして改善命令を出してゐるのに、その裏、その裏といたくようなことであれば、確かにおつしやるといふ文部省に挑戦だといふことに判断をせざるを得ないといふ面も出てきておるような感じがいたします。今時限立法といふようなお話もございしますが、そういう事態になれば各党各会派、国会の皆さんの十分な御議論といふものも必要でございしますから、そういう御議論を十分に踏まえながら文部省としても最悪、そういう事態について考へてみなければならぬ、そういう時期に來ているのかなというのが現時点で中西さんにお答え申し上げるぎりぎりのところだ、こう申し上げておきます。

もつて自浄作用をどうすべきかということ考へるそういう機能をつくる、その結論に基づいて処分をするという法改正ならば、大臣のそういう問題は解決する。そういう思想に基づくならば、この法律においても私学法の六十三条の聴聞、これは解散その他にかかわることですから、直接使えませんが、使えないけれども、私立大学審議会等に非公式にこういう問題を、皆さん私立大学が集まつているのだから、管理者が集まつているのだから、どう考へるかという意見を聞く、そのことによつて措置をする、そういう措置があると思ひます。そういうことを今日の法制度の中でやるか。やれないならば新しい法律でもつて、私学の自主性を生かしながら、権力が支配をすることなしに、自浄作用として出てくるそのものを措置するといふことを考へる、こう法律を変へるか。この問題はまさに、先ほどから中西さんの言つたとおり、教育以前の問題でありますから、それが放置されていいわけはないのですから、そういうことは考へねばならぬじやないかと思ひますが、いかがですか。

○森國務大臣 私学の自主性といふものを大事にして文部省は今日まで対応してまいりました。しかし、瀬戸山前文部大臣の言葉をかりてもなく、確かに世間で通用しないという事態に立ち至つております。こうしたことが新聞で報道されるたびに、国民全体に、また関係者あるいは私学全体に及ぼす影響も極めて大きい。そういう意味では、文部省の対応についてもいろいろな意味で反省をしなければならぬ面もたくさんあると思ひますが、基本的には大学の自主性といふことを考へてつてきた処置でございします。世間で通用しないといふことであるならば、こうした仕打ちを受けてもこれはやむを得ないのかという感じがいたします。ただ、中西さんの先ほどの御意見、文部省としても十分考へてみるべき段階に入つてきたという感じがいたしますが、国会でも御議論をいただくことでございします。文部

○木島委員 ちよつと関連。森さん、さつき私が言つたように、私学の自主性、自治との関係はなかなか難しいと思ひます。だから、我々は今日、私学に対する自浄作用をどう起こすかといふことを提唱してきたのですが、ただ、ここまで来るとそれはいいかないので、例えば法律改正があると思ひます。そういう私学から出たところの自浄作用をするところの委員会をつくる。例えばこういう国士館なら国士館、私学同士の中で

省が逃げるわけではありませんが、各党各会派の皆様方にも十分な御論議をぜひお願いをさせていただきたいな、こう思う次第でございます。

○中西(續)委員 最後に、私は九州産業大学問題で指摘をしておきたいと思ひます。

九州産業大学におきましては三月三十日に理事会を開きまして、この新聞報道によりまして、鶴岡前理事長に對して、退職金算出規程三億圓、これに功績を加味して六千五百萬圓を上乗せ、三億六千五百萬圓を支給するということになりました。それにプラスしまして、對馬に研究所というのがあるのだけれども、ほとんどこれは使つてなくて別荘だ、こういうことを私は指摘しておりました。そのとおりになりました。對馬の研究所を贈与することになりました。そしてさらに問題は、この豪華な公宅についても、これは理事長の持ち分の土地の上に大変豪華な公宅をつくつていますよ。これは当面八萬圓で賃貸をする、本人を住まわせるということになりました。

そこで、こういう結果とあわせまして、不起訴だということに理由をいたしまして、問題になつておりました平野前理事長がこういうことを発言し始めた。この前は指摘をいたしましたけれども、教務部門の選出方法に對してくちばしを入れ始めたと同時に、今度こういうことを三十日の理事会でやつております。それは、地検の不起訴処分が出た以上、今各学部から選出をされておる学部長、この人たちが告訴したり何かしたんだから、三人が陳謝しないとこういう問題については対応しないといふことまで言い始めています。この学部長選出に對してくちばしを入れた。これを振り切つて選出をしたんですが、三十日の理事会におきましては、陳謝しなければ発令を保留するということまで言い始めています。ところが、さっきの答弁によりまして、適正化法違反であれば責任が明確だからいふことは言えるといふことを言っている。こゝもまた打ち切っているから言えなくなつたけれども、平野前理事長といふのは、この適正化法違反を犯した帳本人であり、本

人もそれを認めているでしょう。ただ不起訴になつただけです。起訴猶予になつただけです。だから、そういう問題についてはいち早くちゃんと措置をしておればよかつた。しなかつた。今度また、この私学振興助成法十二条四号には該当しなくなつてきた。前はあつたのです。この人は。こういう状況が出てきております。そして、役職員の選挙等につきましても、今度理事長がそれに介入をしていくといふこともまた出始めています。ですから、こうしたことを考えあわせていきますと、これに對する対応の仕方、私は普通の状況で考えたつてだめだといふことを言いたいですね。

ちよつと時間が過ぎましたけれども、さらにまた、こういうことが出始めました。前理事長は、今こういう位置づけになっております。三十日の理事会の中におきまして、会議室でやつておつた理事会を第一応接室に移してやつて、そこに同和会の皆さんが八名から十一名理事会に入り込みまして、そして平野前理事長、現在が常務理事、彼から、今後の同和問題で前理事長の御協力をいただく意思を署名の上確認するといふことをして、全部署名をされたのです。これは大村学長だけが一人反対、あとは全部賛成。そこで鶴岡氏が言うのには、「同和の人といふでも話が出来るようにしたい」。同和会の代表の仲村といふ人が、「本気で解決できるのか」といふことを指摘しています。それに対して鶴岡前理事長は、「最後までやらせてもらふ。あすよりその問題に對する。学校として厳しい対応で臨んでいく。それ相應の措置をとる。人を育てるためには大きな使命感を持つておる」。言える柄じゃありませんけど、そこで仲村といふ同和会の人、卒業式は仕組まれたものではないか。写真のアップが撮れるはずはない。鶴岡「仕組まれたもの。これからはこういうだらしないことはさせない。厳罰で臨む。人権擁護対策事務室をつくる」、こういうことを言っておるわけですね。そういう中で同和会の人たちは引き下がった。そして稲井理事長は、「鶴岡さんとは仲よくつき合いたい」といふふうに出て、

前鶴岡理事長がまた再び復権を遂げておるといふ状況です。ですから、これはまさにもう国士館問題より以上に複雑になってくると私は思いますね。

こういう状況を考へてまいりますと、この問題についても、従来のようなやり方、さつき局長が答えましたね、できておつた問題をできなくしてしまつたわけでありまして、適正化法違反であればこれは勧告ができたのだけれども、それができなくなつてしまつたから、それであれば、私はまた個々の問題についても別個考へていかなければならぬと思ひますが、この点について大臣、どうですか。

○森岡務大臣 九州産業大学につきましても先般の委員会、またかねて中西さんからもいろいろ御指摘をいただいております。

これもまた文部省も先ほどの、もちろん問題点は幾つか違ふところはございますが、大学の自主性あるいはまた私立大学というそうした教育に携わる皆さんといふものをあくまでも善意に考へて対応してきたところでございますが、こうした世間にはなかなかわかりにくいことが行われているといふことであるならば、やはり新しく問題の角度を少し考へてみなければならぬ時期が来るとおる。先ほどの問題とも一緒にするといふことではもちろんありませんけれども、こうした私立大学の不祥事の世間に与える影響といふものを考へてまいりまして、また教育に携わってお立場であるといふことを考へてみて、文部省の対応に一つ

の境界が来てる、新しい段階に踏み切らざるを得ないといふようなことも検討してみなければならぬ、こういうふうには思ひます。

○愛野委員長 午後零時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

質疑を続行いたします。佐藤謹君。

○佐藤(謹)委員 それでは、まず国立公立大学の共通一次試験に關しての質問を申し上げます。

入試センターの副所長でしたか、おいでですか。はい、わかりました。

それで、共通一次、こゝで六回目を迎えたわけでありまして、受験生三十四万一千と言われておるわけですね。特に、最近ずっと毎年問題になるのが、この入試センターから公表される共通一次試験の全教科総平均点並びに科目別平均点、これが本来の素点ではなくて事後調整された点数ではないか、こういう疑念が持たれ、新聞で報道されたり、また国会でも論議された経過がありますね。これは極めて重要な問題だと思ふのですが、この点について入試センターはどう考へるか、また文部大臣はこのことについてどう考へてらるゝか、端的にひとつお答えいただきたい、続けて質問を申し上げますから。

○肥田野參事 人 お答え申し上げます。

ただいま御指摘の点につきましては、從來から申し上げておりますが、そういうことは一切やらないといふこととでございます。御承知のように、問題作成に当たりましては、各専門家、国立大学の教官が出题委員として作成されるわけでございますが、問題ができ上がった段階で採点の正答とかあるいは配点といふものは決定いたしますので、それに従つて厳正に実施しております。

○宮地政府委員 ただいま入試センターの方で回答したとおりと存じております。

○佐藤(謹)委員 昨年五月十日のエコノミストにこのことについて掲載されておるんですが、これはお茶の水女子大学の竹内助教授の論文だと思ふのですけれども、その論文によりまして、第一回目的昭和五十四年はそういうことはなかった、しかし五十五年以降は毎年何らかの平均点が入試センターによつて調整されて公表されてきたんじゃないか、こういうことでエコノミストが、皆さん御承知の週刊誌ですね、ここに具体的に、何教科、

何科目は何点調整されたかということがずうっと書いてある。そして、それがなぜかということも統計学的な根拠で、つまり相関図表によつてずつと出しているわけです。ですから、これは学者ですら信頼できるものと考えます。私は後はどうしてまたこのことを質問していきまうけれども、ここまで数字を挙げ、その専門の学者が理論的根拠まで明らかにして出しているわけです。

なお、引き続き同助教授によれば、これは総平均で十一点のかき上げ、科目別では英語B、生物はそれぞれ五五のプラス、国語は五五マイナース、しかも全教科、科目にわたってほとんど操作されていたんじゃないか、またいるんじゃないか、こういうことを主張しているわけでありまう。これは、一般の世論とかあるいはある市民の一人が言ったというんじゃない、そういう大学の専門の学者まで言っているものだから、どうしても私もこの疑念がぬぐい去れぬのでありまうけれども、重ねてこういうことについてどう思ひますか。

○肥田野参考人 この論文についてはまだ十分検討しておりませんけれども、先ほど申し上げておりますように私どもはそういう方法でやっております、これはあくまでもその推定値に基づく御議論であらうかと思ひます。それと、実際に採点しております我々にとりましては、これは全く考へてみないこととございまして、ただ、推定に基づきましてこういう御議論をされているわけにございまして、私どものその平均値がだんだん格差が少なくなつてきたというのは、従来の経験にかんがみまして問題の難易度を十分に検討してよい問題をつくっている、その成果であらうというふうに考へております。

○佐藤(道)委員 そういう調整はないと主張されるのですから、そこはそれで打ち切っておきましよう、また後はど関連して質問していきまうから。

そこで、入試センターは、共通一次科目間格差を是正するために、コンピューター内部の受験生全員の得点を修正する技術を開発されたと言われ

ております。そして、毎年この方法でセンターは事後調整しているのではないかと説が有力になつていくわけでありまう。そこで、使つか使われないかは別ですが、このような開発されたという、使えば使えるという技術が実際に完成されたのか、まだ完成されていないのか。センター、どうですか。

○肥田野参考人 そういう調整の技術というふうなものについては私どもは研究しておりませんが、ただ米年度等から中間発表というふうなことも考へておりますので、それについては検討を進めております。

○佐藤(道)委員 今の答弁の中で中間発表というのはどういう意味ですか。

○肥田野参考人 これは今、国大協で検討中でございますが、もし明年共通一次の実施期日を一月の後半、二十六、二十七日に持っていた場合には、従来のように共通一次試験の概況等についての発表を二次試験の出願の期日前にできなくなりまうので、それにかわる措置として考へているものでございまして。

○佐藤(道)委員 重ねて聞きますが、先ほど私が申し上げましたコンピューター内部で受験生全員の得点を修正する技術の開発は、研究していないのか、研究はしたけれどもまだ使用にたえるほどの技術が完成していないのか、どちらなんですか。

○肥田野参考人 コンピューターを使つていろいろ採点するという方式につきましては十分研究はしておりますけれども、それを今のようないつて使うということは私どもは考へておりませんし、またそのための技術というものを研究はしておりません。

○佐藤(道)委員 ただいまの答弁は、昭和五十五年以降、加藤大学入試センター所長などがいろいろ不公正な機関、新聞等に発表してきた経緯からいくと、どうもずうとと納得できないわけでありまう。時間もありませんから私の方から指摘をしていき

ますが、昭和五十五年十一月十一日、第六十七回国立大学学長の総会の中で、加藤センター所長は次のように言つております。「試験実施科目間の平均点格差の調整の問題がかなり論議されておる、その面での研究成果も具体化しつつあるが、この研究発表の取扱いに問題が生じている。」というように言つております。つまり、研究成果も具体化しつつあるというのを言っているのです。ずうとその最後の方に、「出来上つた段階で吟味することが現実的」と考へるので云々と、こう書いてあるわけですね。いいですか。これは昭和五十五年です。

次に五十六年二月の四日、各新聞は一斉に次のようなことを報道しております。例えばサンケイ新聞、「加藤所長は必要であれば来年の入試に間に合わせたい」としており、以下云々、つまりこれは得点の格差調整の検討が進んでいることを明らかにしたということに関連しての締めくくりの報道であります。

次に、これは毎日、「従来のように共通一次の素点をそのまま大学に渡すのではなく、入試センターで調整した得点を大学に渡すことを検討している。早ければ来年度から導入も考へたい」、これは言っているのは昭和五十六年ですから、つまり五十七年度を指しているわけですね。

次に、具体的に格差の問題の調整。これは読売、「五以上の差が出れば調整」、つまり前後十点という事です。それから毎日——今出題によつて科目間の格差の調整ということ副理事長は言われましたけれども、新聞の報道の限りでは、今のようないつて報道と関連し、「出題による調整は不可能」と言つております。これは昭和五十六年二月。

次に、昭和五十六年十一月十六日、日本教育新聞、その中に同じく加藤入試センター所長、次のように言つております。今の調整の問題について「調整をすればできるにいたつてゐる」と具体的な調整方法については研究が進んでいることを述べた。こういう事です。そして、格差の調整をやつた場合、自己採点の混乱が生ずる問題点もあ

わせて指摘している、こういう事です。これが昭和五十六年十一月、日本教育新聞。

そして、昭和五十八年二月号、「大学と学生」という、これはたしか大学局じゃないかと思うのですが、この中で次のことを言つております。同じくセンター所長、「一方、実施時期の繰下げや平均点調整の問題は個々の問題としての対応策は既に大学入試センターの研究調査によりおおよその目処はついてゐるけれども、云々、こういうのであります。そのとき既に調査によつておおよその目途はついてゐる」ということを言つてゐるのです。ただし、しかし、ずうと行きて、自己採点がでる方式をとり、それとの関連云々ということもあわせて言つてゐる、こういう経過があります。

ですから、調整についての研究をしてきたという事実は間違いないし、今の一連の経過をずっと見ますと、手の届くところまで研究成果が上がつて、利用できる段階まで来ている、あるいはできたかも知れません。しかし問題は、使つか使われないかになりますと、かなり高度の判断が総合的に必要だといふような趣旨が言われておると思ひます。今の経緯からいへば、こういうふうコンピューターを使つてやつてゐるわけですから、調整をすることが可能な技術的な開発はもう到達していると思ひます。その点、どうですか。

○肥田野参考人 お答えいたします。

ただいま御指摘のところでございまして、研究部として研究しております一つの重要な問題として、特に科目で、受験科目、理科、社会でございまして、それはいろいろ選択科目がございまして、その選択科目によつて平均点に差が出る、こういう問題が問題になつております。これにつきまうては研究部はずうと検討しております。そして、現在の段階では選択科目のいわゆる平均点の差というものを分析いたしますと、問題の難しさ、難易度による差と、それから受験者集団が毎年変わります。そしてその受験者集団は必ずしも学力において同じでございまして、その学力の差が出

ております。それで選択受験者の学力差と問題の難易度、これを分離して、そして純粹に問題の難易度というものがどの程度差があるかということ、これを分離する研究は進んでおりまして、これについては既に発表いたしております。研究成果を発表いたしております。

○佐藤(宣)委員 恐らく今の各目の得点は全部コンピュータで出しておりますから、そのプロセスはいろいろあると思いますが、私は、ずっと今の加藤所長の発表の経緯から見ても、また、あなたは今のような答弁をしましたけれども、コンピュータにインプットしてやろうと思えばできるところまで開発研究は進んでいると私は思うのですよ。

ところが問題があるのです。これを使うか使わないかという問題があるでしょう。使わないとすると依然として、今もあなたの言われたような教科間の格差というのはなかなか縮めることはできない。それから、今の選択科目の中で一番問題になるのですけれども、特に社会、理科は、その選択科目によってかなりの平均点の差がある。これは受験生にとっては大変なわけですね。ですから、これを何とかしなけりやなぬということ、使わなくなつて問題であるわけだ。この格差をどうするかという問題で研究している一つは、出題を考える、出題のときから、それからもう一つは、点数配分について、部分点とかあるいは選択点とかいろいろなことを新聞で言っておりますね。ああいう調整のこともあつていい。いずれにしても、使われないということを前提にしますと、今のままではなかなか縮められない、これは私は言えると思うのです。

使った場合、調整した場合どうなるか。調整した場合に、公表される点数は格差を縮め、しかも選択科目の格差を縮めることはできます。しかし、自己採点という方法をとっておりますから、自己採点とかなりの乖離が出てきますから、そうするとそこに大きな矛盾が出ることは皆さん推察のとおりです。一方、大学には調整した点数が行

きますし、片一方は自己採点ということで、ここに乖離が出てきます。したがって、受験生の自己採点方式による第二次の受験校の選択に大きな狂いが出てくるといふ問題がありますから、これを黙って使うということになりますと、そういう問題が出てくる。さればと言って、それをどういふふうに調整したという公表をいたしますと、そのことについて全体的な問題が出てきますね。いろいろな問題を整理をしていかなければならぬ。そういう問題ですから、なかなかこの扱いは慎重を期さなければならぬと思うのですが、どう見ても、いろいろな方法で格差を縮めようと思つても限界がある。しかし、さればと言って公表して調整すると、そのことによっていろいろな問題が出てくる。そうすると、可能な範囲内で調整した結果を公表するということがあるのじゃないか。このことが私はどうしても疑念として晴れないのであります。

そこで、私は今のことを関連づけて、皆さんに渡しているエコノミストの資料をまずひとつごらんいただきたい。なぜ私はそういうことを言うか。これはもちろん、先ほど申し上げました竹内助教授の論文を、はつきり申し上げまして私は参考にしております。これは私一人の疑念じゃないと思うから、慎重に聞いて答弁していただきたいと思う、これは国民が非常に関心を持っているところですから。その上げました資料の右側の方に、何点ずつ操作されたかということがずつと書いてある。昭和五十四年はないですね。五十五年以降五十八年まである。五十九年は先ほど言つたとおり。それで、その操作は図1の方法によってコンピュータに入れて、若干ずつかさ上げをしている。大体五点ぐらいだと彼は言っている。

そこで、これは昭和五十八年度の社会科、左側にありますね。ここで最初に問題になったのは何かといふと、社会科の政経と倫社を見ていただきたい。政経はPです。倫社はEです。この図は相関図です。真ん中に引かれている線は対角線です。その上にあるのは破線です。破線と対角線の中に入ってくれば相関関係があると普通常識的に言われているこの図であります。それを見ながらちよつと申し上げますが、問題になったのは何かといふと、政経の点数を入試産業、業者の関係を調べると五十点を切っている。そのとおりですよ。そして倫社との格差が大体二十一点ぐらいあるといふのが、自己採点からずつと集計していった業界の見方であつたわけですね。昭和五十八年度の政経と倫社についてですよ。ところが、発表されたセンターの点数は、政経で五十二点、倫社で六十三点、格差は十一点となつてゐるのです。つまり、テスト業者は政経と倫社の格差は二十一点と言つた。ところが、センターの発表は二十一点と言つた。つまり十一点以上の開きがここに出てきているわけですね。これは大変大きな問題なのであります。

そこで、なぜそういうような違いが出てきたのか。今のことをちよつとこの図で見えていきますと、今のセンターの発表というものは、倫社はEといふところに点がありますが、政治経済はPといふところにあるんですが、倫社は約六十三点ぐらい、政経は五十二点ぐらい、これは発表のとおりですから、したがって、この差は十一点です。これは公表されているとおりです。ところが、他の日本史や世界史や地理の点数を今の相関図の中で打つていきますと、A、B、W、Jといふ形になつて、この点数は対角線と破線との間に入つてきますから、これは相関があることは明らかです。ところが、今申し上げたEとPはこの対角線と破線から大きく外れております。そうでしょう。つまりそれは、相関関係からいふと、本来からいへば、Eといふ倫理社会は破線の上に持つてくる、それからPといふ点は同じく破線の上にくるのが至当なのではないか。そういうふうには、破線の上に本来位置した点数だと計算してみますと、倫社は六十六点ぐらゐ、政経は四十四点ぐらゐ。約二十一点から二十二点の差になる。これはつまり自己採点、そして業界がはじいた点数差二十一点にはば一致するのです。そうでしょう、副理事長。したがって、このEといふ点は破線の上、Pといふ点は破線の上に打つと本来の姿があり、自己採点として入試産業がはじいた二十一点の差が出てくるのです。したがって、本来は二十一点の差ではなかったのか。そうすると、政経の五十二点という発表は、本来これが素点ではなくて、素点は四十三点ではなかったのか。つまり八点プラスといふことです。それから倫社は六十六点ではなかったのか。それから三点マイナス。本来は倫社は六十六点、素点です。政経は四十三点、素点。したがって、その差は二十点になるのです。そうしますと、このところは、先ほどの自己採点をし入試業者がはじいた二十一点とは一致するのです。ですから、皆さんにお渡ししているエコノミストの昭和五十八年の倫社は三点マイナス、政治経済は八点プラス、このこととびたり一致するのです。

ですから、どう考えても、昭和五十八年度社会科、倫社Eがこの破線の上に来る可能性は少ない。政治経済が破線から大きく外れてPといふ点に来る可能性は少ない。大体が、センター発表の点数と自己採点・業者の点数の相関をずつと調べてみると、おおよそ五、六自己採点の方が高いのです。これは当然だと思ふのです。自己採点の点数の悪い人は、自己採点・業者の偏差値の点数には参加していかないと、最初から投げちやうて。ところがセンターの方は、それも含めて全部点数化しますから、センターの方の点数が下がるのは当たり前なんです。自己採点の方が高くなるのは当たり前です。これは、昭和五十四年からずつと見ると、おおよそセンターの点数に比べて自己採点の方が五、六点ぐらゐ上になつてゐるのです。これは常識でそうなんです。ですから、この図で言いますと、破線の上か破線の範囲内に入るといふのが本来からいへば普通なのです。

なぜこれだけが飛び出ているのか、この疑問にどう答えてくれるか。私は、これは受験者の皆さんには納得のいかないところだろうと思ふのです。

るのです。そうでしょう、副理事長。したがって、このEといふ点は破線の上、Pといふ点は破線の上に打つと本来の姿があり、自己採点として入試産業がはじいた二十一点の差が出てくるのです。したがって、本来は二十一点の差ではなかったのか。そうすると、政経の五十二点という発表は、本来これが素点ではなくて、素点は四十三点ではなかったのか。つまり八点プラスといふことです。それから倫社は六十六点ではなかったのか。それから三点マイナス。本来は倫社は六十六点、素点です。政経は四十三点、素点。したがって、その差は二十点になるのです。そうしますと、このところは、先ほどの自己採点をし入試業者がはじいた二十一点とは一致するのです。ですから、皆さんにお渡ししているエコノミストの昭和五十八年の倫社は三点マイナス、政治経済は八点プラス、このこととびたり一致するのです。

ですから、どう考えても、昭和五十八年度社会科、倫社Eがこの破線の上に来る可能性は少ない。政治経済が破線から大きく外れてPといふ点に来る可能性は少ない。大体が、センター発表の点数と自己採点・業者の点数の相関をずつと調べてみると、おおよそ五、六自己採点の方が高いのです。これは当然だと思ふのです。自己採点の点数の悪い人は、自己採点・業者の偏差値の点数には参加していかないと、最初から投げちやうて。ところがセンターの方は、それも含めて全部点数化しますから、センターの方の点数が下がるのは当たり前なんです。自己採点の方が高くなるのは当たり前です。これは、昭和五十四年からずつと見ると、おおよそセンターの点数に比べて自己採点の方が五、六点ぐらゐ上になつてゐるのです。これは常識でそうなんです。ですから、この図で言いますと、破線の上か破線の範囲内に入るといふのが本来からいへば普通なのです。

なぜこれだけが飛び出ているのか、この疑問にどう答えてくれるか。私は、これは受験者の皆さんには納得のいかないところだろうと思ふのです。

続けて言います。参考に朝日ジャーナルを見て下さい。朝日ジャーナル、ありますね。朝日ジャーナルの場合は同じですけども、これは一つの科目ですから。五十四年から五十八年までの点数がここにずっと書いてある、配列してありますね。そうすると、五十四年、五十五年、五十六年、この三年は、先ほど申し上げた対角線から引いた破線、つまりセンターに比べて自己採点の約五割近く高いというふうなところにずっとそろっている。つまり、明確なる相関関係がここにはありますね。ところが、五十七年、五十八年、五十九年、これは全く対角線上にそろっている。ここに鉛筆で丸書いてありますが、五十九年もこの対角線上に乗っております。そうしますと、普通この破線の上には大体来るのが自己採点の場合の相関関係の常識だと思ふのです。完全に対角線の上に乗るということは、センターの発表と自己採点による入試業者の点数が全く一致する、こういうことは私は常識的に余りないと思ふのです。したがって、これは五十七年、五十八年、五十九年、点数を五割ずつプラスしたのではない、そうでないと説明がつかない、こういうところが問題になっているのです。ですから、これから共通一次を検討しなければなりませんけれども、このことは長い間にわたって議論されてまいりました。

重ねて言いますけれども、今のようにお茶の水女子大の竹内助教授の統計学という根拠をもとにして、私もそれに賛意を表するものでありますから、あえてこれを引用したわけでありまして、こういう形で明確に出ておりますけれども、この点についてセンターの副理事長はどう考えますか。

○肥田野参事人 この竹内助教授の御研究につきましては、前々からそういう研究発表を伺つてはおります。しかし、センターといたしましては、実際のデータに基づいて出しました平均点等を発表しているわけではございませんで、自己採点の結果に基づく推定による御議論というものは限界があるのではないかとこのように考えているわけでございます。

○佐藤(通)委員 自己採点、推定だと言いますが、入試センターが出したものとそれから自己採点と点数が全く一致しないからおかしなことというのを言っておるのじやないのです。相関関係が明確につけられるような説明ができるのかできないのかというのを言っているわけだ。違つて当たり前なんです。統計学的には、今のことをずっと推論していけば五割ぐらいの差がつくだろうというのには常識になっている。一致しないのは当たり前なんです。ただそれが、先ほどこれ指摘したように、相関関係を持つ形で発表されているのか、全然相関関係のない形で発表されているのか。相関関係のない形で発表されていなければならぬのか。こんなにEとPだけが飛び出るといふことは普通考えられない。そうでしょう。例えば本来のEとP、EとPに略しますけれども、このEとPが破線の上にあればその格差は当然十二点にもなつてしまふ。つまり、倫社と政治経済二十何点の差というの、受験生にとっては大変なんです。センターとしても発表しづらいと思ふ。そして、先ほど申し上げたいろいろなセンター所長も、その誤差の範囲はプラス・マイナス五と言つていますから、十割ぐらいでしょう。そうすると、何とか十割ぐらいのところにおさめたというのには人情です。そうなりますと、この破線の上から飛び出た形にせざるを得ないので、Eの点は、この図で見ますと左側、Pの点はなるべく右側、つまり点数をよくするということです。政治経済の点数はよくし、倫社の点数は左に持つていつて下げる。そうしますと、先ほど言ったように十一点という十割ぎりぎりまで持つていくことができる。しかし、それは統計学的には説明のつかない形に結果はなつてしまつていくことです。これがE点とP点なんです、いいですか。

ですから、あなたが自己採点と、推論の点数とセンターの点数が違うのは当たり前だと言ふ。当たり前です、それは。あつて当たり前なんです。ただ、それが相関関係を持つ納得できる形で発表されているのか、相関関係のない形で、何とも説明がつかない形で発表されているのか、そのところがいろいろな学者も一般の受験生もなかなか納得できない。しかも、一点や二点で、これは受験生側なり高校側に問題があるというふうにあなたは新聞の論説で言つておつたけれども、現実には、自己採点し、先生方もそのことで一点、二点を争いながら進学指導をやらざるを得ないですよ、今の政治情勢と社会情勢の中では。そうなりますと、この一点、二点の差、特に二十二点違うか十一點違ふかなんていうのは大変大きな影響を与えるわけです。そうすれば、政経をとつたか倫社をとつたかによつてその子供の点数は十割も違ふわけですから、これはストレートに、場合によつては自分の志望する大学に入れるか入れぬかにつながつていくわけだ。そうでしょう。しかもそれが、今申し上げたような形で調整されていつた過程を知らないで自分が偏差値をもとにして入学の希望をいつたとしたら、その情報を誤つたままに自分が進学の選択をしたということになるわけなんです。極めて重大です。どうなんですか。

○肥田野参事人 受験生にとつて共通一次の点数は非常に大事であるということは、御指摘のとおりでございます。私もそのために非常に苦労をし、そしてできるだけ正確な得点を、いわゆる学力をはかる、それを念頭に置いてよい問題をつくらうというふうな努力しております。その辺は全く御指摘のとおりでございます。しかし、その出た結果によつて受験者が進路を誤る、そういうような影響を与えるようなことは極力慎まなければならぬというようにも考えております。御指摘のようないふことも考えております。御指摘の通りです。

○佐藤(通)委員 私は根拠なしに言っているのではない。もう一度、重ねてこの点だけ。朝日ジャーナルをちょっととらんになつて下さい。「英語Bの相関図」のことを先ほど申し上げましたけれども、入試センターだつて、その右にありますように、この相関関係というのは非常に重視しているのじやないですか。細かいことはあと言ひません。これは例えば東京で受験した、山形で受験したという場合の相関関係をとっているのじやない、きちつと。この同じ手法を使つていふのですよ、「英語Bの相関図」、先ほど申し上げた社会科学の相関図。センターだつて、同じような相関関係というものを前提にして試験なり点数とすることを考えているのじやないですか。私はこれ以上言ひませんけれども、あなたの方だつてそういう手法を使つていろいろなことに対応しているんじゃないですか。それだけあえて申し上げておきたいのですが、これはなかなかこれ以上詰めても出てこないものでそこにとめておきますが、私はどう言われても、今副理事長が言われた説明では納得できません。

ただ、最後に私はその点申し上げておきたいのですけれども、私が心痛むのは、こういう議論が昨年参議院などで議論されておつたときに、十七歳の神奈川県の高校生が新聞投書でこういうことを言つてゐるのです。

入試制度に対する考え方がどうであらうと現実には現実であり、毎年何十万人かの青春のエネルギーがここで費やされるのです。

しかし現在の国公立大共通一次試験には、代償としては不似合ひで不透明な部分が多すぎないでしょうか。

例えば、大学入試センターの先生がどうおっしゃつても、「ガサ上げ」が行われていると、受験生の間では疑うものがあります。僕も寡聞ながら、それを否定する説得力あるお答えは、いただいた覚えがありません。

何よりも、すべてを公明にすることが先決なのです。まず校間の配点をすべて公表した上で、科目間格差の合理的な正も容易でしょう。とにかく、これ以上受験生が疑心暗鬼にならなくともすむよう、速やかな善処をお願いしたいのです。こういう投書です。これが受験生の気持ちなんです。

それから、そのことで悩む高校の先生は、八三年二月十日の新聞の「論壇」の中で、「共通一次「政経」に疑問」ということで出しております。これは、私が先ほどデータを使ったことに関連してのことです。つまり、いろいろありまして、

入試センターも、自己採点との比較で、二次受験校を考へる指導している。とすれば、自己採点が正確に出来るよう配点細目を発表し、採点結果は操作すべきでない。操作するならその内容を公表すべきである。

ここまで言い切っている。このことをみんな悩んでいるのですよね。ですから、私はああいう形で、推論と言え推論かもしれませんが、申し上げなければいけません。もともとみんなが納得する形でこのことをやらなきゃならぬし、私は今の共通一次の中で幾ら追求していても、その疑問を解消することとは困難だろうと思う。思い切って全部公表すれば別です。私はそう思っているのですが、どうしてもこういう疑念が晴れないのは当たり前前だと思ふ。

この中に同じく二月二十四日、この高校の先生に対してあなたは、「出題改善に今後とも努力」ということを書いております。しかし、私も読んでみましたけれども、残念ながら説得力はございません。

そこで、私はひとつ、大臣、今のような状況にあります。マークシートでやっておりますから三十四万人のマークシート、ことし終わったわけですが、これは保存しておりますか、どうですか、センター。

○肥田野参考人 お答えいたします。

答案用紙につきましては、一年間保存いたします。そして後は全部磁気テープに記録してございまして、これは永久保存でございまして。実際の答案用紙は一年間保存いたしまして、後は焼却と申しますか、跡が残らないような形でいたしております。

○佐藤（通）委員 幸いマークシートがあるというのですから、当然大学に共通一次の試験の点数は

送ったわけですね。その送った点数とマークシートによる素点、このことについて、これは調べられていることはできますね。どうですか。整合しているかどうか、そのことです。

○肥田野参考人 ちよつと御質問の意味がはつきりいたしません。コンピュータで採点いたしまして、それは全部実際の答案を読み取りまして磁気テープに転記いたしまして、それを採点するわけでございます。そうして、その採点した結果というものを大学には御報告しているわけでございます。そうして、一つ一つの解答のどの解答を選択したかという記録は全部磁気テープには残っているわけでございますが、それを一々大学にはお送りしておりません。

○佐藤（通）委員 ちよつと質問の趣旨が明らかでなかったと思いますが、非常にそういう疑念を持たれております。今申し上げたように、私たちも残念ながらそう思っている。しかし、私たちは文教常任委員会としてこのことについて責任がある。したがって、その調査する程度なり方法はいろいろあろうけれども、この疑念にこたえるために、入試センターがやった手法について何らかの解明を試みたいと私は思うのです。このことは、今ここで調査団を派遣しろとかどういう形でやるというふうになりますと、ちよつとまだ機が熟さないと思ひますから、そのやり方、方法なども含めてこの調査、検討について理事会の方で検討していただきたい。委員長、どうですか。

○愛野委員長 後刻、理事会で検討いたします。

○佐藤（通）委員 その点についてはそこまでしておきます。ただ問題は、共通一次が出発したのは昭和五十四年からだと思ふのです。これは出発の当時からいろいろ議論されて、今日なおこういう問題があり、しかも新しい問題まで発生してきておる。これはいろいろな見方があるでしょうけれども、しかし今日時点で考えれば、これは受験地獄を解消するということの一つの方途として始めたのだらうと思うのだけれども、実際は受験地獄の解消どころか、大学の格差を拡大し、受

験生にむしろある意味においては負担をかけ、難問奇問が消えたわけでもない。そういう意味では、むしろ私は受験生に負担をかけて高校教育をゆがめるといふ、当初から問題にされたけれども、ある面においては予想を超えた大きな問題を社会的に投げかけたと思うのです。また投げかけていると思うのです。加えて私が今申し上げたような素点の調整などという問題が大きく疑問として持たれ、このことでもかなりやりとりされてきたわけです。そうなりますと、このことはやはり共通一次問題を根本的に検討し直さなければならぬというところに来ていまして私は思う。また、そういうような検討をしなければならぬやの発言も聞いておりますけれども、この辺について総合的に、今までのやりとりを聞き、これからの考え方をひとつまとめて文部大臣の答弁を聞いておきたいと思ひます。

○森岡務大臣 佐藤さんいろいろな御指摘をいただきました。今、入試センターの肥田野さんとのやりとりも伺っております。文部省といいたしましては、入試センターが公正を持ってそうした素点の調整などはいたしておりません、この基本的な姿勢は私も、文部省として、そのとおりであると信じていくことが当然であろうと考えております。

ただ、私も常々申し上げておりますように、この共通一次試験というのは確かに入学試験の問題について大変大きな社会的な問題になっておるとも事実でございます。

佐藤さんに今さら申し上げる必要ございませんが、当時といしましてはやはり進学率が伸びて、そして入試地獄というようなことも当時の社会問題になり、こうした形で吸収していく、これが一つあったと思ひます。難問奇問は解消されていらないということでございますが、私もいいたしましては、高等学校がまあこの程度の学問であるならば、この程度の進達状況であるならば、こういうことを願って、むしろそれ以上の難しい問題を勉強しても意味がないことですよということ

期待しながら、共通一次試験というところで、むしろハードルをそのあたりにとめていただく、このことが私らの切なる願いでございます。

しかし、現実の問題といたしましては、やはり入試センターの問題の出題を初めとして、共通試験そのものをやるのが、国立大学関係の諸先生方がお勤めになることとございまして、学者間の物の見方、私も政治家の見方と、また、このところはかなり考え方が違っているのだというようなことも、私も大臣に就任いたしましたから、国立大学協会の先生方と議論をいたしております。でも、そんな感じがいたしております。

まあ、こうした諸制度は、これで絶対完璧というものはなかなかないわけでございますから、逐次改善をしていくことが当然であろうというふうに考えております。もちろん試験日の繰り下げでありますが、あるいは今いろいろと議論になっておりますように、五教科七科目についての選択の問題あるいはアラカルト方式、専攻課程によっては文化あるいは芸術あるいは理科系、それぞれこのあたりの採点のはかり方のノウハウがないだろうか、こういうことを今議論していただいております。ところでございまして、共通一次を仮に完全になくしてしまつて、もう一回それぞれの大学で自主的に入学試験をやるといふことになれば、またもとの繰り返しが続くのじやないだろうか。なぜかといへば、現実今、私立大学が参加いたしておりますから、早稲田や慶応というような特定の大学については、偏差値を我々はすべて信用するわけではございませんが、偏差値の中から見ておりましたも、はるかに東京大学よりもっともつと問題が難しくなっているというものは、これはそれぞれの識者が指摘するところでございます。

したがって、共通一次というところで、高等学校がまずこのあたりの学問を進めていけばいいのだということ、高等学校の学問の体系が崩れない範囲の中で学問を進めていくということにおいて、このところの、マークシート方式のやり方がどうかということとは、同じ時間、同じ

条件で三十数万の人たちが一斉に行うということでありますから、このやり方についてはいろいろ難しいところがあるのだらうと思いますが、私は、現在の共通一次試験を改善していくというやり方、そしてもう一つは、学生たちに非常に負担になつております二次試験のあり方について、もっとも工夫をしていただく、そういう形で改善をしていく以外に道がないのではないかと、私自身は、今佐藤先生のお話のやりとりを伺いながら、そんな感想を持っております。

○佐藤(逋)委員 それなりにわかりましたけれども、私はやっぱり文部大臣とらえ方の深刻度といひますか、若干違ふようでありまして、これはきやうですべてこの問題が片づくわけじやありませんし、また私、取り上げたいと思ひますが、いずれにしても、私は現状のままの共通一次でいいとは思つておりません。予想されたことでもあると言われるかもしれませんが、かなり深刻な問題をたくさん投げかけているというこの問題は、やはり受験生や父兄や現場の教師の立場に立つて、もう一度きつちりと受けとめて見直すべきだと思ふから、この点だけ私申し上げて、次の機会に譲りたいと思ひます。

そこで、時間がなくなりましたけれども、次は大学の地方分散について私、聞きたいと思ふのですが、よろしいですか。

今、地方圏の方から、若者の定着とか地方産業の振興であるとかあるいはまた文化の向上、振興であるとか、言ふなれば格差是正、国土の均衡ある発展、そして若者を含めた定住圏構想の実現という点から、大学の地方への分散、つまり地方への大学の創立、新設、これが大きく求められていふと思ふのです。文部省も、このことについてはそれなりの計画と施策に努力はしていると思ひますが、この際でありますから、文部大臣のこのことについての所見をまず聞きたいと思ふのです。

○森岡務大臣 私は、それぞれの地方の都市がこれから振興していくためには、先ほど馬場議員のときにも申し上げましたように、かつての第一高

等学校から第三、第四というような、そういう高等学校のような形にはならぬにいたしまして、地域と若者とが学問において青春時代に結びついていく、そういう形の中で、地方の都市が学校を中心にして榮えていくということは、文教都市といふのは一つの見方から見ても非常にいいことではないか。私も党におりましたときに、むしろ積極的にその方向を文部省に對して私も努めて努力するようにお願いをしておいた立場でもござい

ただ、最近東京の都内あるいは大阪、名古屋等の大都市圏にありますが学校が外に出ていくという。確かにキャンパスが狭くなつた、交通事情、いろいろな面もあるであらうし、学問をする環境にはなじまないというやうな事態になり、外に出ていく空氣が出てきました。これも調べてみると、東京にありますものは東京近郊にしか出ていかない、大阪のものは大阪近郊にしか出ていかないといふのは大変残念なことではございまして、本来言へばもっとも地方の方に――交通体系もいろいろ変わつてまいりました。日本の国内全体が狭く感ずる時代でもございまして、そういうした意欲を持った地方に出ていっていただきたいなという氣持ちは私は今でも正直に持つておるところです。ただ残念ながら、文部省として、あつちへ行け、こつちへ行けと言つて指導ができるものでもございませぬし、新しいキャンパスへの移設といふものは、国立大学といへどもやはり大学自体が考へていくという、この基本的な姿勢は守つていかざるを得ないところでございまして、極端に言へば、単に東京から八王子に移る、まあここが非常に多いわけですが、それだけのことでいろいろお金の面で果たしてお手伝いをしなければならぬのかというところは、個人的には私は非常に疑問に思つておりました。もっとも、地方の本場にこうしたところから大学が出てきてくれたら、あるいは県も市も積極的にせひ大学に出てきてもらいたいなというところに、むしろお金の面でもいろいろな意味でできるだけのお手伝いを

してあげるということが本来あるべき姿だと私は思つておりますが、現実の法体系や大学の自発的な、自主的な物の考え方から進めていくということであればこうした方向しか今日まではなかったのかと思ひますが、今後とも、地方への本當の拡散の意味を文部省としてももう少し指導がでないものだらうか、十分検討してみたいといひ、こゝ思つております。

○佐藤(逋)委員 今文部大臣が最後に、今日まではといふことを言われましたけれども、大臣は若いんですし、識見もあるし、二十一世紀を唱える大臣だから、この際やっぱり意欲を持つて計画を立て、そして実効の上がる――このことはやらなければならぬことなんです。私は、今のままでいいならば、いろんな施策はありますけれども、格差の是正と国土の均衡ある発展、それが実効が上がるようにしないと、地方は全く火の消えたやうな状態、そして過疎と、悪い言葉だけれども年寄りの地域になつてしまふと思ふ。子供たちは幾ら呼んでも、都市に来て、しかも地球の上にやぐらを組んだ家の中には住めない、そういう時代になつてしまふと思ふのです。だから、これは私は大いに意欲を持つてもらいたいし、これは大学あるいは技術教育、文化の振興というだけじゃなくて、絡んでの問題は、地方の高速交通の問題、高度情報化社会の整備の問題、大学學術、これらの問題をあわせて地方がやっぱり産業の振興を図りながら、言ふなれば産業の格差、所得の格差、生活文化の格差をなくするといふ中で教育の問題。そして、今大臣も言われたところの、いかにしたならば地域の実情に合った大学の分散と誘致と立地ができるのか、これをぜひ私は、時間もありませんから、大臣に総まとめにひとつ要請をしておきたいといふふに思ひます。

そこで文部省は、新長期高等教育計画の中間発表をいたしております。それによりまして、昭和六十七年度ピークに達する十八歳の青年に對処するために、この計画期間、昭和六十一年から六十七年、この期間中に入学定員増について算定をし

て出しております。それによりまして、八万六千人の増員。うち四万二千人が恒常的増員、そのうちの二万六千五百人が三大都市圏といふふうにしております。計画を見ますと、あと臨時の部分についてみても見ますと、三大都市圏中心の配分になつております。ですから、今大臣もそういうことを言われたんですけれども、これから六十七年をピークにして十八歳の青年がぐつとふえてきます。当然この大学収容の問題が出てきますが、この計画では、私はどうしても三大都市圏中心の計画になつていくんじゃないかと思ふ。そういう意味で、やっぱりもっと地方に重点を置いた形で、少なくとも――この比率ですと、三大都市圏、恒常的な定員増です。これが三大都市圏で六三％ですから地方ですと三七％ですか。少なくともこの比率はファイブティール・ファイブティールに変えなければならぬのではないかと、いふやうな考えを持つていますが、この辺について、大臣もさることながら、局長どうですか。

○宮地政府委員 先ほどもお答えしたわけですが、いふまでも、昨年十月に中間発表いたしました、各方面の御意見を承りながら、ただいま最終的な取りまとめの手順を急いでいるところでございまして、三大都市圏とその他の地域との配分について、いろいろ地方団体等からも意見をいただいております。中々発表いたしましたものの中身につきましては、地方に重点を置いた配分といふことを念頭に持ちまして数字の配分をいたしたつもりでございまして、

と申しますのは、これから十年ないし十五年ぐらいの十八歳人口の増減そのものが、基本的には三大都市圏の方が圧倒的に大きいといふやうな問題がまず第一にあるわけでございます。それからもう一つは、したがって私学の場合で定員に對する入学者の数の実態から申しますと、大都市圏中心に入学定員に對するいわゆる水増し、言葉は悪うございしますが、水増し入学になつていふ部分が大都市圏に大きいといふやうな問題もございま

す。したがって、中間報告で申しました数字そのものも、現にこれからの十八歳人口の各地域の増減から見れば、本来ならば、例えば地方であれば、全体の案分から申せばもっと低い数値であるべきところを、むしろ積極的に地方に大学を充実したいというような考え方で、理論的にはじいた数字よりは上乗せをし、三大都市圏については、むしろ抑えぎみにした数字が中間報告で述べられている数字でございます。

もちろん、そういう一つの考え方に立って作業を進めてきたわけでございますけれども、その地域配分についてなおいろいろ関係方面の御意見もございまして、私どもとしては、最終報告に向けてその点の調整を専門委員会でおまとめをいたしているというのが現時点の状況でございます。

○佐藤(直)委員 時間もありませんので、その件について国土庁もいろいろな計画、施策を出してありますから、国土庁としてその点どうですか。何か今の中間発表に対する国土庁内部からの意見、建議もあるやに聞いておりますので、端的にひとつお答えいただきたい。

○柳沢説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、現在大学設置審議会において六十年度以降の高等教育計画に關しての御審議が行われているものの中間報告につきまして、国土政策を担当いたします国土庁の立場から若干の御意見を申し上げては、事実でございます。ただ、大学の地方分散を進め、若者の地方定住に即するような施策を講ずるといふ基本的な認識におきましては、文部省と私どもの考え方が食い違っているとは思っておりません。いずれにせよ、私どもが今申し上げておりますのは、今後多様化した増大することが予想されます高等教育機関への進学需要に適切に対応すること、それから地域ごとの整備の目途につきましては大都市への集中を抑制して、地方により重点を置いて整備を進めること、並びにそれを弾力的に行っていたきたい、こういったようなことを申し上げておりました、現在さらに文部省と事務的なレベルの協議

を続けさせていただきたいと思っております。

○佐藤(直)委員 それでは、今の恒常的な定員増を中心に私は言うのだけれども、大体ピークになりまして、あなたの方で出したこれを見ると、三大都市圏に考えますと四八・五%が昭和六十七年には五〇・八%、また七十五年には四八・〇%、こういうふうに変わっているんですよ。ですから、私はこのことを考えると、三大都市圏は六十七年をピークにして上っていくのが、またもとに戻るのです。五〇%をまた割っていくんですよ。

(委員長退席、白川委員長代理着席)

ですから、この臨時のところを三大都市圏にふやしていつて、どちらかといえば恒常的な分を地方にふやしていくという、これがやはり前後の安定したやり方じゃないか。三大都市圏はこうなつて、またもとに戻るのですから、この部分は臨時的なものですよ、都市というのは、こういうふうな考え方の方が私は至当だと思ふ。

それからもう一つは、具体的に大学を地方に分散するときいろいろな計画を立てられておりますね。国土庁もコミュニティーカレッジの問題から、それから文部省もいろいろな組み合わせの設置の大学のあり方論からあります。私も時間がありませんから言いませんけれども、それでは具体的に地方に大学を分散し新設させるためには、それを積極的に推進する具体的な施策が裏づけになつていなければいけません。どういう形で設置するのかという設置の方式もあります。第三セクターから公私立の方法からね。と同時に、私学振興財団などからそういう分散設立についても助成なり貸し付けをする方法はないのかどうか。それから、税制上の優遇などもっと思い切つて与えていいのではないか。これは国土庁などで短大を地方に持つていったらどのくらい金がかかるかなどと試算しておりますから、この辺は文部省としても具体的に実効が上がるように踏み切つていいのではないか。そうでなければ二十一世紀論で終わると私は思ふのです。その辺のところを具体的に検討していいのではないかと思ふが、大臣と

してはどうなのか。

それからもう一つは、地方に焦点を当てながら、同じような問題を文部省の立場から、国土庁の立場から、それぞれやっています。私もいろいろなものを読ませていただきましたけれども、非常に建設的にやっていますのが、これをもっと協力し合つて知恵を出したならば、もっとお互いに力を出し合つたならば、まだまだ効果が上がるのじゃないかと思ふ点があるわけです。したがつてその点、所管は文部省だと思ふますから、文部大臣としてその辺をどう考えるのか。

以上、三点をまとめてひとつ答弁いただきたいと思ひます。あと答弁で私は終わりますから、最後に重ねてでありますけれども、冒頭申し上げましたように、これから二十一世紀に大きな日本国の課題は、格差の解消と均衡ある国土の発展だと私は思ふのです。三全総から今度四全総をつくられていきますね。私も全部精査しておるけれども、言葉としてはあるのです。しかし、実際は実効は上がつておりません。これは三全総のフォローアップをやつておりますけれども、ですから、そういうことを考えたときに、教育の問題、つまり大学の地方分散の問題、高速交通の問題、新しい二十一世紀に向けての高度情報化網の問題、意欲的にやつていかなければ地方はまさに冬の時代が来る。それはそのときになつてからでは遅い。今から手をかけなければならぬし、二十一世紀を展望する若い力と識見を持つ者がそういうことをやつていかなければならぬと思ふのです。そういうことをまとめて文部大臣の答弁をいただいて、終わりたいと思ひます。

○森岡務大臣 正直申し上げまして、佐藤さん、大変難しい御質問をいただいているのです。私は、端的に一人の政治家という立場でございまして、私ども基本的にはあなたと同じ考え方なんです。私自身も党におりましたときは、ここにおられる宮地局長初め文部省の皆さんと、いつもそういう議論のやりとりを今日までしてきたものでございいます。例えば中間報告におきます定員の配分に

ついても、私は若干不満なんです。もう少し端的に言えば、大都市圏ははつきり言えば、もう定員増のところをゼロに抑えた方がいいじゃないかという考え方だつてないわけじゃない。ただし、今日まで抑制してきておりますから、その分が専修学校にかなり逃げているという面はあるわけでございいます。もう一つ大事なことは、問題は高等学校三年生の人が受けるということなんであつて、進学するという個人の意思で来るわけですから、何かほかの物をやつたから外へ回らないと言つても、嫌だと言へばそれまでの話。もう一つは、これから十年、二十年、進学率というのが大体この程度であろうという想定でやっていると、点がますますございいます。今のような国の財政がもう少し好転するように我々も努力はしていかなければなりません。経済状態がほぼこういう形で推移するなという前提が立つていきます。

私も、実は自分の選挙区でも、大学誘致という問題はどこもかしこも同じように皆要望しておりますが、私はいつも地元から要望を受けると、一遍調べてみない、この町に短大をつくつたら入りますかという世論調査をしてもらなさい。残念ながらいい結果は出てこないのです。これは本場の専門的な学問を進めていこうという者と藤本先生にしろそれそれだけれども、やはり現実の問題としては、女性が大学に進む場合は専門的なことよりもある程度教養を身につけるといふことの方にウェイトがかかつておりますから、大変言いにくいことではあります。私の石川県あたりで、どうせ短大、女子大に行くなら大阪、神戸、京都、東京、悪くても名古屋、こういう言い方をしてくるのです。そういうことを考えてみますと、ただ地方に振り分けていつて、確かに今おっしゃつたように地方は恒常的に定員増にする、中央は臨時的なものにするといひましたとしても、本当に恒常的な定員数をそのまますと維持し得るだけの魅力のある学問になるのかどうかということ

が、非常に大事なところだと私は思います。そういう意味で、さつき馬場さんとの議論の中で申し上げたように、キャパシティを受け入れるものと、その中でここにしか行けない、このところに行つて学問しなければならぬ、そういう特色ある高等教育を、学問、研究を進めていくことで地方に分散するという考え方で文部省としては積極的に取り組んでいかなければならぬ、こう考えております。

私学財団の融資あるいは税制についてはいろいろと配慮を加えていかなければなりませんし、現実の問題としては、私学振興財団等では地方に出る場合には優先的に融資をいたしておるようでございます。ただ、私はさつき申し上げたように、神田から八王子へ行くのに優先的にやるのはいかなものかという、感想として何となく納得し得ないものがあるわけでございまして、この辺については本当に思い切った、今先生がおっしゃったように、本当に地方が求めている県や市がいろいろな形で優遇する、ぜひ来てくださいという形で行つてそこに学問を開きましようということについては、より積極的な、あるいは融資のやり方はどういうふうに行つていくか知りませんけれども、できるだけそのところはウエートをかけてやつていくべきだろう、私はこう思つておりますし、そういう指導をするようにしたい、こう思つております。

第三点は、文部省と国土庁が力を合わせてやれ、そのとおりだろうと思ひますが、わかりませんよ、私はまだ文部省の本当の気持ちを知りませんよ、何か地方の振興策のために大学を使われるのは学問を進める上ではたまたまのものじゃないかという気持ちがあるんじゃないかなと私は思ふのです。こんなことがないように私は努めますけれども、国土庁の方も、文部省もいつまでもかたくなにセクショナリズムにやつてないで、地方がそうやって要求するならば地方を興すためにひとつその糧になることぐらいいいじゃないか、こういう気持ちもおありだろうと私は思ひま

す。この点については役所間の縄張り意識的なものがないとは言ひ切れない、私はこう思ひます。

こういう問題はできるだけ解消して、文部省も学術を進める上で本当に適切なキャンパスを選んでいくということ、国土庁もそれをいろんな意味で国土総合発展の中に、建設省も含めながら、自治省も含めながら、いろんな角度でバックアップ態勢をしていく。今ほど地方にそうした気持ちを求めているときはないわけではございませんから、この時期にそういうふうな形でできる限り、各省庁間で前向きにお互いに協力し合つていくということは、佐藤さんのおっしゃるとおり、二十一世紀の日本の学術、研究を深めていくと同時に、国土の総合的な繁栄策という意味からいっても極めて大事な御意見であろう、今後とも積極的にそうした方向で調整ができるように私も微力を注いでまいりたい、こう思つております。

○佐藤(詮)委員 以上で質問を終わります。

○白川委員長代理 中野寛成君。

○中野(寛)委員 今まで続いていた質問を若干継続するようになりまして、私は、国立大学と私立大学の役割分担という観点から少し質問をしてみたいと思ひます。

国立大学の設置に関する文部省の基本方針、こういうふうには実はきのう御通告を申し上げておつたわけでありまして。先ほど来の議論の中で、幾らかそういうものが出されていると思ひます。私学がなかなか行き届かない地域、また別の観点からとらえれば私学の苦手を研究分野への進出、こういうふうなものを国立が担つていかなければいけないだろうと思ひます。そういう観点に立つて国立大学の果たす役割を、私学との関係で方針として若干お述べいただきたいと思ひます。

○富地政府委員 国立大学の設置に関する基本方針というふうな観点で、特に私学との関係でどのように考えるかというお尋ねかと思ひますけれども、従来高等教育の計画的な整備をいたしましては、五十一年以降前期計画、さらに後期計画を策定いたしまして今日まで整備を進めてきたわけ

でございます。

その中で言われております点は、地域間の収容力の格差でございまして、専門分野構成の不均衡等のひずみは是正をするというふうな考え方で、地方の進学機会の確保と均衡のとれた高等教育の発展というふうなことから特に地方における国立大学の整備充実を図るということ、従来前期計画、後期計画を通じてそういう対応をいたしてきているわけでございまして。

今後の扱いでございまして、全体的に社会的な需要でございまして、か教育研究所の必要性、あるいは私学では経営的にも必ずしも期待し得ないようなものでございまして、いろいろな点を勘案しながら整備を考へていかなければならぬかと思ひます。先ほど、先ほど来御質問もございましたが、昨年十月中旬報告をいたしました六十一年度以降の高等教育の計画的整備に当たりましては、地方の大学の整備については、単に私学で十分賄ひ得ない分野について国立で設置をしていくという考え方には必ずしも対応できないのではないか、やはり地方における、先ほど国土庁からもお話がございましたが、地域の自主的な動き、高等教育機関に対する、先ほど国土庁からもお話がございましたが、地域にそれぞれ都道府県なり市町村なりその地域におきます自発的な動きに対応いたしまして、あるいは国と地方とが協力する方式でございまして、あるいは高等学校と地方公共団体とが協力し合つて高等教育機関を整備していくというふうな方向も積極的にこれから考へていかなければならぬのではないかという点も、中間報告でも述べられていた点でございまして。私もこのあたりを考へていく必要があるのではないか、かように考へております。

○中野(寛)委員 その方向は私もそれでいいと思ふのですけれども、財政の問題との関係も考へ合わせ、かつ、できるだけ私学の力、また私学の独自性、私学の特色、そういうものを大いに活用していくということ、教育の観点からは大切なこと

であります。そういう意味で、これからの国立大学の全体的な規模というのはどのぐらいを想定するのか。時代とともに変わっていくとは思ひますけれども、私学との比率の関係でどう考へてい

○富地政府委員 高等教育機関の整備に当たりまして、国立と私立の割合と申しますかシェアと申しますか、どう考へていくのかというお尋ねかと思ひます。公立も含めまして国立がほぼ二割、私立がほぼ八割というふうなのが今日の現状でございまして。このこと自体については、いろいろと言われている点もあるわけでございまして。諸外国の場合には、形式上私立でありましても公の金で支えられているものが非常に多い。それに反しまして我が国の高等教育の場合には、大々多くの部分が私学に頼つておつて、かつ私学助成も財政的に非常に難しい状況に來ておる。そういう点から見れば、高等教育全体に対する公の経費の支出の面から見ればいろいろ意見はあるところであらうかと思ひます。

しかしながら、現状の日本の高等教育全体がほぼただいま申しましたような割合で設置をされているわけでございまして、それぞれ立場なり役割というものもあらうかと私も思ひます。そういうものがお互いに特色を発揮し合ひながら、質的な充実を図っていくということが肝要かと思ひます。その点からすれば、国立と私立とのシェアと申しますか、私も私としては、今は現状程度を前提といたして今後とも質的な充実を図つてまいりたい、かように考へております。

○中野(寛)委員 今最後に、質的な向上とおつしやいました。新構想大学、無医大県解消等を含めて新構想大学というのもおよそのめどがついてきた、一段落をしてきた、こういうふうな思ふのですけれども、今の質的な向上という御発言と絡み合せて、今後大学の数もしくは収容能力等を大幅に、今日までのように急ピッチでふやしていくというお考へがあるのでしょうか。それとも、

今おっしゃった質の充実の方へこれからは移っていくのでしょうか。先ほど来のお話のように、どの年度で十八歳のいわゆる学齢に達する人数がふえるとか減るとかという、そういう時期的な変動はありませんけれども、基本的な考えとしてはどうお考えなのでしょうか。

○宮地政府委員 基本的な姿勢はどうかというお尋ねでございますが、既に前期計画、後期計画を通じまして、むしろ量的な拡充よりも質的な向上ということで全体的な施策を進めてまいったわけでございます。

六十一年度以降の計画に当たりまして、その基本姿勢は貫きたいと考えておるわけでございしますが、先ほど来御議論のありますように、今後の十八歳人口の急増、急減というような事態もあるわけでございまして、それらに対応する施策もあわせ行うことももちろん必要なことではあろうかかと思っております。したがって、中間報告で述べられてゐる程度の拡充ということは計画をしていかなければならないと考えておるわけでございしますが、そこでも述べられておりますように、昭和七十五年度ではやはり十八歳人口がほぼ百五十万人台になるということを想定いたしまして、その時点では、今日の例えば私学全体で一・三陪程度に入っておりますものを一・一倍程度のところまで引き下げていきまして、教育の内容的な充実を図つていくということは、やはり私どもの基本的なねらいとして置いているわけでございまして、今後の施策においてもその点は重点を置いて対応していかなければならぬ課題ではないか、かように考えております。

○中野(寛)委員　そこで、これも先ほどの御答弁の中でありましたけれども、国によりますが、総じて諸外国の場合、私立に対しても国からの補助でこ入れ等というのはよく行われていると思うのですね。日本の場合はなかなかそう思うとおりにはいかない。現在の財政事情の問題もありますから、酷なことは申し上げません。ただ、少なくとも国立と私立の格差是正についてはもっと努力を――

ていかなければいけないだろう、まして学生数で二対八くらいのことを今後も維持していくということを考えるとするならば、もつと私学に関する考え方は強化されなければいけないのではないだろうか、こういうふうに思うわけであります。

そこで、ゼロシーリングとかマイナスイーリングとか財政運営、言われているわけでありますけれども、国立、私立の大学関係予算ですね。国立学校特別会計予算に占める一般会計からの受入額の推移、そして私立大学等への経常費補助金の推移、こういうふうなことは、現状と今後の見通しをどのように現在の財政状況の中で見ておられますか。そして、格差是正をどういうふうに図ろうとしておられますか。

○宮地政府委員 財政状況が大変厳しい状況でございます。その点は国立大学につきましても非常に厳しい。例えば、経費の徹底した節減合理化というようなことで対応せざるを得ないわけでございます。

国立学校特別会計の中で、一般会計からの受入額の推移でございますけれども、従来、一般会計からの繰り入れというのは、特別会計創設当時昭和三十九年度でございますが、八二％程度であつたわけでございます。そして昭和四十六年度で當時は八三・五％というぐらゐの割合でございましたが、その後一般会計よりの繰り入れというのは順次比率は低下してまいっておりまして、昭和五十八年度で七〇％を割りまして六七・一％、昭和五十九年度予算では一般会計よりの繰り入れと云ふのは六六・九％ということで、一般会計への依存の度合いというものは、国立学校特別会計について申しますと年々このところ下がつておる全体的には歳入予算の確保について、例えば授業料の問題でございますとかあるいは病院収入について積極的に増収を図りますとか、いろいろな施策を講じまして国立学校特別会計全体の予算で国立大学として必要な整備を、私どもとしてはいわば最小限のぎりぎりのところで実施しているというのが現状でございます。

○中野寛委員 おっしゃったとおりに、一般会計からの受入額の率は確かにことし六六・九％。しかし、金額は上がっていつているわけですね。いいことです。減るよりは上がることはありがたいことといいことなんですが、私学の方はいいますと、これは五十六年度、五十七年度が同じ金額ですね、二千八百三十五億円、五十八年度は二千七百七十億円、五十九年度は二千四百三十八億円、今度は金額も含めて急ピッチで下がっている。

この問題はこれから大丈夫なのか。結局、むしろ国際情勢の中で日本の場合は逆行しているのじゃないかという印象さえ持つわけです。確かに私学にもいろいろな問題があることは事実です。ここ数年、私学の問題で、よくこれだけ私学の問題があるものだと先ほども指摘されてしましたけれども、そういう状態の中で、国民感情は、ある意味では私学に対する厳しい目があるかもしれません。しかしながら、私学の果たしている役割というのは極めて大きいものであることは言うまでもありません。大臣も私も私学の出身でありますけれども、そういうことを考え合わせますと、私は、こう

いう現状というのは果たしていいんだろうかな。まして国立、私立の格差、これを見ますと、学納金の比較それから校舎面積それから教員一人当たり、の学生数等々、確かに年々わずかのパーセントであるけれども改善されていっているんですね。しかしながら、ことしあたりを契機にして、これはまた逆行していくのではないかという心配をこの方、トータル的な予算から見て持つのです。果たしてこういう状態で全体的な高等教育というのは、日本の場合充実されていくんだろうか、私は大変心配をするのですけれども、こういうことについてどうお考えでしょうか。

○阿部政府委員 国立と私立の大学の格差の問題についてのお話でございまして、先生からただいまお話がございましたような状況があるわけでございます。

国立大学と私立大学の場合には、先生も御案内

のように、国立は主として理工系にかなりウェイトがあり、私学は文科系にウェイトがあるというような分野の違い等もございますので、一概に比較することは難しいわけですが、それにいたしまして、例えば本務教員一人当たりの学生数というようなものを見ますと、国立大学は八人に対して私学は二十五人だというような状況でございます。学生一人当たりの校舎面積にいたしまして、国立が二十三・八平米、私学が九八平米ということで、国立の面積に対して私学は四一％しか持っていないというような実態があります。これらにつきましては、先生の御指摘にもございましたように、若干ではございますけれども、年々少しずつ、ここ数年、率は少ないのですが着実に改善はされてきているというような状況にあるわけでございます。こういう状況になってまいりましたのも、一つには、私学助成というのが昭和五十一年から充実に伸びてまいりまして、私学の経営にかなりの安定度が出てきたということと、各学校法人がそれぞれ自主的にかんがりの努力をされているという、両方の総合の結果ではなからうかと思うわけでございます。

御指摘がございましたように、国家財政が大変厳しいとかあるいは臨調の答申による指摘等もございます。現在のところ、私学助成を拡充するというのは大変難しい時期になっているわけでございまして、そういう点は、これまでの私学助成の拡充の経緯から見まして、私どもとしては残念な状況にはあるわけでございますけれども、長い目で見て、将来のためにさらに各種の助成措置等の充実には努力をしてみたいと思います。また、私学側の自主的な努力をお願いをするということ、こういう改善の方向がひっくり返らないように各私学に指導をし、また我々も努力をしてみたい、かように考えているところでございます。

○中野(寛)委員 私学助成のことについては、確かに臨調が厳しい指摘をされていることは私も承知をいたしております。しかし、そのことは、国

立、私立の格差が開いてもいいというこの指摘にはなっていないはずであります。民間の力を大いに活用しようという意味では、私学の振興を図るといふことはむしろ大切なことであります。それはむしろ行革の精神にのっとっていることだろう、こういうふうにも思うわけであります。大臣初め私も含めまして、大変優秀な人材を私学は育てているわけでありますから、これからはやはり伸ばしていかなければいけない、こう思うのです。が、大臣、ずっと黙っていていただいても大変もったいないので、基本的な姿勢について大臣のお考えをお聞きたいと思ひます。

○森岡務大臣 中野さんから褒めをいただくほど優秀な人材かどうかは疑問でございますが、私学に学んで、私学が大好きで、そして日本の教育はやはり私学によって大きく興隆している、そういうことにかけては、私もあなたに負けないぐらいそういう自負心を持っております。

先ほどの、午前中の議論にもありましたけれども、むしろ悲しいやりとりだと私は思っております。私学を大事に思いつつ、私学振興助成法を一生懸命に努力してつくったのにこんなふうにならぬのかと思うと、本当に断腸の思いでございます。当面抑制を余儀なくされておりますけれども、基本的なスタンスとしては、私学振興法の精神を私どもはあくまでも貫いていきたい、これからは私学助成についての精神はやはり二分の一以内という、以内というのいろいろな範囲がございますけれども、少なくとも経常費の半分ぐらいはきちっと見ていくべきだ、私はそう思っておりますし、今後とも努力をしていきたいと思っておりますのでございます。

よく予算の編成のやりとりのときに出る議論であります。受験の問題というのは非常に社会的な問題になる可能性がありますから、受験地獄という言葉がかなり問題になります。だから、もし私学が半分ぐらいい減って全部今の国公立だけだったら大変な地獄が起きるわけで、その分を公がやったら一体どうなるのかという試算を我々も

党の部会におるころはよくやって、財政当局とやり合つたことがございます。そういう意味からいいますと、私学に対する補助のあり方というのは、もう一遍基本的に考え直してみることがあるんじゃないだろうか。

今まではやみくもに、とにかく前年度より何%ふやせふやせと言つて一生懸命にやつてきたわけでありまして、こういう臨調の答申のところで停滯させられておるわけでありまして、これからは財政状況は、好転はしていくことに我々は期待をしなければならぬし、政治家であります以上は努力もしていかなければならぬが、大きな好転があるということはなかなか考えられるものではございませんので、確かにこの私学補助のあり方というのは、これまではある意味では積んできたわけでありまして、一度思い切つて、これからはどのところにどういうふうにしていくのかという、もうちょっと、何といひましようか、抑揚のあるつけ方というのが必要なんじゃないだろうか。ただ、前年度百億円もつていたからそれから百二十億円だ、百三十億円だ、これは私はいささかどうも問題があるような気がしてならない。ならば学部、学科をつくれ、定員をふやせと、こうなる。財政当局からいへば、私学ができるたびにその分の助成費のことを頭に置かなければならぬわけでありまして、当面大学はつくるなというのとは当然なことにもなつてくる。そのことが、先ほどから佐藤さん、馬場さんの議論に出ておりましたように、地方に大学をと言つてもなかなかそこに手が及ばないということになるわけでありまして、やはり私学の補助のあり方というものは一遍根本的に考えてみる必要がある。

今管理局長からも話が出ましたが、私学と国公立との格差は、少しづつではあります。数字的には少し開きがなくなつてきておりますが、それは私学側の改善の努力がかなりあつたと思ひます。さっきの九産大の退職金なんて、これはまあ論外でございますけれども、かなり給与面でもいろいろ改善のところがあつたんじゃないか。確かに教

授陣は一般的には国立より若干上回つております。しかし私は、いい学者を求めるといふことであれば国立のベースより高くしなければならぬという事情はよくあると思ひます。私は文部省の事務当局にも少し調べてみなさいと言つてゐるんですが、どうも聞くところによれば、事務職員のベースはかなり高いという実態があるようでございますが、そういうところはまだまだ改善していくところもたくさんあるのではないかと、こんなふうにも考えているところでございます。

いづれにいたしましても、私学が大事でございますし、今宮地局長からも話が出ましたように、やはり八〇%、八割を私学にということであるならば、私学に対して根本的な、国の援助のあり方というものはもう一度再検討して出発をしていく。そろそろ一遍体制を整えてもう一度主張すべきところは主張していく、こういう考え方を明らかにしていくべき時期が来ておるんじゃないか、私は今そんな感じを持っております。

○中野(寛)委員 この問題ばかりもやつておられませんが、この問題ばかりもやつておられませんが、私学の問題については、本来国でやるべきことを積極的に取り込んだ私学であるとか、新しい時代に対応した研究を、または教育のあり方を追求する私学であるとか、そういうふうなところについてもっと助成の幅を、アクセントを持たせるとか、いろいろな工夫の方法があるだろうと思ひます。今の場合には余りにも画一的ではないかという考え方を持っております。それにアクセントを持たせることは、文部省の今までの感覚ではなかなか難しい。しかし、それをあえて文部省としては踏み出していただきたい。そのことによって、全体の平均が、私学のレベルが低いとかということがあるとしても、もし個性的な大学がふえてきて私学に対する評価が上がつていくならば、それはむしろ私は望ましい方向ではないだろうか、こういうふうにも思ふわけでありまして、大臣もそのことをお考えのようでございますか。

ら、それが文部省の考えとなることを期待していただきたいというふうに思ひます。

さて次に、医学教育について若干入りたいと思ひますが、この国立学校設置法の今日までの提案の中では、いわゆる無医大県解消に伴うもの、四十八年以後の新規構想大学に関するものがほとんどであつたわけでありまして、そういう中で一つは、この新構想大学の定員については、現在出されている法案でも九百七十七人ふえて一万八千八百二十人、これは総定員法の枠からは枠外の扱いになつてゐるわけですね。しかし、これが一段落をいたしますと、本来総定員法の枠の中で考えなければいけない問題ですね。今は特別に枠の外に外しておるわけですね。そういうことがやはり、この法案を審議しますと我が党の中でもまず最初に、それはどうなつてゐるんだというふうな意見が出てくるわけですね。事は教育の問題だからそれは特別だ、という考え方もあると思ひますけれども、しかし、やはりこういうことは行政機構としては当然考えなければいけないことだと思ふのですが、これについてはどういうふうにお考えをお持ちですか。

○宮地政府委員 設置法定員の措置についてのお尋ねかと思ひます。

先生御指摘のように、昭和四十八年度以降に設置された国立医科大学等にかかわります教職員の定員につきましては、いわゆる総定員法の枠外というところで国立学校設置法によって措置をされてゐるわけでございます。その点は御指摘のとおりでございます。

そこで、今後どういう対応になるのかというお尋ねかと思ひますが、私どももいたしましては、この新設医科大学等のプロジェクトが一応完了するまでの期間ということで対応してゐるわけでございます。例えば一番新たに設置をされました医科大学等についても、なお学年進行によりまして病院なりあるいは学部の定員について今後措置を要する点があるわけでございます。なお昭和六十年度の半ばごろになれば、大体これらの定員需要というものは落ちつくことに

なろうかと思うわけでございます。

その後、それは総定員法の管理の中に置くべきではないかという御意見かと思うわけでございますが、臨時行政調査会の最終答申でもその点は示されているわけでございます。総定員法に一元化するということも確かにあります。総定員法に一元化する、さらに公務員制度全体のあり方とかあるいは国立学校の教職員について全体的な定員管理をどうするかという点も問題点でありまして、関係省庁ともそれらの点は十分今後詰りなければならぬ課題とは存しておりますが、既定のプロジェクトで申せば、昭和六十年度の半ばごろまでには、国立学校設置法定員の問題についてはおおむね落ちつくという状況でございます。

○中野(寛)委員　こういう問題でいろいろなところから指摘をされて、文部省がせいじだかみいた言われ方をするとばかばかしいですから、やはりこういうことについてはいつまでもこの枠外にという考え方はなくて、文部省自身も御努力をいたして、そしてもっと別のところで実質的な教育の効果を上げるための予算が遠慮なく取れる、主張できるという形をとることの方が望ましいのではないだろうかというふうにも思いますが、もちろんそのために人は必要なのですが、しかし、こういうことによつて文部省の姿勢が指摘されるという点ではやはり困ると思えますから、そういう御努力は前向きにぜひお願いしたい、こういうふうに思います。

さて、次に入りますが、この医学教育に関連して厚生省からもお越しいただいておりますので、ちよつとお聞きます。

先般、予算委員会が我が党の大内議員から、医師過剰時代の問題についてお尋ねをしたのです。厚生大臣と文部大臣、最初厚生大臣にだけお聞きしたら、文部大臣が出てきて別の答弁をしたのを覚えております。

現在の医師の数の実態、それから将来の見通し、そしてどうあるべきだという方針、このことについて厚生省のお考えをお聞きたいと思ひます。

というのは、例えば健保の赤字の問題でも、私、

いろいろ何人かのお医者さんと話をしたことがありますが、お医者さんがふえまうと、これを見殺しにするわけにはいかぬ。といって、既に開業しているお医者さんの所得を減らすということも困りものだ。そうすると、結局健保会計の中からいかにして新しいお医者さんを買わせていくかという、言葉が悪いですが、そのためにどうしてもそつちの方へいかにざるを得ない。だから、結局お医者さんがふえることにやはり健保の赤字がふえていくんだというところをおしやる方もいらつしやるのです。暴論かも知れませんが、しかしながら、私はあり得るような気がするのです。また、地域によっては医師過剰、しかしながら、まだ無医村の解消はできないというふうなこともあり

ます。本日は、大学の医局なんかがつかりしていて、卒業する人に、君はちよつとあそこへ何年間行つてこいよと命令できるぐらいの見識のある教授がずつとそろつておれば、そういう問題の解決も早いかもしれません。ところが、ほかの方の力を持っていて、そつちの方の力はなかなか持つてないという悪口を言う人もいます。そういうふうなことを考えあわせて、今の最後の問題は後でお聞きますが、厚生省のお考えをお聞きたいと思ひます。

○横尾説明員　まず、医師数の実態の御説明を申し上げますと、五十八年度厚生省が推計しております医師が約十八万人、これは人口十万人当たりの医師の数が直しますと百五十二人、一人の医師が受け持つ人口で表現いたしますと六百六十人という数になります。

次に、今後の見通しでございますが、昭和七十五年、ちよつと二千年になります。その時期にいたしまして二十万人、人口十万人対二百十人の医師、医師一人当たりの受け持つ人口が四百八十人程度になると思ひます。さらにその後、医師は伸び続けまして、昭和百年程度になります。これは必ずしも正確な推計をまだいたしておりませんが、先ほどの人口十万人対百五十二人という

のが倍になりまして、人口十万人対三百人という状況になるという見通しを持っております。

今後の問題でございますが、厚生省はこれまで、昭和六十年までの必要医師数について見通しを持ってきたところでございまして、六十年以降の問題については見通しをつくっておりません。その意味で、近く将来の必要医師数についての見通し作業に着手したい、こういうふうにご考へている状況でございます。

○中野(寛)委員　文部大臣にお聞きます。

厚生省が六十年までしか計画という方針を立ててなくて、これからだということなのですが、しかし、現在既に大学に入學して医学の勉強をしている学生というのは、その後医師の資格を取る人の方が多いわけですね。こうなると、ちよつと厚生省さん、もつと早くやつてくださーいと言いたくもなりますが、あわせてこれは文部省と大変関係の深い問題でもあります。もちろん、医学部や医科大学を卒業したからといってすぐ医師になるわけじゃないけれども、やはり資格試験に通過しなければいけないのだけれども、しかし余り必要数以上の学生を教育してみても始まらないわけですから、当然厚生省との御相談も加えながら今後の方針を立てられるのだろうと思ひます。無医大県解消の方は努力してもう一応終つたわけですから、あとは今度はそれぞれの学生数の問題になりますね。このことについてどうお考へですか。

○森岡務大臣　今厚生省の説明がございましたように、十万人当たり百五十二人という、これがなぜ適正か適正でないのか、私も定かではありませんが、そういうふうには伝えられてきております。それが六十年を待たずに到達し得る。これは非公式に冗談で、親しいものですから言うのですが、渡部厚生大臣がよく、本日は六千人ぐらいの定員でよかつたのに文部省が八千人つかつたのが悪いのだ、こういうことを冗談めかしておしやるのであります。私は、そういうことであるならば、これは前向きに医師の養成計画は少し調整をしていく

ことが基本的に正しいことだと思ひ、それは前向きにやつていかなければならぬ、こう思ひますが、何かそのところへ一歩踏み込んでしまつと、ちよつと厚生省がまた余りいい表現はしないわけですね。私は、どうもそのところがわからないのです。

そうは言いながら、医師の不足のところは現在も解消されていないのです。これは単に離島振興あるいは山村という僻地だけじゃないのです。現実には大都市のすぐそばにある地方自治体の病院にはお医者さんがいないのです。私の郷里でも、私のおやじが町長をやつておられるところですが、金沢からわずか三十分ばかりのところですが、お医者さんがいなくていつも困つております。もう町長の給料の三倍か四倍払わなければ来ない、立派な家を建ててあげないと来ない。ちよつと来ていのかと思つとすぐ――余りこんなことを言うといけないうのですけれども、すぐ帰つてしまつていようなことになって、みんな、町村長、自治体病院を経営しているのは苦勞している。こういうようなことを考へますと、やはりお医者さんが足りないんだなということにもなるのです。

この辺は、先ほど中野さんがおっしゃつたように、いずれにしてもお医者さんでありますから個人の職業選択の自由はあるわけでありまして、お医者さんにもう少し使命感を持ってもらつて、しばらくはこうしたところに自分も奉職をして、自分のそうしたところの医の学問を進めながら、いわゆる医者は卒前、卒業教育をしていかなければならぬまさに生涯教育でありますから、そういう意味から言えば、勉強していつてほしいな、こう思ひます。これは単なる願望にすぎない。やはり厚生省あたりが積極的なそういう配置の指導をしていつてもいい。文部省としては医師養成をする教育のところまででございます。そういうことを余計な、役所が違うことでもございまして、厚生省、もう少し積極的に取り組んでほしいな、こう思つておるところでございます。

しかし、いずれにしても、厚生省も将来を見通した適正医師数の検討というのを始めるようでございますから、文部省といましては、その結論を待つて対処するというのが今私どものとるべき最大の道であるというように考えております。ただ、医学教育というのを進めていく中であって、現実の問題として、定員百二十名あたりのところでは、学問研究を進めていくことについて若干適正規模ではないというようなこともございまして、その地元の医師数との状況を勘案しつつ、また、その大学の対応の仕方も見ながら、もしやるべきとするならば、大体百二十名の定員を持つておるところからそろそろそういう医学教育の改善という面で検討を始めてみたいというのではないかと、こういうふうには事務当局に指示をいたしておるところであります。

○中野寛委員 厚生省の方はもう結構でございます。

それで、この医師の使命ということを今大臣はおっしゃった、大事なことです。私はそこまでする必要はないと思うのです。ところが、その使命感を感じるもう一つの段階に倫理観の問題があるのです。使命までいくところか、倫理観で私はもういつも大きな疑問を持たざるを得ないわけです。

実は、当委員会でも、また決算委員会でも私、取り上げたことがあるのです。きょうはそのことをまた繰り返して申し上げようとは思わないのですが、しかし、去年十月九日の新聞でも、たまたま私、手元に持っていたのですが、東京医科歯科大学の教官三人のうち二人がアルバイトしている。無届けで虚偽申告が多いと新聞に大々的に載っています。これは言うまでもなく文部省の方で調査をされ、いろいろ手を打たれていることです。しかし、私が質問したのは、何か新聞に載っていますが、あのころ随分文部省は調査もし、いろいろ手も打たれたと思うのですが、結局こういうのがまだまだ残っているのです。私は当時具体的な大学の名前を挙げて、事例を挙げて指摘しまし

た。これは全国的な傾向ですと申し上げた。しかし、私が事例を挙げたのは実は大阪周辺だけだったのですが、今度いよいよ東京に出てくるわけですから、これは全国的な問題です。これは本人たちは余り悪いことをしているとは思っていない。長年培ってきた——培ってきたという言い方はおかしいけれども、続いてきて慣習、慣例化しているのです。先輩もやってきたことを自分たちは踏襲しているにすぎない、先輩がどこで病院にアルバイトに行かなくなったそのかわりに自分が医局から派遣をされる。結局そういうことで、人気のある医局、また力のある医局、または大学というのには幾らでもアルバイト先があるわけですね、引張りだ。その言うことを聞いておかぬと派遣してもらえないから、自治体病院を初め、いろいろなところがその裏金の捻出に苦労するというのです。これは本当にゆゆしい問題なんです。医の倫理の問題もあります。そしてまた医学教育、それからその中で医学概論等も充実させてやるべきだという意見もあります。しかし、医学概論でこの倫理の問題を取り上げているところは数校にしかすぎないわけですね。この科目が設定されている。おまけに医学概論で倫理を教えると言ったって、教える先生がアルバイトしているんじや——バイトが悪いとは言いませんよ。しかし、結局脱税をしたり、またリベートを受け取ったり、倫理に反することがやたらと多い。それがまた会計検査院の検査でも指摘をされているし、新聞でも取り上げられる。私もまた実例を申し上げた。これが相変わらず続いているということ。これでは、言うならお医者さんの卵である学生に倫理を教えると言ったってそもそも無理だ、こういう感じをさせるのです。私は、このようなことについて文部省としてどうお考えなのか、二つの面から答えをいただきたいと思っています。

○森岡務大臣 私も中野さんと同じ疑問を常々持っているわけです。私もいつもこれは打ち明けた話をするのですが、教育行政については局長の皆さん、課長の皆さん、私よりはるかにベテラン

でありますから、私はむしろ教を毎日請うておる立場であります。いつも宮地さんなんかともやりとりをするのです。お医者さんの倫理というのは、確かににお医者さんだけじゃなくて、何となく今、全体的にそういうモラルの低下というのがあります。しかし、お医者さんだからというわけじゃありませんが、医師はなおより倫理というものの、モラルというものは大事にしてもらいたい。それを教育の中で何かうまく盛り込む方法はないんだらうか、あるいはにお医者さんになって、さっき申し上げたように、自治体病院あるいは公的病院あるいはまた山間僻地に、はつきり言つて義務的にそこにはばらく従事するということはできないんだらうか、こういうことも私はいつも疑問に思つて事務当局に投げかけるのです。国家試験を通らなければ医師としての業務はできないわけでありまして、国家試験を通じてしまえば、これは職業の自由な選択という憲法の問題に触れるんだということになる。そうすると、結果的に何もできないということになる。だとすると、やはり単位を取る過程の中で何かこうしたことに奉職を——国家試験を通じてなおかつ社会の中に出ていく上には何かそういう形で所定の単位でも取るような、そして本当のお医者さんとして社会に出て活躍したくような、何かそんなことができないものだらうか。こんなことで法律的に縛ったり、行政で先生方を強いるということはいけません。ごさいます。現実にはこれだけ医師数がふえて、先ほど厚生省の発表によってもあれだけの数字が出てくるということであって、なおかつ医師を適材適所にこうして配置がきかないという現状を考えれば、やはりにお医者さんの方の自発的なそういう形での医師の派遣というのは、逆に言えば、今中野さんが指摘されるような、むしろ不純なものにまでなつてきているという面もあるわけであり

ますから、医学教育を進めるという制度の中で、憲法に触れないように、強制させるというのはいけません。使命感を求めること自体がなかなか問題があるとするならば、何かいい方法がな

いだろうか、こんなことを私は毎日考えてもいるところでありまして、文部省でも何か考えてみてくれませんかというのを今事務当局にも申し上げているところです。

御質問の点から言えば、中野先生と私、全く同じ考え方でございまして、むしろそうした方向に少しでも踏み切る方策を見出していくということに努力しなければならぬ、こう私は今率直に思っているところなんです。

○中野寛委員 医師はだんだん過剰時代になる。そしてまた、もうこれ以上大学での学生数をふやすんではなくて、むしろ絞りがけに将来はしていかなければいけない。そういう状態の中で、やはり質を上げていく。たくさん学生を養成するそのお金をむしろ質の向上に、それでその使命感、倫理観をしっかりと持った人を育てていく、こういう方向に私は本当に真剣に取り組んでいた

べきだと思います。それは、大学の中がもつと本当に使命感や倫理観を持つような雰囲気になつていけば、私は一つの明るい展望もまた開けていくのではないかと、このまま推移すれば強制的に何かしなければいけないという気持ち、こつちもいら立たしい中で持たざるを得ない。

今大臣が、考え方は全く同じだ、何とか検討してください、こう事務当局の方におっしゃつておるといふので、私もそれを期待したいと思つておる。大臣はそう思っているからどうですか、今大学局長に聞くわけにはいかないのです。逆に、逆になるから。しかし、本当に真剣に検討してください。大臣、どうですか、検討してくださいと遠慮がちに言われぬと、宮地さんが隣にいらつしやるが、もう命令形でおっしゃつていただいた方がいいんじゃないかと思つていますが……。

○宮地政府委員 医の倫理の問題と、かねてから先生に御指摘いただいている問題についてお尋ねがあったわけでございます。

倫理の問題、教育課程の中で医学概論——医学概論について私は、各大学それぞれ工夫をして実施しているというぐあいに承知をしておるわけ

ございます。

さらに入学者の選抜に当たりまして、やはり医師にふさわしい資質、適性を選抜するというような観点で、特に新設の医科大学等においては入学試験で面接なり小論文を課するというようなことをいたしまして、医師の適性をまず入学の段階からも考慮していくという方向は強く出されているわけでございます。教育課程の中身で特に医の倫理の問題を十分会得させるような方向は医学部の教育の中においてお願いをしておりますし、そういう方向で指導しております。

それからもう一点、先ほどお話のございました、特に医学部教官の卒業問題を中心いたします。無許可アルバイトとか、あるいは患者等からの謝礼の收受、その他寄附金の不適正な経理というようなことについてかねて先生から御指摘もいただき、その点については私も事態を深刻に受けとめまして、それ以来今日までいろいろな面で可能な限りのことは私も努力をしております。たまたま御答弁もいたしておるわけでございまして、その後の経過で申し上げます。国立大学の関係者の会議等において毎回その点については十分に指導をしておるわけでございまして、さらに昨年も指摘をされたことを受けて、昨年もさらに医学部長病院長会議あるいは附属病院長会議等の常任委員会においても、それを受けて具体的な申し合わせもいたしております。例えば、兼職兼業手続の厳正な履行の徹底でございますとか、関係業者からの資金受け入れ手続の厳正な履行の徹底、服務規律の保持というようなことで、それぞれ各病院長で申し合わせをいたしまして、その趣旨の徹底を図っておるわけでございまして、機会を見まして、特に医科歯科大学の問題が起りましてから後もその点については再三徹底を図っているわけでございまして、私もこれからは、こういう努力を決して怠ることなくこれからも続けていくことが必要であるし、よく医学部の体質ではないかという点が言われるわけでござい

まして、私もその点については基本的に問題があるのではないかと、これからの点の徹底については繰り返し注意を喚起していくという努力はさらに続けてまいりたい、かように考えているわけでございます。

それから御指摘の、大臣御答弁されました件につきまして、私ももちろん可能な限りの方策を、改善策をこれから事務的に検討していかなければならぬと考えておまして、それらの点については、この国会の論議等も踏まえまして今後とも十分対応してまいりたい、かように考えております。

○中野(寛)委員 強力な指導をひとつぜひ考え、かつ実行に移していただきたいと思ひます。通達とか申し合わせではなかなかそれはできない。それはよほどの強力な改革の意欲がなければいけません。報告を聞いているだけでは、これはどうにもなりません。実態を本当に、公に何日に調査に行きますよと行って行くような、そんな調査では絶対に本当のことばかりではありません。私は強力な調査と、そして対策を講じていただきたい。そうしませんと、医の倫理を確立しようといつたて、また高度な使命感に燃えた医者を育てようといつたて、それは現状では無理です。大変失礼だけれども、その断言せざるを得ません。私はそう申し上げざるを得ません。そしてまた、これからは折に折にこれは粘り強く私も実態調査をしなから指摘をしていきます。どういう方途をとったかという効果が上がったか、またこれから折に触れてお聞きいたしますから、ひとつぜひとも御努力をお願い申し上げます。

そのほかに、実は大学の教養課程のこととか国立大学の運営のあり方、共通一次試験のあり方、いろいろ質問したいことがございまして用意をいたしました。持ち時間はまだ少々ございすけれども、何か審議促進に協力してくれというところでございすので、私どもの考え方は同僚議員

が参議院の段階で残余の質問を申し上げます。ということ、私のきょうの質問を終わらせていただきます。

○愛野委員長 池田克也君。

○池田(克)委員 公明党の池田克也でございます。国立学校設置法につきまして、幾つかの大学院の増設がこの法案の趣旨でございます。今後、国立ばかりではございせんが、大学院というものをどう位置づけていくのか、これだけばつと尋ねて質問の趣旨は御理解いただけるかと思ひますが、大変大まかな質問であります。大学院の我が国の教育全体の中における位置づけというのについて御答弁いただきたいと思ひます。

○宮地政府委員 大学院の位置づけについてどう考えていくのか、今後どう増設していくのかというお尋ねかと思ひますが、御案内のとおり、大学院は、国公立を通じて学術研究の進歩発展を推進するという点で非常に重要な位置づけを持っております。また、高度の研究者や専門職業人の養成を図るという点でも中心的な役割を担っていくべきものだ、かように考えております。

その改善充実のあり方につきましては、昭和五十二年八月に大学院問題懇談会で検討結果がまとめられたわけでございすけれども、かいつまんで申し上げます、修士課程については教員組織等の諸条件などを考慮して、教員組織が充実しておりますものについては設置を積極的に認めていくという考え方をとっております。また、博士課程の設置につきましては、いわゆるオーバードクター等の問題もございすので、その点は慎重に扱うという考え方で基本的に臨んでおるわけでございす。

文部省といたしまして、その調査会での検討結果を受けまして、修士課程の新設拡充ということについては、ただいま申しましたように、その教官組織の充実と相まちましてその修士課程修了者が社会のいろいろな分野で高度の専門性を備

えた人材として進出することが期待されるというようなことなどから、社会的な要請なり教員組織その他を考慮して設置をしてきております。

また、博士課程の拡充については、我が国の学術研究水準の維持向上という観点や、あるいはまた修了者の進路等を勘案して、全体的には慎重な対応で臨んでおるわけでございす。

修士課程については、今後とも基本的にはそういう方向で対処することかと思ひますが、博士課程については、最近の学術研究の動向なり、あるいは社会的な要請に対応いたしまして、例えば新しい構想の大学院などが調査検討を進められている点もございす。また、博士課程が地域の学術研究の中核としての役割を果たすというようなことなども含めまして、特に設置の必要性が十分認められるものについては対応していくことが必要ではないか、かように考えているわけでございす。

○池田(克)委員 大学院ですけれども、これは教員の免許法の改正にも出てくるのです。大学院を出た、特修というのですか。私は、大学院というもののについてはもっと厳かなものじゃないか。これは大変表現が難しいので誤解のないように願ひたいのですが、大学院の設置というものが、こうやって次々と出てまいりますけれども、今答弁がございまして、博士課程、修士課程、それは違ふことはわかります。国民全体から見ますと、大学院というのは一体何なのだろうか、いわゆる大学というものと大学院というものの違い、父兄はどの程度わかつておるのだろうか。これは文部大臣に率直な市民感情で私は訴えているのですけれども、ひょっとすると、大学というもののインフレ化というのですかね。昔は大学へ行かした。今、みんなそこらじゅう大学へ行っちゃった。この次は大学院だ。次第次第に修学年限というのは長くなる。私は、学問の研究というものはやはり深ければ深いほどいいと思ひます。前もたしか大臣は、予算委でしたか、答弁しておられたが、私がつもたなと思つた面が

あるのです。あれは共通一次試験の科目を減らせという話を国大協の学長さん方に申し上げたときに、五教科七科目くらいをクリアする力がなければ本当はいかぬのだ、大学に入ってくる学生はそれくらい力があるって当然だし、学問はきわめなければならぬ。しかも大学というものは、我が国は資源のない国だし、学問というものは本当に大事にして深めていかなければならぬ、こういう面が片方にあると同時に、これだけ大衆化した教育というものにおいて、片方では広がりを持ち、混乱させないように門戸を開放していくという面があるのだ。この二面をどのようにさじをかげんしていくのが難しいところだという趣旨のお話をされておりました、私は、今置かれて教育の問題を、これは大変いいポイントを指している、これらと関係があるのじゃないか。その深めるという面と、それから大衆化していく中でどうそれを位置づけていくかという面、これは一遍に一言で答えるというのは大変難しいと思うのですが、このところをどう先にするのか、やはり今これだけ教育が関心を集めている最中で、順序というものはあるのじゃないだろうか。

今大学局長からお話がいったように、博士課程についてはオーバードクターの問題もある。私も承知しておりますが、大学院問題ももう一歩これは見直していく。そして教育改革全体の中で位置づけをして、その位置づけをした上で、ふやしても減らすも統合するも考えていくべきで、一遍ここで立ちどまって考える要素があるのじゃないかなという気がしているのですが、率直な御意見を伺いたいのです。

○森岡務大臣 これは私の出た学校のことですから遠慮なく言いたいと思うのですが、我々の先輩や仲間、卒業した、就職どうするんだという話をしたら、いや就職行くところないから大学院にでも残るよ、そういうふうに言った仲間がいまいた。すべての大学がそうだと思いますけれど

も、就職が、まあ我々の時代、そんな恵まれたときじゃなかったものですから、また大きな家庭や田舎から出てきた人たちが——田舎という言葉はよくないのかもしれない、差別語かもしれないが、地方から出てきた人たちにとっては、大きな期待を持たれて大学を出るのに、どうも一応世の中から見ても、大学院へ行くと言った方が格好がいいというふうなことで大学院へ行くような方も確かにあつたし、若干今でも私はやっぱりそういう傾向はないとは言えないと思うのです。

さはさりながら、今局長も答弁をいたしましたように、やはり大学院というのは、大学というのは、高等教育機関というのは、学問研究を行って、その学問研究を踏まえて、それをまた後輩たちに残していく、これが高等教育機関の一番大事な意義だ、こう私は思うのです。だから、そういう意味からいえば、高度の研究者を養成していくというの、これはもう絶対に欠くことのできない学問の大事なことだ、こう私は思います。あるいは専門職業人ということ、文部省の答弁を見ると専門職業人、私はどうも、もうちょっと權威ある言葉がないものかな、こう思っておりますが、まあそういうふうに、その道で一生懸命に仕事をしたい。そういう意味では大学院というの、やはり学問というの、これは深めれば深めるほどこれは深いわけでありまして、一般の大学の教育のところ、それを深めていくということは、全体的なバランスからいってもこれは必ずしも私はなじまないことだと思っております。そういう意味で大学院は充実させなければならぬ。まして二十世紀、日本の国はまさに人材しか資源がない国でありますから、学問はどんなに続けても、どんなに深みを持っていても私はこれは正しい、こう思っておりますから、そういう意味で大学院のあり方、大学院の充実、これからは文部省としては必要欠くべからざる大事な方向だろう、こう私は思っておりますが、さつきちよつとたまたま私の例で申し上げたわけでありまして、

いう面が使われていないとは言切れないという面もございますので、大学院のあり方や諸問題につきましては改めて検討してみることが必要がある、私はそのように考えております。

したがって、文部省の中にもそういう学識経験者で調査会もできておるようでございますから、大学院の今後のあり方について十分議論を踏まえて意見、考え方を述べてくれると私は思っておりますが、同時に、高等教育機関全体、多様化とかあるいは自由化とかいろいろなことを言われておりますけれども、その学問の、例えば四年制がいいのか三年制がいいのか、あるいは教養部のあり方はどうあるべきなのか、大学院はどういうような立場にあるべきなのか、こういうような問題もやはり日本の教育の中で最も大事な、私はこれは教育の、いわゆる生涯教育といえ一番ピークのところなのかもしれないが、一般に言われる教育の面からいえばちょうど社会へ出る出口のところでありまして、到達するところでありまして、ここから、このところが一番大事でございますので、常々予算委員会等で申し上げてまいりましたが、新しい教育に関する機関でこうした問題も、少し深まった議論を専門的な立場の皆さんでやっていただくことが適当ではないかな。これはそういうテーマでございますから新機関が考えることでありますけれども、私としてはそういう問題も御議論いただきたいという期待をいたしておるところでございます。

○池田寛委員 大学院のあり方も広く考え直そうという御答弁なんです、要するに学校の先生の資格を決めるときに、大学院を出た人がどうで大学がどうで短大がどうでと、私はそれはこれからまた免許法の問題で出てくると思うのですけれども、たまたまこの国立学校の設置法の中で確認しておきたいんですが、やっぱり資格というものと——これは学問の内容にもよると思うのです。どうしても大学院でないときわめていけないものもあると思うのです。とにかく押しなべて大学院卒がこうでという議論はちよつと

乱暴だし、国民全般から見ても、大学院というものの位置づけがまだまだきちつと定着してコンセンサスを得てないんじゃないか。大学ということについては、いろいろ父兄なんかも理解している。大学院まだあるのかということになってくると思うのです。きょうは時間がございませぬので、問題点を指摘だけをさせていただきたいと思っておりますが、ぜひ御検討願いたいと思うのです。

先に問題を移しますが、専修学校と短大、この問題も、若干今度の設置法の改正には触れております。これは一般論で結構ですが、国立での専修学校、国立での短大、これは数は余りないと思えますけれども、今後どういう方向になっていくのでしょうか。大変不勉強なんです、私が感じてるところを申し上げますと、専修学校はだんだん短大化するような方向で、短大は国立で位置づけられていくようですが、専修学校は少し減っていくように私は受けとめているのですけれども、専修学校というものは、最近国民の中にはかなり人気と言つてはなんですが、評価され直してきているように思います。そんな状況から見ても、専修学校というものを国立で理想的なものをつくっていくっていいんじゃないか、こうも思いますが、専修学校の今後について御所見を承りたいと思ひます。

○宮地政府委員 専修学校一般について申しますと、先生十分御存じのとおり、専修学校制度が充足しましてから大変な伸び方といえますが、学校制度としても非常に大きくなつてきておりまして、全体の数で申しますと、今日では、専修学校のシェアといえますが比率は、全体の短期大学の学生数と横並びなり、あるいはそれを上回るぐらいのところまで伸びてきているわけでございします。それは専修学校制度そのものが、非常に多様なニーズに対応し得る仕組みということで受け入れられてきているのだというぐあいに私も理解をしております。

御指摘の、国立の専修学校についてのお尋ねでございます、国立の専修学校では、これは今回

も御提案申し上げている点と関連をいたすわけでごさいます。看護学校が専修学校で現在置かれております。それで、今回も御提案申し上げているわけでございまして、医療技術短期大学の整備ということで整備を進めてございまして、これは、医学なり医療の高度化、複雑化あるいは人口の高齢化といういろいろな社会情勢の変化に対応いたしまして、医療技術者の資質の向上を図るというような観点で大学または短期大学で養成することが望ましいという関係者の要望を受けまして、私も、その対応をしておるわけでござい

す。御指摘の点は、専修学校でも十分その点に対応できるのではないか、それをなぜ短期大学として切りかえるのかというお尋ねかと思うのでございしますが、大変端的に申しまして、看護学校として置かれております場合の教官の定員で申しますと、教官組織の点が大変薄いと申しますが、これは専修学校の基準と短期大学の基準が当然異なるわけでございまして、看護学校として置かれております専修学校の場合の教官の数が非常に薄い。それが、医療技術短期大学部ということで切りかえることによりまして、短期大学の設置基準の適用があり、したがって教官組織の点で大変その層が厚くなる。端的に申しまして、医療技術短期大学に切りかえれば教官組織が厚くなって、その点で厚みがつくという点が申せるかと思うのでございまして。そういう点から、従来とも、各大学に置かれております医学部附属の看護学校を順次、医療技術短期大学部に切りかえるというところで、質の充実を図っているというところでござい

ますので、ぜひこれも御検討をいただきたいと思っております。時間がございませんで先に問題を移します。上越、兵庫等に開設された教員養成大学の運営でござい

私、以前にもこの法案がかかっている当時審議に参加した者として、その成り行きに関心を持っておりますが、手元にある資料によりまして、どうも学生の集まり方が余り芳しくない、このように受け取っております。最近少しくなってきたように受けとめておりますが、それでもなおかつ問題が若干あるように聞いております。特に現職の先生が二年間現場を離れて再教育をされ、この部分について法律をつくって大学をつくってきたわけですが、順調であるかどうか、今後どの点に着眼して是正しなければならぬのか、御承知になっておる点を御答弁いただきたいと思

○宮地政府委員 新教育大学について、特にその大学院において入学定員を満たしていない点があるのじやないかという御指摘であらうかと思

五十九年度の新教育大学の大学院の入学者選抜は、兵庫、上越、鳴門、三大学で行われたわけでござい

ところでございまして、もちろんまだ修了者が出ていないという点での社会的評価が必ずしもまだ固まってい

○池田(克)委員 せっかくつくった大学ですし、教育の一番根幹をなす教員の方々の資質の向上という非常に期待の寄せられた大学でござい

○森岡大臣 いろいろと経緯等につきましては局長からお話

をいただいた、こういうふうな受けとめさせていただきます。所期の目的を達するようになお一層努力をいた

が、青少年の有害図書規制です。文部大臣も、この問題については深い御関心を持っていら

時間もございせんが、この問題について教育の現場においてできるだけの手を打つということ

私は、そういう意味では読書指導ということ、子供たちは知的欲求を持っておりますので、こ

問題が学校現場に呼びかけて、あるいはこうすべきたというふうな方向、一遍には出てこないかも

しれません、この問題にかんがみて文部大臣の所見をお伺いしたいと思っております。

○森国務大臣 文部大臣といましては、子供たちの健全な育成を図る、そういう大事な仕事でございまして、こうした行き過ぎた性描写あるいは残虐な描写、そうしたことから子供たちを守るということが我々大人の義務であるし、また文部省としてもこのことに一番重きを置かなければならぬと考えております。

最近のこうした出版物というのは、教育上、先生から御指摘のとおり、私は極めて憂慮すべき事態だ、こう考えております。もちろん予算委員会の総理の発言からこの問題が大変大きな関心を持たれてきたわけでありまして、従来もこういう不良雑誌等については、総理府中心に文部省もいろいろと協議をし、処置もしてきたようでありまして、どうもなかなかうまく進まないのです。そういう雑誌が出る、出たから話題になる、その話題になったことが新聞に出ると、逆にその本が売れるという悪循環になるのです。そうして関係者を呼ぶ。総理府としても、あるいは警察が入るべきかどうかというのは、私もそこは定かではありませんが、指導をする。まことに申しわけなかった、気をつけますと言つて、その翌週や翌月号から健全になる。しばらく間を置くとまた出てくる。こういうイタチごっこをずっと繰り返してきた。むしろ何年も繰り返してきたこの積み重ねがここに来ておると私は思うのでありまして、そういう意味では、出版会社の皆さんの自衛が何よりも一番待たれるところでございますが、出版業界の皆さんの意見を聞いてみましても、業界の枠の中とアウトサイダーというものもあるのです。このあたりのところがなかなか難しいのです。とはいいますが、現実には日本を代表するような出版会社が全く恥ずかしいような雑誌をつくつておられる。もっとひどいのは、教育関係の機器や教育出版物をつくつておられる会社からそうした本が出ておることを経営者自身が知らなかった。恐らく自分の会社に何百冊、何百種類という雑誌がある

わけですから全部目を通せないとしても、弁解にならぬと思うようなことが結構現実の問題としてあるということで、総理大臣の答弁を受けて有害図書規制の法案を今与野党間で協議をしておられるということでございまして、文部省としては十分関心を持って見ておるところでございます。池田さんからも御指摘のとおり、表現の自由という極めて難しい問題はございまして、与野党間の合意の中で、表現の自由を侵さない範囲で適切な法律案を取り決められるということをしてきておりますだけに、ある意味では限界が来ておるのじやないだろうか。そういうような考え方をすれば、子供たちを守るという教育の任にある私の立場からいへば、表現の自由を侵さず適切にこの案ができて得るならば、むしろこの法案ができることを私は期待をいたしたい、こう思っております。

○池田(克)委員 この問題は、また具体的にいつと時間をかけて議論をしていかなければならぬと思ひますが、私が指摘したいのは、いろいろと議論されている中で学校現場における読書指導。今のところ自分の間というところで、学校図書館には司書を置いてないのが現状でございます。司書を置けばいいというものはございせんけれども、もともとと情操のある、しかも子供たちが関心を持つ本というものはあると思うのです。そういうものに目を向けさせていくということも重要な問題だと思つて、今問題提起をしたわけでございます。

きょうは審議促進ということで、それぞれ大変時間が短い中で質問をさせていただきましてけれども、また機会を改めて、この問題について私の考えもお聞き取りいただきたいと思ひますし、大臣の御意見も伺つて、これは何とか法規制をしないでいい方向にならないかと念願しておるわけでございます。これは答弁は結構でございます。ありがとうございます。

○愛野委員長 山原健二郎君。

○山原委員 ちょうど、ただいま池田さんの方から有害図書の問題が出ましたので、一言大臣にもお聞きし、また委員長にもお願いしたいんですが、確かに法規制の問題が今出されようとしておるのではないかと思われます。

しかし、法規制の問題は別にしまして、この問題については、例えばこの委員会でも集中して議論をするとか、あるいはこれに関係しております出版社その他の自衛を促す意味におきまして、参事としておいていただきまして議論をするとか、私も池田さんのおっしゃったように、やはり問題は国民の運動あるいは出版社の自衛によつて解決をするというのが一番よい方向だと思つておりますが、法の問題とは別に、この問題についてはかなり時間を割いた議論が必要だと思ひます。この点についての大臣の見解を伺いたしたいと思います。

また、委員長におきましても、理事会の方には一度提出したことはありますが、そういう参考人と呼ぶ等の御意思があるかどうか、伺つておきたいのであります。

○森国務大臣 委員会でも御議論をいただいたり参考人をお呼びするということとは、私から意見を申し上げることはいいかかと思ひますが、こうした問題は、今山原さん御指摘のように、国民の大きな関心を持つ問題でございまして、関係者ができるだけフリーなお気持ちで御議論いただくということは私はとても適切なことだろう、こう思つております。

先ほど池田さんの御質問の中で申し上げましたように、出版をしておられる、その経営をしておる社長は、本が出ておることは知つておりますが、どういふ中身が出ておるかということ意外に御存じないという面があるということも私は知りました。かつて私が初めて当選したときに、テレビのときもやはりそういう話が出まして、テレビの番組が夜遅くそういうものをやっているということを経営者が知らない、よく見てない、そういう意見も委員会の中であったようなこと

とも記憶いたしております。法規制の問題とは別といたしまして、国会はやはり神聖な国民の代弁者が集まつておるところでございまして、そうした議論が展開されるということは、そういう意味からいっても非常にいいことではないか。大臣という立場で申し上げるのはいいかかと思ひますが、同じ衆議院に籍を置く一人として、そんな感じを私は持つております。

○愛野委員長 ただいまの山原委員の御意見は、先般も理事会で御発言があつておりますので、後刻理事会で協議をいたします。

○山原委員 国立学校設置法につきまして質問をいたします。

この国立学校設置法の法案審議に当たりまして、毎年のように悩みが出てくるわけですね。日切法案だともおっしゃるし、さればいつて国会の運営自体から見ると、三月三十一日までに法案が成立するという条件は今まではほとんどないというふうな状態でございまして、我々にとつては非常にやりにくい審議になっております。しかし、きょうは各党一致して採決までいくということ、しかも途中で大臣が参議院の方へ呼ばれておるといふことで、私どもの質問も二回に分かれておつてございまして、この法案については私も基本的には賛成です。若干の学校、大学におきまして教職員定数の減が出ておりますが、これについては批判を持っておりまして、しかし法案全体に対しては賛成の態度をとりたと思つておりますが、幾つかの点で質問をいたしたいと思ひます。

一つは、今後の高等教育の計画についてですが、先ほどから質問もありましたように、ちょうど十八歳人口が昭和六十七年をピークにして増大をしていくわけにございまして、昭和五十八年の百七十二万三千人が昭和六十七年には二百四十八万八千人と、三十二万五千人の増となるわけにございまして。これに対して文部省としては大学進学率を大体何%に踏んで、そして何名の定員増をしようとしておるか。これは先ほど数字が出ましたけれど

も、確認をしておきたいのですが、いかがですか。

○宮地政府委員 先ほども御議論が出ていたわけですが、御案内のとおり、十八歳人口は昭和六十七年度で二百五十万のピークを迎えるわけですが、その前後で大きく増減をするというふうなことになるわけですが、この十八歳人口の推移なりあるいは高等教育の質的充実の必要性というふうなことの対応を踏まえまして、今後の高等教育の計画的整備のあり方については、現在、大学設置審議会において御検討いただいているというのが現状でございます。昨年十月の中間報告では、十八歳人口のピーク時である昭和六十七年度においても現在程度の進学率、つまり大学、短期大学で三五・一％ということでございますが、その進学率は維持できるような入学定員の増を図ることが必要であろうというふうに考えているわけでございます。

しかしながら、六十七年度以降十八歳人口がさらに急減をするということも踏まえまして、入学定員増のすべてをいわゆる恒常的な定員増で行うということは問題があるということで、六十七年度までには必要とする入学定員増のうち約半数程度については期間を限ったものとし、期間を限った定員は六十七年度以降漸次廃止をしていくというふうな考え方で対応をしているわけでございます。

○山原委員 いわゆる恒常的な定員、それから臨時定員増ということで先ほど数字が出ておりましたが、全体として八万六千人の増、二五・一％の進学率で、そして恒常的な定員が四万四千、それから臨時定員増が四万二千というふうに出ているわけですが、この恒常的な定員増については、私は当然国立大学をふやして対応することと

思うのでございます。

その点について伺いたいのですが、今後国立大学、学部、学科等の設置計画はあるのかどうかという点ですが、いかがですか。

○宮地政府委員 恒常的な定員増についての対応をどうするかというお尋ねでございますが、昨

年十月の中間報告ではその点は具体的には触れられておりませんが、その後の関係団体のヒアリングその他を通じて議論が出ております点は、今後の恒常的な定員増について国立と私立のシエアをどう考えるのかというふうな議論がございまして、専門委員会でも議論をされている点を御紹介いたしますと、その点は、おおむね現在の国立と私立とのシエア程度で対応するのが妥当ではなかろうか、つまり二対八程度で対応するのではないかというのが専門委員会でも議論をされておりますとおよその一致を見ている点でございます。

それからお尋ねは、今後国立の学部、学科等という増を考えているのかというお尋ねかと思えますけれども、それらの点について申し上げますと、五十九年度予算では具体的に入学定員増は極めて絞られた形でございまして、学部の増設は行わない、学科については極めて絞った形で対応しております。

現在まで予算措置と申しますか、具体的な措置をされた点で申し上げますと、例えば九州工業大学の情報系の学部の創設については従来創設準備に取りかかっておりまして、これらについては今後その準備の進行を見た上で具体的に今後の対応をする必要はあるのか、かように考えております。

そのほか、例えば農水産系の連合大学院の問題でございますとか、あるいは人文社会系の学部について個々の大学から従来から対応をしてくております、つまり改革調査等について調査費を計上している大学等もあるわけですが、それらの全体の整備をどう進めていくかということも、もちろん今後の財政状況等を見ながら、かつ、臨調の答申でも指摘されておりますように、新しい学部の組織全体の中で改組、転換を図るというふうなことも指摘をされておられるわけでございます。

大変厳しい対応を必要とするかと思っておりますけれども、真に必要なものについては、私ども、今後十分国立大学全体の整備ということとはやはり図っ

ていかなければならない、かように考えております。

○山原委員 いろいろおっしゃったのですが、特殊な学部の設置ですね、それからまた今までの各大学における計画、構想というものの対する改組というふうなものがお話に出たわけですが、今日十八歳人口の増大に対する対応としての学部の設置計画というのはまず考えられないというふうな受け取らざるを得ないと思うのです。

そうしますと、恒常的な定員増は大学をふやすのではなくて、私学の水増しという言葉は適当な言葉ではないけれども、しかし、結局私学の水増しを認めることによって解決をするという方向に向かうのではないのでしょうか。

○宮地政府委員 あるいは私、お尋ねの点を多少取り違えている点があるかと思えますけれども、先ほど恒常的な定員増について、国公立の別については中間報告では触れていないけれども、おおよそ国立、私立のシエアに近づいたというぐあいに申し上げたわけでございます。

設置者別の整備の近年の動向なり、あるいは現在の設置者別の入学定員の割合なりが一つの目安というところは言えるかと思いますが、臨時的な定員増その他全体、今後勘案しなければならぬ課題はいろいろござい

ます。

御指摘の点で、この計画が何か全体的にはあるいは私学の水増しで対応するのではないかというふうな御質問のようにお伺いしたわけですが、さすれば、私も、私学の入学定員の維持という点については、教育の質的な向上という観点から大事な一つの観点かと思っております。

現在程度の水増しということとは、これは今後十八歳人口がふえていく場合に、現状の改善をさらにその時期においてもやっていくというのはなかなか困難かというふうな議論もございまして、現状程度を維持する。少なくともそれよりも水増しをふやして対応していくということは毛頭考えていないわけでございます。最終的な目標年次の七十五年度では入学定員に対して一・一程度にまで

質的な向上を図るという観点から、入学定員の是正を図っていくという目標も持っているわけでございます。したがって、少なくとも、現状程度よりもさらに水増しをして十八歳人口の増加の対応をこなしていくという考え方は私ども、とっておりません。

○山原委員 考え方はとっていないと言っても、今まで水増しについては文部省は批判をしてきたわけですが。

そういう点から考えますと、私はもっと具体的に聞いていきますが、それじゃ私学助成の問題ですね。ことしは一二％減でございますけれども、結局この私学の水増しをなくするために、水増し分についての助成の減額を今まで文部省は措置してきたわけでしょう。そうじゃありませんか。

○宮地政府委員 私学振興財団の助成措置に当たりまして、質的な向上を図るという観点からそういう要素を考慮して補助金の配分に当たっているというところは、御指摘のとおりでございます。

○山原委員 私学助成につきまして、文部大臣はこの間、私の党の藤本議員に対して、私学助成については財政好転までは減額せざるを得ないと思えます、こういうふうにご答えておられますが、これは間違いないですか。

○森岡務大臣 当面、財政の状況あるいはまた臨調の答申等もございしますので、その方向に従っていかざるを得ないと思えますが、先ほどのどなたかの御質問にもございましたけれども、実質的には私学助成が生まれるような私学助成のあり方、配分の仕方等についていろいろ工夫をして、そして適切に、できるだけ国公立間の格差がないように、そういう方向で指導していきたい、こういうふうには私は申し上げております。

○山原委員 結局、私学助成について、財政好転まで削減せざるを得ないというふうには私は聞いたわけですが、今度の臨時増募は六十年から一部実施し、それから六十一年から本格実施し、六十七年までやる、これは間違いないわけですか。

○宮地政府委員 先ほども御答弁したわけござ

います。昨年十月に中間報告がまとめられまして、その後各方面の意見を伺って、遅くとも六月じゅうには取りまとめをいたしたいということ、大学設置審議会の計画分科会の専門委員会で作業を進めているわけでございます。したがって、最終的にはまだその点、ちょっと確定的に申し上げがたいのでございますけれども、考え方の大筋としては、ただいま先生御指摘になりましたような方向で対応することになるかと思ひます。

○山原委員 そうしますと、私は予算委員会でも質問をしたのですが、六十五年まで財政状況は好転しないというのが政府の今出している計画、しかもそれも、今度の予算委員会におきまして、そのめども困難である。要するに、六十五年になりましてもまだ財政好転は怪しいという大蔵大臣の発言になっております。結局、財政状態が好転するまで私学助成は削減ということになりますと、私学助成を減額しながら私学に対して水増し定員を強要していくことになるのじゃないかと思ひますが、そうじゃないですか。

○富地政府委員 先ほどもちよっとお答えをしたわけでございますが、現状程度の水増し入学と申しますか、私学が現状程度以上に水増しをして十八歳人口の増加に対応するというようなことは考えていないというぐあいに御答弁申し上げたわけでございます。私学助成の金額が今後財政再建期間中ふえないというようにことを前提にすれば、あるいは御指摘の点を私が取り違えているのかもしれないが、逆算をして、私学の学生一人当たりで割り戻せばその点が薄くなるのではないかと、いろいろな御指摘のなか、こう想像いたしたりもしておるわけでございますが、その点は、今後私学振興財団で、私学の質的な向上という観点から補助金の配分等についてもいろいろ工夫をしていく点もあらうかと思ひます。つまり、特色のある点を積極的に生かしていくという観点で対応していくような課題もあらうかと思ひます。また、私が理解しておりまして、私立大学で学部等をふやしました

際は、一般的には大体学年進行が完成してから補助金が出されるというような事柄もあるわけでございます。したがって、先生の御指摘の水増しになるのではないかと、私は、私はちよっと理解いたしたわけでございますけれども、先ほど御答弁申し上げましたような対応で今後も臨んでいくわけでございまして、全体的に十八歳人口がふえていくときの私学の水増し入学を、今よりもその弁を緩めることによって対応するというようなことを考えているわけでございませぬ。

○山原委員 この臨時増の定員四万四千、その内訳は、今まで文部省の出しております、各大学に對して三月十七日までに報告書を求めているものでは国立が大体八千名です。そうしますと、私学で三万五千九百人、こういう格好になるのじゃないですか。これまでの水増しを認めたらさらに三万五千九百人ということになりますと、結局七万八千人私学でいけば面額を見ると、格好になるのじゃないですか。

○富地政府委員 お話のように、期間を限った定員増が四万四千人でございまして、おむね国立、私立の現在のシェアで見ますと、国立では八千人程度を見るところになりますと、残りが私学で対応をお願いすることになるわけでございまして、その点はそれぞれの個別の私学の方で入学定員の増を行うというのを申請をしていただくことになるわけでございまして、その際の大学設置基準についてどのような弾力的な扱い方をするかという問題については、設置審議会の基準分科会がただいま御議論をいただいている点でございまして。

かいつまんで御紹介をいたしますと、具体的に例えれば校地については、そのための増ということ、は実際問題なかなか難しいことであらうかと思ひます。実際問題としては、多くの私立大学の場合におきましても、例えば校舎の基準にいたしましても、大体基準よりも上回って保有している私学が多いわけでございまして、また、教官組織にいたしましても基準を上回って置いている私学が多い

わけでございまして。したがって、そういうところ、でございまして、特段の措置を要せずして入学定員増が基準上は可能であらうかと思ひております。

現実問題としては、一番大きい点は、教室の確保その他はできてはおりまして、教官組織をどのように確保するか、それを現行の基準どおりで適用していくのか、あるいは期間を限った定員増の場合で申しますと、将来定員を減らしていく時期が出てくるわけでございまして、あるいは非常勤の教員で対応するということをどの程度見ればよろしいか。その点は、先ほども申しましたように、基準分科会がただいま御議論をいただいている点でございまして、その点もいづれ結論を得て、期間を限った定員増の場合の弾力的な取り扱いというものは結論をいただきましたらそれをお示しをいたしまして、個々の私学はその基準で対応をするということになるわけでございまして。

したがって、その期間を限った定員増を私学が引き受ける分について何も措置をしないということではないわけでございまして、ただいま申しましたような措置を検討していただきまして、実際にそれは学部、学科の増設なりあるいは既設の学部の入学定員増の申請をいただいて、それを設置審議会が審査をして対応していくということになるわけでございまして、何らの措置を要せずしてそれだけの入学定員の増を認めて水増しをしていくというような考え方をとっているものではないかと思ひます。

○山原委員 そのところ、いろいろ上手におっしゃるから私は大分ごまかされているのですけれども、数の上からいって、これは一方では私学助成はことしも削減しているわけで、一、二%の削減です。しかも財政事情の好転までは削減はやむを得ないということで、しかも入学者の数はやはり解消しなければこれは大変な、それこそ入試地獄は一層激化するわけですからね。そうしますと、結局あなた方文部省が一番今まで、水増しだ、あるいは私学の条件の劣悪化に

つながるんだと言って批判をしてきたそのことを、今度文部省自身が私学に対してやってくださうというふうになつていっているんじゃないですか。そういうことに対しては、私学から定員を申請をしてくれば、それに対して、例えば教室を含めてその条件を整備するための予算は出るとおっしゃるのですか。私学助成はふやしていくというのですか。それならそれでまた話はわかりますよ。

○富地政府委員 期間を限った定員増の私学側の対応でございまして、これももちろん、それぞれ個々の私学側で内部で御検討いただきまして文部省に申請を出していただくわけでございまして。したがって、それぞれ個別の私学で、今後期間を限った定員増がどれだけ対応できるかということとは、個々の私学がこの十八歳人口の全体の増にどこまで対応していただけるかということにかかわっているわけでございまして、これはその数字がそのまますぐ現実の数字になるかどうかということは今後の申請を待ってみなければ、ただいまのところどうということでは議論はできないことではないか、かように考えております。

そして、それをするために特別の補助を考えているのかというお尋ねでございまして、その点は私学助成そのものについては、現在の補助金の交付の仕方、それぞれ今後なお工夫、改善を要する点はあるかと思ひますけれども、期間を限った定員増をやるからそのために直ちに補助金とリンクさせるというような考え方はとっていないわけでございまして。

○山原委員 いろいろおっしゃるのでこっちはごまかされそうなので、ここで一服したいと思ひます。時間も参りましたし、ちよっと暇に落ちないところは後でやります。一応終わります。

○愛野委員長 江田五月君。
○江田委員 大学設置法改正案に関連して質問しますが、大臣がいらっしやらない、しかし大臣がいなくても質問してくれということ、どうぞ皆さん、大臣によく質問の身を後でお伝えを願ひたい。政務次官、ひとつよろしくお願いいたします。

す。

さて、私は、大学の門戸開放ということについて、きょうはお伺いしてみたいと思いますが、昭和五十六年の六月に中央教育審議会が「生涯教育について」ということで答申を出し、文部省はそれをお受けになって、どういう考え方でこの答申に臨んでいらっしゃるのか。とりわけ、きょうのテーマに關係して言えば、この答申の中で第二章の「今後の課題」の(一)というところに「教育機能の領域別の課題」、その中のイの「学校教育の弾力化と成人に対する開放」で「学校教育、特に大学教育をはじめとする高等教育の制度や運用方法の一層の弾力化、柔軟化を図る必要がある」というわけですが、さらに「第四章 成人期の教育」、その二の「成人への学校教育の開放」というところで大学教育の開放をいろいろと、諸問に対して答申があるわけですが、これはどういう基本的なお考え方でいらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○宮地政府委員 大学の生涯教育への対応といいますが、社会への開放でございしますが、これはその中央教育審議会の答申にも指摘をされているとおりでございまして、従来は日本の学校制度はいわば非常に直線的にと申しますか、小学校、中学校、高等学校、大学ということで非常に直線的に学校教育を済まして、それから社会に出るというケースが非常に多かったわけでございますけれども、やはり社会全体が非常に構造的に変化をしてきたと申しますか、高齢化社会にもなってきたおとし、また非常に多様化してきたおとし、一たん学校を出まして社会人となった後もう一度、再度教育の機会を得たいというような希望をする者もふえてきておるわけでございます。そういういわば生涯にわたる教育、学習の必要性ということが認識をされるようになりまして、大学もそういう要請に対応して積極的に社会に対して開放することが必要になってきておるわけでございます。文部省といたしましては、そういう高等教育を受ける機会を拡充するという観点で、具体的な点

で申しますと、例えば国立大学でも昼夜開校制というふうなことで、社会人が大学教育を受ける機会を得やすくいたしますとか、あるいはまた、昭和六十年四月から学生受け入れを実施するわけでございますが、生涯教育の中核的な高等教育機関として放送大学が設置され、ただいま準備を五十九年度予算でもいたしておるわけでございます。六十年四月から学生受け入れをするわけでございますが、放送大学なども、大学教育を社会人に開放する非常に端的な具体的なケースではないか、かように考えております。

○江田委員 昼夜開校制、放送大学、こう言われたのですが、もう一つかなり注目をされているものとして社会人入学ですね、これがあろうと思うのですが……

○宮地政府委員 社会人の大学入学の点ももちろん確かにあるわけでございます。大学の入学、選抜という点では、大学の入試そのものがいろいろ議論もあるわけでございますが、特に社会人の受け入れという点は生涯教育の推進という点からぜひとも必要をわけてございまして、そういう実践的な経験を積まして、問題意識を持ってさらに勉学を続けたいという人たちが大学が積極的に受け入れるということ、大変大事なことであらうかと思ひます。

五十八年度の社会人の大学入学者は、全体で四千余人というようになっております。そしてまた受け入れに当たりまして、いわゆる通常の入試とは違った入試制度、社会人のための特別の入学者選抜も積極的に考慮されているところでございます。

○江田委員 たしか四、五年前でしたか、立教大学でこれが最初に試みられた。その後次第にふえていく趨勢にあるというふうに見てよろしいかどうか。それから、国立大学では今具体的にどの程度社会人入学というのが実際に行われているか、これからどういう方向に向かおうとされているのか、この点を答えてください。

○宮地政府委員 社会人のための特別の入学者選

抜でございしますが、年度的に申し上げますと、五十六年度で十七大学二十三学部、志願者が千二百六人、入学者六百四十七人という状況でございますが、五十七年度が十九大学二十五学部、入学者千五百人、入学者六百八十八人、五十八年度が二十八大学四十一学部、入学者千六百六十七人、入学者九百八十一人というふうなことで、年度を追ってその点は拡大をされてきているわけでございます。

国立大学では、例えば名古屋大学、三重大大学が社会人のための特別入試を行っております。ほかに、五十九年度で申し上げますと、国立大学では山形大学工学部、名古屋大学法学部、三重大大学文学部、大阪外国語大学外国語学部、広島大学法学部、これは二部でございます。それから長崎大学教育学部というふうなものがございまして、これらの点は、大学の社会人開放のためには望ましいこととございまして、私どもとしても、今後ともその方策を積極的に推進してまいりたい、かように考えております。

○江田委員 選抜方法で、通常の選抜方法と異なる特別な配慮を行っている、国立大学の場合には端的に言ってどの点が一番通常の選抜の方法と違うのですか。

○宮地政府委員 具体的な例で申し上げますと、名古屋大学法学部の社会人の選抜のやり方でございしますが、筆記が外国語と小論文、外国語については辞書の持ち込み、使用を許しております。それから、一次合格者に対して面接の選抜試験をするというふうな形で実施をいたしております。

○江田委員 端的に言いますと、社会人に大学の門戸を開放しようと思うと、受験勉強をずっと続けている受験生と比べるとどうしても受験という点に関してはハンディキャップがある。そこで、なるべく受験のために特別の教育をしているということが必要ないようにしなければいかぬ、そこで今の英語の試験とかに辞書を持ち込んでいい、そういうことになっている。そうしますと、一

番のネックは実は共通一次で、これまでの国立大学の門戸開放の選抜の方法が他の場合と違う最大の特徴は、端的に言って共通一次がないということじゃないですか。

○宮地政府委員 社会人のための特別の入学者選抜をやっている場合には、定員の枠も別枠で考えるわけでございます。御指摘のように共通一次を実施していないというのも最大の特徴の一つかと思ひます。

○江田委員 この社会人入学、もっと拡充をして

いただきたいと思います。この社会人入学について、さらにこれの拡充を阻んでいるネックとして、例えば社会人になってから、さあよいよ社会の経験を経て本当に勉強が必要だ、こう思ってきた、しかし、一方で仕事をやりながら大学に入るといふのはなかなか難しい。ところが、ILO百四十号条約、有給教育休暇に関する条約というものがあつたのですが、これは我が国はまだ批准をしていない。労働省、お見えたと思いますが、これは今後どういふような態度で臨まれるつもりですか。

○金平説明員 御説明申し上げます。

御承知のとおり、百四十号条約は有給教育訓練休暇の目的の一つとして、労働組合教育というふうなものも規定いたしております。この点につきまして、実は国内法的に検討してみますと、労働組合法で否定しております不当労働行為、労働組合法七条三号という規定がございまして、それに抵触する可能性があるということがございまして、そういう国内法制との整合性ということについて十分検討してその上で措置を決めてまいりたい、こういうふうな今思っているところでございます。

○江田委員 ILO百四十号条約というものができている。今、批准をした国がどの程度あるか、ちよつと私もまだ十分調べておりませんが、国際的に、小学校からずっと進んで大学まで終わってという、そういう教育だけじゃなくて、いろいろな過程をたどって、さらにこれからある程度社会

に出た後に教育を受けた、そういう者に対して門戸を開いていこうという大きな趨勢がある。これに対して、何か労働組合教育というほんの小さなところにちよつとひっかかりがあるというので後ろ向きの態度をとられるというのは、どうも納得できない。いろいろ知恵を絞るべきだという気がいたします。

これととも一つ、労働省に有給教育訓練休暇奨励給付金制度というのがあるということですが、これは一体今どの程度金額で、これからどう臨まれようとしていますか。

○金平説明員 今先生おっしゃいました有給教育訓練休暇に関して、昭和五十年から労働省としましてはそれを助成するという制度を設けております。雇用保険法という法律がございまして、その中の能力開発事業ということでやってまいっております制度でございます。

これについては、御承知のとおり、その有給教育休暇というのが労働基準法で言う年次有給休暇とは別に、事業主が教育訓練のために本人の申し出があったときに休暇を与えるということをやっている場合には助成をするというよう内容になっておりまして、その本人の申し出及び事業主の承諾というのが二つの要件でございます。

そういう意味で、五十年に発足して以来、制度の普及というのが、本来そういう事業所内における休暇制度というものがまず前提になって、そしてそれが個々の労働者に適用されるということでもって給付対象になるものですから、個々の事業所の中におけるそういう制度の普及というのがなかなか遅々として進まないという問題点を持っております。しかしながら、昨年ですが、従来は事業所の中におけるそういう休暇制度について、例えば労働協約とか就業規則とか、そういうもので決めてなければだめだというふうな要件があったのですけれども、それを緩めまして、もっぱら労働組合の意見を聞いて、そしてそういう計画があつてその計画の中でそういう休暇制度を設けるということであるならば給付適用にしますという

ような改正をいたしております。その結果、最近のはまだ十分には未集計の状態ですが、一応想像できますのは、かなり適用がふえてきているのではないかと、このような改善を見ております。

○江田委員 労働省、御苦労さまでした。社会人入学とよく似たもう一つの制度で、社会人コースというのですか、入学の場合には初めから入学ですが、社会人コース、つまり一定の資格のある者に学士入学のような形で大学の門戸を社会に開放していく、そういう制度がある。これは岡山大学で一つあるわけで、ほかのところにもあるかと思ひます。社会のニーズとして、一般の大学の教養課程を修了している者に開かれていてコースなのですが、それだけじゃなくて、短大で勉強した者も、単位がちよつと足りないことはあります。それから、そのままというわけにはいかないけれども、何か多少の努力をすればこの社会人コースへの門戸を開いていただけないだろうか。そういう希望も強いし、短大卒である程度社会に出てきている、こういう者に社会人コースという道を開くことは十分検討する価値があると私も思ひますが、いかがですか。

○宮地政府委員 三年次の編入定員の問題でございます。これは昭和三十年代から一部の大学で措置されておりますが、四十年代後半から特に高等専門学校からの編入学を中心に工学部でこの措置が拡充されて、特に五十一年度設置されました長岡、豊橋の両技術科学大学においては、高専からの編入学を組織的に行うということで実施をしていくわけでございます。その後、工学部以外の学部についても編入定員が設けられてきております。現在十九大学、二十六学部において第三年次編入定員が措置をされているわけでございますが、その入学資格は、それぞれの大学において編入定員を措置するに至りました経緯もございまして、必ずしも一律ではないようでございます。しかしながら、お話の短大卒業生にも認めると

いうことについては、原則として私も差支えないものというぐあいに考えております。

なお、御指摘の岡山大学のケースについては、現在は短大からの編入は認めていないようでございますが、大学当局もその点については、六十年以降の課題ということで検討を始めておるといふぐあいに承知しております。

○江田委員 どうも時間がありませんのでもう一点ぐらいいいかと思ひますが、今の社会人入学というのは、社会に出て仕事を持つ経験を経てもう一度大学教育に戻っていききたいということと。

ところが、ちよつと観点を變えて、また別の生育の過程、これが帰国子女という問題ですね。日本の国内で制度化された教育のシステムの中で育ってきたというのじゃなくて、外国でいろいろな教育を受けた、そして大学へ入る年齢になった、あるいはそれより前に日本に戻つた、しかしなかなか日本の高等学校にうまく入っていかない、こういう者のために国際バカロレア制度、IBという制度があるわけです。このIBは大学の入学試験を受ける資格、大学入学資格という点ではよろしいのですけれども、しかしそれを認めればならぬ、それぞれの大学で行う二次試験も受けなければならぬ。

ところが、IBに対して特別の枠をつくつて、共通一次の問題などについて特別の配慮をして大学に受け入れる、こういう道が開かれておるわけですが、これも、これは現在の程度の国立大学でやっておつて、そして今後どういふふうになるのか。ここでもやはり共通一次免除あるいはそのウエイトを少なくするということが、実は帰国子女に対する門戸開放のキーポイントになっているというぐあいに思ひます。

この点を伺つて、残余の質問は大臣がお戻りになつてからのことにいたしたいと思ひます。

○宮地政府委員 帰国子女の入学選抜の問題についてのお尋ねでございますが、一般論として、

国際バカロレアの資格取得者についてはもちろん入学選抜を認めるという方向で動いてきておるわけでございます。

ただ、帰国子女の場合については、やはり先ほどの社会人入学の場合とはまた別の意味で特別の配慮が必要ではないかということは御指摘のとおりでございます。現在帰国子女を対象といたしまして特別選抜を実施いたしておりますのは、大学で申しますと、国立では十一大学——筑波大学、宇都宮大学、以下、学部によって多少、例えば新潟大学では教育学部を実施しておりますとか名古屋大学では法学部を実施しているというふうなことで、すべての学部というわけではございませんが、国立で十一大学、公立で五大学、私立では二十六大学が帰国子女を対象といたしまして特別選抜の実施をしているというぐあいに承知をしていただいております。

帰国子女はなお今後ともふえていく状況があるわけでございまして、そういう特別選抜が今後とも各大学で拡大されてまいりますように私どもとしても指導をしてまいりたい、かように考えております。

○愛野委員長 午後五時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後三時五十九分休憩

午後六時二分開議

○愛野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。山原健二郎君。

○山原委員 先ほどの質問と答弁がちよつと私にもわかりにくかつたのですが、何となくかみ合わない点がありましたので、ちよつと最初に……。

大学局長の答弁も参酌して、いわゆる八万六千人の募集定員というものは一致しております。そして、私学と国立の今日受け持っている比率は八対二ということですから、八万六千を八対二にしますと、私学が六万八千八百人、国立が一万七千

○山原委員 「水増し」という言葉はやはり私も気にかかるわけですが、現在の基準からいえば、これはもう明らかに「水増し」という言葉を使わざるを得ないわけですね。それからまた、文部省もそのことを使ってきたわけで、言っているわけですが、さらに私学に対する助成は抑制をされ、その上にたくさんのお金がばらまかれています。今日苦境を切り抜けようとしておられるのではないかと心配が出てきます。もちろん、予算獲得のために努力することはこれはもうお互い、文部大臣を初めとしてやらなければならぬことであり、私学の問題はこれで一応おさまります。私は、臨時増募を尊重するという政府の態度がある限り、やはり私学は大きな犠牲をかけるというところをこの際申し上げておきたいのです。

次に、国立大学の臨時増募について聞きますが、八千名の増員ということで三月十七日に各大学から計画を出すという通達が行っておりますが、この結果は現在どういうふうになっておりますか。

○宮地政府委員 御指摘のように、国立大学で個々の対応がどの程度可能かということをお知らせする調査をしておきますので、各大学に対して、どの程度可能性があるかということについての調査はいたしておるわけでございます。しかしながら、三月末というふうなことで、時期的にも非常にいろいろな行事その他とも重なっておりますので、一部の大学からはまだ回答が寄せられていないようなものもございます。全体の単純な集計では、現時点で受け入れ可能数としては約八千という数字はつかんでおるわけでございます。

これは、臨時増募を検討するに当たった第一段階での参考資料というぐあいに私も考えております。今後具体的な臨時増募受け入れ数については個別に各大学とも相談しながら検討していくということで、明年度の概算要求時期までに個々に相談を詰めていくという事柄でございます。

○山原委員 この報告書を——これは国立大学の今後の計画に関する問題ですから、国会としても責任を持つわけですが、この資料を本委員会に提供していただけますか、どうですか。

○宮地政府委員 国立大学の対応についてどういう対応をすべきかということについて、あらかじめ内部資料として各大学の意向を聞くという程度の事柄として、内部資料としてとりまとめたものでございまして、正式に概算要求をどうするということでの資料ではございませんので、その点は御理解を賜りたい、かように考えております。

○山原委員 これは各大学とも物すごく苦勞しておられるのです。私は幾つかの大学に問い合わせをしたわけですが、これは国会で国立大学の今後の構想、しかも教育改革をやられるというのですから、その衝に当たるとこの委員会に当然提出していただくべきものだと思います。また、それが出なければ、各大学とも一体どういうふうになっているのかからぬでしょう。文部省だけが握っている、これでは大学としても対応の仕方がないのです。しかも、これは苦勞をされておられます。これは後で時間があれば申し上げますが、もう時間がありませぬけれども、ぜひ私は国会に出していただきたい。これは委員長にもお願いしたいのです。

ここに「文教ニュース」がございます。三月二十六日に出してあるものですけれども、「臨時増募に苦慮、各大学に大きな格差」というのが出ておりました。この記事を見ますと報告書がまだ半分しか出ていない。しかもその中に、最高五割、中には二人か三人しか出ないという数字も出ています。それから、私学助成の見直しのために私学が非常に困難な事態を迎えているというところが出ておられます。そうすると今度は八千人を上回り一万人台に国立大学の臨時増募をやらなければならぬ、こういう記事、これは文部省に密着しなかったらこんな記事は出てこない。国会議員は知らない。しかし、マスコミの方ではこれをつかん

でおられる。私は当然この国会に出すべきだと思いますが、再度伺いますけれども、いかがでしょうか。

○宮地政府委員 記事については私、承知しております。

先ほど御答弁申し上げましたとおり、六十年度の概算要求に向かつてのあらかじめ各大学の対応がどうかということをお聞きしたい。お願いをした数字でございまして、各大学に対して公表しないことを前提にいただいております。いいえ、いわずとも、私どももまだ個々の大学とどうであるかという中身の精査ももちろんいたしてないものでございまして、そういう時点で外部へ、個々の大学の状況がどういふことであるかということについて出すことについては、私どもとしてはさらに事務的な精査を要するものでもございまして、具体的には六十年度の概算要求をまとめる段階において対応をいたすべきものではないか、かように考えております。

○山原委員 各大学とも、いわゆる八千人にどうすれば達するのかわからない努力はしておられると思うのです。でも、実際の大学のことはわからぬわけでしょう。うちがどれほどの対応ができるかと、みんな物すごく苦勞をしております。だから三月の末になっても半数しか出てこない。これは各大学の苦慮の結果なんです。苦しみながら、すよ。それを、しかもあなたの方は夏の概算要求時期、こういうことになってくると予算で誘導できるわけでしょう。あなたのところは少ないじゃないか、ではあなたのところは出してきて予算を削るよ、まさかそういう言葉を使わないかもしれないけれども、予算によって各大学を締め上げていくということだってできるわけですね。だから公開すべきである、公開して、そしてそれに対して各大学が自主的に対応できる体制をとってあげることが、この問題の処理につながるのじゃないかというふうには私は考えておるわけでござい

ますと、これはもう時間が足りませんからこれ以上追求するわけにいきませんが、これはぜひ委員長の今後大学の計画についての資料として提出していただくように御努力をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○愛野委員長 公開すべきであるか、公開すべきでないか、あるいは文部省として提出するに足る完成された資料のものであるかどうか、十分委員長として検討いたします。

○山原委員 国立大学の置かれておられる実態は、現状のままで臨時増募を行うということになります。一方では第六次の定員削減が行われているわけですから、そして閣議の決定は退職者の不補充ということでございます。その上に八千名の臨時増募ということになります。八千名の臨時増募というのは新年度入学定員を見ますと、平均すると国立大学七つか八つの数に及ぶ膨大な数なんです。それを引き受けなければならぬということになれば、それに伴うスタッフ、そして予算が伴わなければ大変な事態です。学校教育法にはちゃんと「大学は、学術の中心」と書かれておりますが、その学術の中心にふさわしくない劣悪な状況に国立大学も置かれていく。先ほどの私学の方もそうです、国立大学も置かれていく。

私は、そういう中で中曽根内閣が教育大改革などと言っておられることは、本当に奇妙だと思っております。やるべきことをやらないうちに幾ら二十世紀に向かつて教育大改革と言われても、私は信頼するわけにはいきません。今日の問題をどうするかということで必死になって内閣を挙げて闘い、教育の予算を切り取っていかれるならばまだわかりませんが、もうそれをずたずたに切られて、そして一方では教育大改革と言われても、私はこれは森文相に対して予算委員会でも四十人学級の問題でしつこく申し上げたのですけれども、どうもその辺が何となく納められないのです。だから本当に大学が、例えば二〇%引きを受ける大学の

場合を見ましたら、人文の場合は授業のこま数が十一こまふえるのです。語学に至っては二十四こま授業がふえる。そうすると非常勤の講師で対応するとしても、全学部から非常勤講師を出したとしても追いつかないのです。結局国外からお招きしなければならぬ。その際の旅費が出るのか、手当が出るのか、皆目わからないのです。これでは国立大学といえども引き受けることはできない状態に置かれていく。

これはある大学の実態ですが、物すごく苦勞しているのです。もうこれ以上やられたらたらないと書いてあります。教室にしても個別指導にしましても、もう悲鳴のような文章がここへ出てきております。しかも授業時間帯を十八時三十分まで延長するとかいろいろな努力、教官の部屋まで教室にあてがって、そして文部省の言うことに対して努力をしておられる。おられるけれども、これ以上はだめだということを書いておられるのです。これはもう全教授会で検討した上こういうふうに出されておられると思います。そしてその上に学士入学ができなくなる、転部入学ができなくなる、学生の実験室を改善しなければならぬ、備品も大幅に備えなければならぬ、常勤に近い非常勤講師がどうしても必要になる、こういうことがたくさん出てくるわけです。これを文部省が今押しつけようとしているのでしょうか。これが臨時増募の実態なんです。

この点について大学局長、そういう痛みがわかりますか。私はそれをお伺いしたい。

○富地政府委員 先生御指摘のような状況にあるところでは、増募はともできないことではないかと思いますが、そういうところについて私ども、それでもやっつけはしようという中で押しつけるといふようなことは毛頭考えているものではないかと思いません。どういう状況にあるかということ把握するために、まさに内部資料として各大学の状況をお伺いしているわけでございます。この臨時増募のための施策についてどういふ事柄をすべきかということについては、まあ現在検討中でございます。

まして、成案は得ていないわけでございますけれども、現有する施設、定員等の有効利用でございましてとか工夫改善を講ずるということで、可能な範囲で受け入れられるところについてお願いをするわけでございます。先生御指摘のように、そういう状況でとても受け入れられないというところについてまで私ども、押しつけるといふような考え方で対応しているものではないかと思いません。

○山原委員 それであれば、逆に問題が出てくるのですよ。八万何千というピークの状態になってくる十八歳年齢をどう始末するかという問題が出てくるのです。だから、各大学とも大変苦慮されておられる。いろいろな検討をされておられるけれども、御承知のように半数はまだ報告が出てきていない。これは三月十七日の期限で出されていくわけですが、でも今三月の末になっても出てこないというものは、それだけ苦勞しておられるということだと思えます。

きょうはこれ以上言いません。言いませんけれども、大学局長、いやそんなところに対して押しつけるようなことはしませんと言った、八千百名の消化だつてできなくなつてしまします。そういうジレンマが文部省にもあるのです。私は、そのことも心配して今言っているのです。だから、そういう点では、本当に単なるこのやりとりだけでこれを糊塗するのではなくて、やはり深刻に私は考えていたきたい。そして、本当にそういうことをやるならば、大臣も今言われましたように、大蔵省に対しても本当に予算もとる、定員もとるといふ構えでいかないと、問題の解決にならないで、むしろ日本の大学の質的低下というのが出てきますし、また逆に多くの私学、国立に対して犠牲を負わすことになるということを中心配しておりますから、そのことを言っておるということをお願いしたいと思います。

最後に、二、三分残っておりますので国立医科大学の問題ですが、今度高知医科大学が初めて卒業生を出すわけですが、救命救急センターというものです。これを四国では高知県だけで

はないということでも随分問題になってまいりました。医科大学自身も今度卒業生を初めて出すわけですから、なかなかそういう整備は困難だと思えます。けれども、もともとがここに医科大学を誘致する場合にはこのことが当初の計画に入っておったように思うのです。その点では、この国立医科大学という地方においては非常に重要な医療機関となっておりまして、他の病院や県立病院ではできない組織、内容を持っている、その国立医科大学に救命救急センターをつくる必要があるのではないかと思います。この点についてはぜひ検討していただきたいと思います。これは大学局長、いかがでしょうか。

○富地政府委員 御指摘のように、新設医科大学につきましては、ただいま学年進行で全体の整備を進めているわけでございます。先ほど御指摘があったわけですが、定員措置につきましても、病院の整備等年次計画に従って整備をするということもがまず新設医科大学の整備といたしましては必要な事柄でございます。したがって、御指摘の救急センターの問題につきましても、それは六十一年度以降の課題として検討すべき課題というぐあいに理解いたしております。

○山原委員 今度、医科大学に対して行政管理局が管理運営等についてメスを入れるということが各新聞に一昨日発表されたのでございしますが、文部省はこれを御承知でしょうか。また、これに対してどういふお考えでしょうか。

○富地政府委員 私直接は聞いておりませんが、新聞で記事になりましたことはもちろん見えております。メスを入れるというふうな感覚ではなくて、通常の行政監察の対象というところであらうかと思えます。私どもとしては、もちろん、教育研究に必要な体制の整備ということは今後も十分整えてまいりたい、かように考えております。

○山原委員 今度の健康保険制度の改正問題をめぐりまして、国立医科大学附属病院あるいは自治体病院等において非常に心配が起こっているわけでございますが、これと関連しての行管庁の管理

運営に対する監査ではないかということを感じておられるわけですが、そういうふうには受け取ってられません。

○富地政府委員 行政管理局の立場で、それぞれ毎年の監査計画というものを立てて対応しているわけでございます。医師養成全体の問題がいろいろ議論されていることでもあるというふうなこともなどももちろん考慮の対象にはなっているかと思えますけれども、私どもとしては、必要な国立大学の附属病院の整備そのものについては、今後とも十分対応してまいりたい、かように考えております。

○山原委員 これは重要な医療機関としての役割を果たしておりますし、また私も、私の県にできました医科大学を見させていただいたのですが、大変な努力ですね。これはもう本当に苦勞をしておられることを知っておりまして、これが今度の法改正によってさらに一層厳しい状態に置かれるということは何としても納得がいけないということをお願い申し上げます。

最後に、きょう中西議員の方からお話が出ました国士館大学の問題です。これは十二月の解散の前の国会におきまして、余りにもひどい状況にあるということで、柴田梵天総長を本委員会に証人あるいは参考人として出たいだくことが理事会に出ておったのでございしますが、その決着がつく前に解散、選挙ということになりました、立ち消えになっておりますけれども、私は今日の異常な事態、しかも、文部大臣は先ほどお答えになりましたように、異様な状態を感じ取っておられると思うのですが、委員長、この際、この問題について、できれば柴田総長においでいただきまして、事態を説明するための参考人あるいは証人として出席をしていただきたいと思いますが、委員長の見解をお伺いをしまして、私の質問を終わります。○愛野委員長 本国会では初めての申し入れでありますから、後刻理事会で検討させていただきます。江田五月君。

○江田委員 どうも大臣と相性が悪いのかどうか、まだ所信に対する質疑も終わっておりませんが、きょうの質問も、わずかの時間が寸断されたので非常にやりにくいのですが、きょうは実は私は、大学の社会に対する門戸開放ということについて、大臣がおられない間に少し伺ってみました。

今、社会人入学の制度であるとかあるいは学士入学というのか、三年から定員をふやして、その部分に、既に社会に出ていた皆さんから入れるようにするとか、あるいはまた、これはちょっと社会人入学と違いますが、帰国子女ですね、外国でのさまざまな経験を積んで、そして日本に帰ってくる、そういう皆さんを大学で受け入れるために、例えば国際バカロレアの資格を持っている者に対して別枠を設けるとか、そういうようなことがいろいろありますが、大学の門戸開放あるいは単線型教育に対して、その他のいろいろな生育の過程を経てこられた皆さんへ大学を開放するということ、こういうことについての大臣の基本的見解を伺っておきたいと思ひます。

特に、五十六年六月に出された中央教育審議会の答申の中で、「大学等の開放に關して、学校内部の理解や支持が得にくく、また教員が社会的需要を配慮した柔軟な教育課程を編成することに消極的である場合が少なくない。大学等の開放の可否は、窮極のところ、学校関係者の意識と姿勢にかかっている」とあり、教員や学校の経営責任者が大学等をより積極的に社会の中に位置づけるよう努力を払うことが期待される。こういうくだりがあるわけですが、この点を踏まえて大臣の見解を伺ひます。

○森国務大臣 答弁申し上げます前に、江田先生にも、それから山原先生にも、参議院の予算委員会の質疑要求がありました関係でもございしますが、それは言いながらも、衆議院の文教委員会を中断させて参議院の方に行かしていただきまして、大変御迷惑をおかけをいたしまして、おわびを申し上げ次第であります。

また、委員長初め、各党各派の皆さん方も、ただいま御審議をいただいております法律が、時間的に大変急がれておりますということにもかんがみまして、大変御協力いただきまして、こうして夜まで御審議をいただいておりますことに、本当に感謝を申し上げる次第であります。

江田先生と決して肌合ひが合わないわけではございません。そういう、ちょうど間の悪かった状況に出てきたわけでございます。お許しをいただきたいと思います。

基本的に、今先生から御指摘がございました大学を開放していく、私は大賛成でございます。ただ、先ほどの答申の御説明もございましたように、大学人というのは、やはりそれはそれなりの理由があると思ひますけれども、学問を探索していらっしゃる、そういう社会の中にいらっしゃる、いますから、どうしても社会から若干隔絶された面も出てくる。そういう意味では、これから新しい開かれた大学へということの対応を、これまでいろいろな文部省も努力しておりますし、各大学もいろいろな意味で新しいシステムを使っているようでございます。そういう努力もございしますが、なお一層、大学自体ができる限りこうした方向の頭の切りかえをいまして、意識を改めていただくというふうに、これは私どもから期待をしなければならぬことと思ひます。

同時に、帰国子女の問題あるいは社会人からの参加、これは総理が予算委員会の席上でも申し上げておりますように、一本の線ではなくて、いろいろな線をつなぎ合わせていく、単位の互換制、既にこれも実施をいたしているところもございしますが、あるいは専修学校との連結、幾つかの問題がございまして、こうした問題をも十分踏まえて、新しい大学のあり方なども、文部省としても取り組んでいきたいと思ひます。

それから、これは予算委員会でも申し上げたこととでございますが、やはり今の教育体系全体を見てもまいりますが、高等教育の問題のところに触れないわけにはいかないわけでございます。そういう意味で、これは新しい臨時教育審議会が御自

身でお考えをいただくことではございますけれども、こうした新しい二十一世紀へ対応する高等教育機関はいかにあるべきかというようなことも、十二分にひとつ御議論をいただいて、一つの方向性をぜひお示しをいただきたい、こんなふうに文部省をいたしましても期待をいたしておるところでございます。

○江田委員 同世代の大臣ですので、相性が悪いと困るわけで、よろしく願ひします。

大学の側がこの社会人入学などについて若干のちゅうちょがあるという点、これは私、やはり理解はしておかなければいかぬと思ひます。

というのは、大学というのは、そのときそのときの社会の、いわゆる経済界がこういうものを期待しているとか、そういう実情に従って、文部省の指示に従ってカリキュラムをいろいろ組まされるというふうなことになるのは困る。大学の自治というものはやはりあるわけで、しかし、そういう教育の中身の問題と別に、社会の、特に市民の、産業界のとあえて言わずに、市民の教育を受けたという要求、こういうものにはやはり真剣にこたえていかなければならぬわけで、大学の皆さんと文部省あるいは今までの経過の中で、大学の皆さんと文部省あるいは皆さんの信頼を得ていないというふうなことがあるのかもしれないという、い世代の大臣として、ここは胸襟を開いて大学の関係の皆さんと話を十分していただいて、さらに一層大学を市民の教育を受けたいという欲求にこたえるような大学に変えていく努力をしていただきたと思ひますが、いかがですか。

○森国務大臣 私は、大臣に就任をいたしましてからも積極的には国立大学協会あるいは私立大学協会、連盟の皆さんと懇談もいたしております。当面は入試に關しましての改善ということで、私どもから、ああしろ、こうしろということとは御遠慮しなければなりません。やはり高等教育機関としての使命に對しまして大変皆さんは忠実に努力をしておられますが、同時に、一方におきましては、やはりこうした教育が荒廃しているのではな

いかという病理現象は現実の問題として社会に起きているわけでありまして、学問を進め研究を深めていく研究者は全くそのことについて関知しないということであつてはならない。しかし、同時に、そのことは政治の中でも解決をしていかなければならない問題である、こういうふうな受けとめて、国立大学協会、私学関係の皆さんとも今後とも十二分に話し合ひを進めて、より建設的な方向づけをぜひしていただきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

同時にまた、先ほどちょっと触れましたけれども、これからの高等教育機関というのは、私は何といつても多様にしていかなければならぬ、ある意味では門戸開放もしていかなければなりません。学問をいわゆる修学する年限につきましても、もう少し対応を緩急自在に考えていく必要があるのではないだろうか。まだこれからスタートする段階でございしますが、放送大学なども駆使しながら、このことの単位を上手に生かしながら、高等教育の新しい行き方も芽生えてくるのではないかと、いふふうにも考えます。いづれにいたしましても、単に高等教育に進むのは一回の挑戦で十八歳にのみ限定をされるということであつてもなりませんし、社会に出まして勤め働いてからまた改めて学問を深めていきたい、研究をしたいという方々についてもまた大学に招き入れるようなシステム、そういうことも含めながら今後とも新しい大学の姿をぜひ求めていきたい、こういうふうな考えでおるところでございます。

○江田委員 ところで、大臣、大学をそういう単線型で下から上つてきた者以外の、一遍社会に出て社会経験を積んだ皆さんとかあるいは外国で生育してこられた皆さんとか、そういう人に開放する際に、大学に入るために一番の障害となつてい

る今の制度は何だとお考えですか。

○森国務大臣 ケース、ケースによつて違いますし、それから希望されております大学によつても違つてくると思ひますが、大ざっぱに言えば試験だろう、こう思ひます。

○江田委員 国立大学の場合にはそれは何ですか。

○森国務大臣 共通一次試験であろうかと思ひます。

○江田委員 そうなんです。大学を開放していく。開放しようとするほど共通一次を回避しなければならぬ。開放していくという価値と全く反するものが共通一次になっておるといふ現状が実はあるわけで、これはぜひ大臣、よく認識をしておいていただきたい。大学を多様化していく、画一的な教育を廃止していくという観点からも、共通一次というものを真剣に考え直してみたい。だきたいと思ひますが、もう既に質問持ち時間が終了したという紙が参りましたので、今のことを最後に伺つて、質問を終わります。

○森国務大臣 現在でも帰国子女などの入学につきましては、共通一次を廃止しまして二次のところから面接中心にいたしておる、そういう大学も既にございます。

しかし、そういう議論からまいりますと、江田先生のおっしゃりたいことは、そういう多様なことをやれば共通一次を廃止することが一番意味のあることではないか、こういう御指摘であらうかと思ひますが、決して突つ張つて申し上げるわけじゃありませんが、帰国子女でありますとか社会人が入ってくるというケースは、やはり現実の全休量からいいますとごくわずかでございまして、共通一次は三十数万の人が受けられるわけでありまして、そういう立場で入られる方も数はわずかでございます。共通一次は全く悪だという考え方は私はいたしておりません。ただ、共通一次を改善していく、そして二次試験のところにももう少し多様性を取り入れていく、こうしたところを私も期待をいたしておるところでありますし、文部省からこういうふうにしるという事は言えないことは御承知のとおりでございますから、国立大学協会初め関係者の皆さんが、国民が大きな目でこの問題を注目しておるのだということでもいい改善案をお考えいただけるだろう、こういうふう

に私は期待をいたしておるところであります。

○愛野委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○愛野委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

国立学校設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○愛野委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○愛野委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○愛野委員長 次回は、来る十一日午前十時理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時四十七分散会

第一類第六号

文教委員会議録第五号

昭和五十九年四月四日

昭和五十九年四月十四日印刷

昭和五十九年四月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P